

# 化学物質環境実態調査実施の手引き (令和2年度版)

令和3年3月

環境省大臣官房  
環境保健部環境安全課



## はじめに

化学物質環境実態調査は、昭和 49 年以来一般環境中における化学物質の残留状況を継続的に把握することを目的に実施され、その調査結果は、各種化学物質対策に活用されてきた。

本調査は、地方自治体の協力を得て実施されており、その内容は、試料の採取、試料調製、調査対象物質の分析、精度管理の実施及び分析結果の報告等多岐にわたっていることから、環境省ではこれまで、調査マニュアル等を作成し、調査方法等の統一を図ってきたところである。

平成 17 年度には、調査毎に作成されていた「化学物質環境実態調査実施の手引き」と「モニタリング調査マニュアル」を統合し、「化学物質環境実態調査実施の手引き（以下「手引き」という）（平成 17 年度版）」を作成し、平成 18 年度には「試料の採取及び検体の調製等」の項について具体的にわかりやすく説明した DVD マニュアルを作成した。また、平成 17 年度版「手引き」では、「モニタリング調査マニュアル」を基礎として改訂したことから、「初期環境調査」、「詳細環境調査」及び「分析法開発」を行うための情報が不足している面があったため、平成 20 年度に再度見直しを行い、平成 20 年度版「手引き」を作成した。

その後、平成 22 年度に開催された「化学物質環境実態調査のあり方に関する検討会」において、排出源を考慮して調査対象地点を選定するなど、新たな方針が報告書としてまとめられた他、試料採取時期や採取検体数など時代に合わせて調査の内容が少しずつ変更され、現在の調査実態と平成 20 年度版「手引き」に齟齬が生じている部分が見受けられるようになってきた。

そのため、今般、現在の実態調査と「手引き」の齟齬をなくし、より使いやすく、現状にあった「手引き」を作成すべく、平成 20 年度版手引きの改訂を行い平成 27 年度版とした。

令和 2 年度版では、統一的な実施方法に加え、これまでの調査で培った手法や実績を含めてさらに高い水準で確保することを目指すとともに、構成の大枠としては、平成 20 年度版の構成を維持することを基本とし、「第 2 章 試料の採取及び検体の調製等」については、大項目を「調査工程優先」から「調査媒体優先」に変更し、担当者が初めて化学物質環境実態調査の実施に携わる場合においても、支障なく業務が実施できる構成とした。

本書が、化学物質環境実態調査の円滑な推進に活用されることを祈念するとともに、本書の作成にあたり、地方環境研究所等を中心として、多くの専門家からの多大なるご協力とご理解を頂き、とりまとめることができた次第であり、ここに深く感謝の意を表するものである。

令和 3 年 3 月

環境省大臣官房  
環境保健部環境安全課



# 化学物質環境実態調査実施の手引き (令和2年度版)

## 目次

<b>第1章 化学物質環境実態調査の概要</b> .....	<b>1</b>
1 調査の経緯 .....	1
2 調査の目的 .....	1
2.1 初期環境調査.....	1
2.2 詳細環境調査.....	1
2.3 モニタリング調査.....	2
3 調査実施方針 .....	2
3.1 調査対象物質.....	2
3.2 調査対象地域及び地点.....	2
3.3 調査対象媒体.....	3
4 調査・検討の流れ .....	3
<b>第2章 試料の採取及び検体の調製等</b> .....	<b>7</b>
1 水質・底質 .....	8
1.1 調査計画.....	8
1.1.1 調査対象物質及び調査対象媒体.....	8
1.1.2 調査地点及び採取地点等.....	8
1.1.2.1 水質.....	9
1.1.2.2 底質.....	10
1.1.3 採取時期.....	11
1.1.4 その他留意事項.....	11
1.2 採取機材、試料容器、試薬等の準備.....	12
1.2.1 採取に用いる機材等.....	12
1.2.1.1 水質.....	12
1.2.1.2 底質.....	13
1.2.2 採取機材の保守・点検.....	13
1.2.2.1 水質.....	13
1.2.2.2 底質.....	13
1.2.3 採取機材、試料容器等の洗浄・保管.....	13
1.2.4 試薬類の準備.....	16
1.3 試料の採取.....	16
1.3.1 水質.....	18
1.3.1.1 採取方法.....	18
1.3.1.2 検体数と採取試料量.....	18
1.3.1.3 採取時の測定及び記録.....	19
1.3.2 底質.....	19
1.3.2.1 採取方法.....	19
1.3.2.2 検体数と採取試料量.....	20
1.3.2.3 採取時の測定及び記録.....	21

1.4	検体の調製等	21
1.4.1	水質	21
1.4.1.1	検体の調製・保存	21
1.4.1.2	pH	22
1.4.1.3	生物化学的酸素要求量 (BOD)	22
1.4.1.4	化学的酸素要求量 (COD)	22
1.4.1.5	懸濁物質 (SS)	22
1.4.1.6	溶存酸素 (DO)	22
1.4.1.7	塩化物イオン又は導電率 (EC)	22
1.4.2	底質	22
1.4.2.1	湿泥試料の調製	23
1.4.2.2	水分含量の測定	23
1.4.2.3	強熱減量の測定	23
1.4.2.4	泥分率の測定	23
1.5	試料の保存	23
1.5.1	水質	23
1.5.2	底質	24
1.6	他機関への試料・検体送付	24
1.6.1	水質	25
1.6.2	底質	25
1.7	報告書の作成	26
<b>2</b>	<b>生物</b>	<b>27</b>
2.1	調査計画	27
2.1.1	調査対象物質及び調査対象媒体	27
2.1.2	調査地点及び採取地点等	27
2.1.3	採取時期	29
2.2	採取機材、試料容器、試薬等の準備	30
2.2.1	採取に用いる機材等	30
2.2.2	採取機材の保守・点検	31
2.2.3	採取機材、試料容器等の洗浄・保管	31
2.2.4	試薬類の準備	33
2.3	試料の採取	33
2.3.1	採取方法	33
2.3.2	検体数と採取試料量	36
2.3.3	採取時の測定及び記録	36
2.4	検体の調製等	38
2.4.1	体重、体長等の測定	38
2.4.2	年齢の査定	39
2.4.3	性の判別	41
2.4.4	前処理 (魚類及び貝類)	42
2.4.5	水分含量 (%) の測定	45
2.4.6	脂質重量 (%) の測定	45
2.5	試料の保存	46
2.5.1	検体調製前の試料の保管	46
2.5.2	検体の保管	46
2.6	他機関への試料・検体送付	46
2.6.1	採取した生物個体	47
2.6.2	粉碎・均質化した検体	48
2.7	報告書の作成	48
<b>3</b>	<b>大気</b>	<b>49</b>

3.1	調査計画	49
3.1.1	調査対象物質及び調査対象媒体	49
3.1.2	調査地点及び採取地点等	49
3.1.3	採取時期	51
3.1.4	その他留意事項	51
3.2	採取機材、試料容器、試薬等の準備	51
3.2.1	採取に用いる機材等	51
3.2.2	採取機材の保守・点検	52
3.2.3	採取機材、捕集材等の洗浄・保管	52
3.2.4	試薬類の準備	55
3.3	試料の採取	56
3.3.1	採取方法	56
3.3.2	試料の採取数及び採取量	68
3.3.3	採取時の測定及び記録	68
3.4	検体の調製等	70
3.4.1	粉じん量の測定	70
3.5	試料の保存	71
3.6	他機関への試料・検体送付	71
3.7	報告書の作成	72
	<b>【参考文献】</b>	<b>73</b>
<b>第3章</b>	<b>分析</b>	<b>75</b>
<b>1</b>	<b>調査計画</b>	<b>76</b>
1.1	調査対象物質及び調査対象媒体	76
1.2	分析方法	76
1.3	分析時期	76
<b>2</b>	<b>試薬、器具等の準備及び分析装置の調整</b>	<b>76</b>
2.1	試薬、器具等の準備	77
2.2	標準物質（溶液）の調製	77
2.3	分析装置の調整	77
<b>3</b>	<b>分析方法の確認</b>	<b>77</b>
3.1	検量線の作成	77
3.1.1	絶対検量線法	78
3.1.2	内標準法	79
3.1.3	サロゲート法	80
3.1.4	相対感度係数法（RRF法）	82
3.1.5	標準添加法	83
3.2	装置検出下限値（IDL）及び装置定量下限値（IQL）	84
3.2.1	IDL及びIQLの測定及び算出の目的	84
3.2.2	IDL及びIQLの測定及び算出方法	85
3.2.3	水質、底質及び生物の測定におけるIDLの算出事例	87
3.2.4	大気系におけるIDL試料換算値の算出方法	88
3.3	分析方法の検出下限値（MDL）及び定量下限値（MQL）の測定及び算出	89
3.3.1	MDL及びMQLの測定及び算出の目的	89
3.3.2	MDLの測定及び算出を省略しても良い条件	90
3.3.3	MDL及びMQLの測定及び算出方法	90
3.3.4	初期環境調査及び詳細環境調査におけるMDLの取り扱い	91

3.4	添加回収試験	94
3.4.1	試験の目的	94
3.4.2	試験方法	94
3.5	操作ブランク試験	96
3.5.1	試験の目的	96
3.5.2	試験方法	97
3.5.3	ブランク水	97
3.5.4	ブランクが検出された場合の取り扱い	98
3.5.5	ブランクの汚染源と低減方法等	98
<b>4</b>	<b>検体の分析</b>	<b>99</b>
4.1	分析方法	99
4.2	同定及び定量	100
4.2.1	ピークの検出	100
4.2.2	調査対象物質の同定	100
4.2.3	調査対象物質の定量	100
4.3	精度管理	101
4.3.1	装置の安定性	101
4.3.2	操作ブランク試験	103
4.3.3	トラベルブランク試験	103
4.3.4	二重測定	104
4.3.5	サロゲート回収率	105
4.4	ラウンドロビン試験	105
4.4.1	試験の目的	105
4.4.2	試験方法	105
<b>5</b>	<b>データの評価</b>	<b>106</b>
<b>6</b>	<b>データの管理</b>	<b>107</b>
<b>7</b>	<b>報告書の作成</b>	<b>108</b>
	<b>【参考文献】</b>	<b>115</b>
<b>第4章</b>	<b>分析法開発</b>	<b>117</b>
<b>1</b>	<b>調査計画</b>	<b>117</b>
1.1	調査対象物質及び調査対象媒体	117
1.2	情報収集	117
1.3	開発計画	120
<b>2</b>	<b>採取機材、試料容器、試薬等の準備</b>	<b>121</b>
2.1	採取に用いる機材等	121
2.2	採取機材、試料容器、捕集材等の洗浄・保管	121
2.3	試薬類の準備	121
2.3.1	標準物質(溶液)	121
2.3.2	その他の試薬類	122
<b>3</b>	<b>測定機器条件の最適化</b>	<b>123</b>
3.1	機器の調整	123
3.2	検量線の作成	123
3.2.1	絶対検量線法	124
3.2.2	内標準法	124



3.2.3	サロゲート法	126
3.2.4	相対感度係数法 (RRF 法)	128
3.2.5	標準添加法	129
3.3	検出機器の性能確認 (IDL 及び IQL の測定及び算出)	130
3.3.1	IDL 及び IQL の測定及び算出の目的	130
3.3.2	IDL 及び IQL の算出試験	131
3.3.3	水質、底質及び生物の測定における IDL の算出事例	132
3.3.4	大気系における IDL 試料換算値の算出方法	134
3.3.5	IDL の確認試験	135
4	分析方法の検討	135
5	分析方法の確認	135
5.1	MDL 及び MQL の測定及び算出	135
5.1.1	MDL 及び MQL の測定及び算出の目的	135
5.1.2	MDL 及び MQL の測定及び算出方法	136
5.1.3	MDL 算出用試料の選定及び調製方法	136
5.2	添加回収試験	138
5.2.1	試験の目的	138
5.2.2	試験方法	138
5.3	操作ブランク試験	141
5.3.1	試験の目的	141
5.3.2	試験方法	142
5.3.3	ブランク水	142
5.3.4	ブランクの汚染源と低減方法等	142
5.3.5	トラベルブランク	144
5.3.6	MDL を超えるブランクが検出される場合の定量方法	144
5.4	分解性スクリーニング試験 (簡便法)	145
5.4.1	試験の目的	145
5.4.2	試験方法	145
5.5	試料保存性試験	147
5.5.1	試験の目的	147
5.5.2	試験方法	147
5.6	再現性の確認方法	149
6	報告書の作成	149
	<b>【索引】</b>	<b>150</b>
	化学物質環境実態調査実施の手引き (令和 2 年度版) Q & A 集	151



# 第1章 化学物質環境実態調査の概要

## 目次

第1章 化学物質環境実態調査の概要.....	1
1 調査の経緯.....	1
2 調査の目的.....	1
2.1 初期環境調査.....	1
2.2 詳細環境調査.....	1
2.3 モニタリング調査.....	2
3 調査実施方針.....	2
3.1 調査対象物質.....	2
3.2 調査対象地域及び地点.....	2
3.3 調査対象媒体.....	3
4 調査・検討の流れ.....	3



# 第1章 化学物質環境実態調査の概要

## 1 調査の経緯

昭和 49 年度に、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（以下「化審法」という。）制定時の附帯決議を踏まえ、一般環境中の既存化学物質の残留状況の把握を目的として「化学物質環境調査」が開始された。昭和 54 年度からは、「プライオリティリスト」（優先的に調査に取り組む化学物質の一覧）に基づく「化学物質環境安全性総点検調査」の枠組みが確立され、化学物質環境調査はその一部に組み込まれたほか、関連調査として生物モニタリング、非意図的生成化学物質汚染実態追跡調査、水質・底質モニタリング、指定化学物質等検討調査等が拡充されてきたところである。

その後、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（以下「化管法」という。）の施行、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（以下「POPs 条約」という。）の発効等を踏まえ、今日的な政策課題に迅速かつ適切な対応等のため、「プライオリティリスト」方式の調査について抜本的な見直しが行われた。

見直しの結果、調査の結果が環境中の化学物質施策により有効活用されるよう、各担当部署からの要望物質を中心に調査対象物質を選定する方式に変更されるとともに、「初期環境調査」、「暴露量調査」及び「モニタリング調査」という目的別の調査から構成される「化学物質環境実態調査」を新たな枠組みとして実施することとなった。

平成 18 年度からは、「初期環境調査」、「詳細環境調査」及び「モニタリング調査」の調査体系で実施するとともに、化学物質環境実態調査の支援事業として「環境試料保存事業」、「分析法開発事業」等についても精力的に取り組んでいる。

さらに、平成 22 年度より、排出源を考慮した調査対象地点の選定やモニタリング調査における調査頻度等を見直した調査を実施している。

## 2 調査の目的

### 2.1 初期環境調査

初期環境調査は、環境リスクが懸念される化学物質について、一般環境中で高濃度が予想される地域においてデータを取得することにより「化管法」の指定化学物質の指定、その他化学物質による環境リスクに係る施策について検討する際のばく露の可能性について判断するための基礎資料等とすることを目的とする。

### 2.2 詳細環境調査

詳細環境調査は、化審法の優先評価化学物質のリスク評価等を行うため、一般環境中における

全国的なばく露評価について検討するための資料とすることを目的とする。

## 2.3 モニタリング調査

モニタリング調査は、化審法の特定化学物質等について、一般環境中の残留状況を監視することを目的とする。また、POPs条約に対応するため、条約対象物質等の一般環境中及び人体中における残留状況とその経年変化を把握することを目的とする。

## 3 調査実施方針

### 3.1 調査対象物質

化学物質環境実態調査は、一般環境中でのリスクが懸念され、施策の実施について検討が必要とされる化学物質を対象とする。

初期環境調査では、ばく露の可能性の判断及び環境リスクのスクリーニング的な評価が必要と考えられる物質を調査対象物質とする。化管法の指定化学物質の指定について検討する物質、内分泌かく乱作用による環境リスクの検討が必要と考えられる物質、環境リスク初期評価を行うために水環境又は大気環境における残留状況の把握が必要とされる物質、その他社会的要因から調査が必要とされる物質の中から調査対象物質を選定することとする。

詳細環境調査では、全国的なばく露評価による環境リスクの検討が必要と考えられる物質を調査対象物質とする。原則として化審法の優先評価化学物質のリスク評価について検討する物質の中から調査対象物質を選定することとするが、必要に応じて、その他の化学物質関連施策において初期環境調査の結果等から一般環境における全国規模での環境リスクの検討が必要とされた物質についても調査対象物質として選定することとする。

モニタリング調査では、原則として化審法の特定化学物質及びPOPs条約対象物質について調査を実施する。なお、POPs条約の候補物質については、経年変化を把握するに当たっての初期値と位置付けられることから、モニタリング調査の調査対象物質に含めることとする。

### 3.2 調査対象地域及び地点

化学物質環境実態調査における「一般環境」とは、工場又は事業場の敷地境界及び排出口等の特定の排出源の直近を除く地域とする。

初期環境調査では、ばく露の可能性の判断及び環境リスクのスクリーニング的な評価において安全側の検討を行うため、化学物質の排出が想定される排出源に近く、高濃度が予想される一般環境で調査を行うことを基本とする。

詳細環境調査では、一般環境中における全国的なばく露評価を行うための資料を得るため、全国各地域における代表性のある一般環境で調査を行うことを基本とするが、一般環境中でリスクが懸念される地域が特定できる物質にあつては当該地域における一般環境での調査を含めること

を基本とする。

モニタリング調査では、全国各地域における代表性のある一般環境で、継続的な調査を行うことを基本とする。

### 3.3 調査対象媒体

化学物質環境実態調査は、原則として水環境試料、底質環境試料、生物環境試料及び大気環境試料のうち、環境リスクに係る検討に必要な媒体から採取された試料を対象とする。モニタリング調査における POPs 条約対象物質及び候補物質の調査では、前述の媒体に加えて条約においてコアメディアとして指定されている人体試料も対象媒体とするが、第 2 章 試料の採取及び検体の調製等及び第 3 章 分析に該当する事項は別途定める。

## 4 調査・検討の流れ

化学物質環境実態調査の全体の流れについては、[図 1-1](#) に示すとおりである。

当該調査の試料の採取及び検体の調製並びに分析等の流れについては、[図 1-2](#) に示すとおりである。分析法の開発、試料の採取及び検体の調製並びに分析等は、地方公共団体の試験研究機関等の協力を得て実施している。

[図 1-2](#) に示す事項のうち、試料採取及び検体の調製等に係る実施内容及び実施に当たっての留意点を本書の**第 2 章**に、分析に係る実施内容及び実施に当たっての留意点を**第 3 章**に取りまとめた。

また、分析法の開発に係る実施内容及び実施に当たっての留意点は**第 4 章**に取りまとめた。

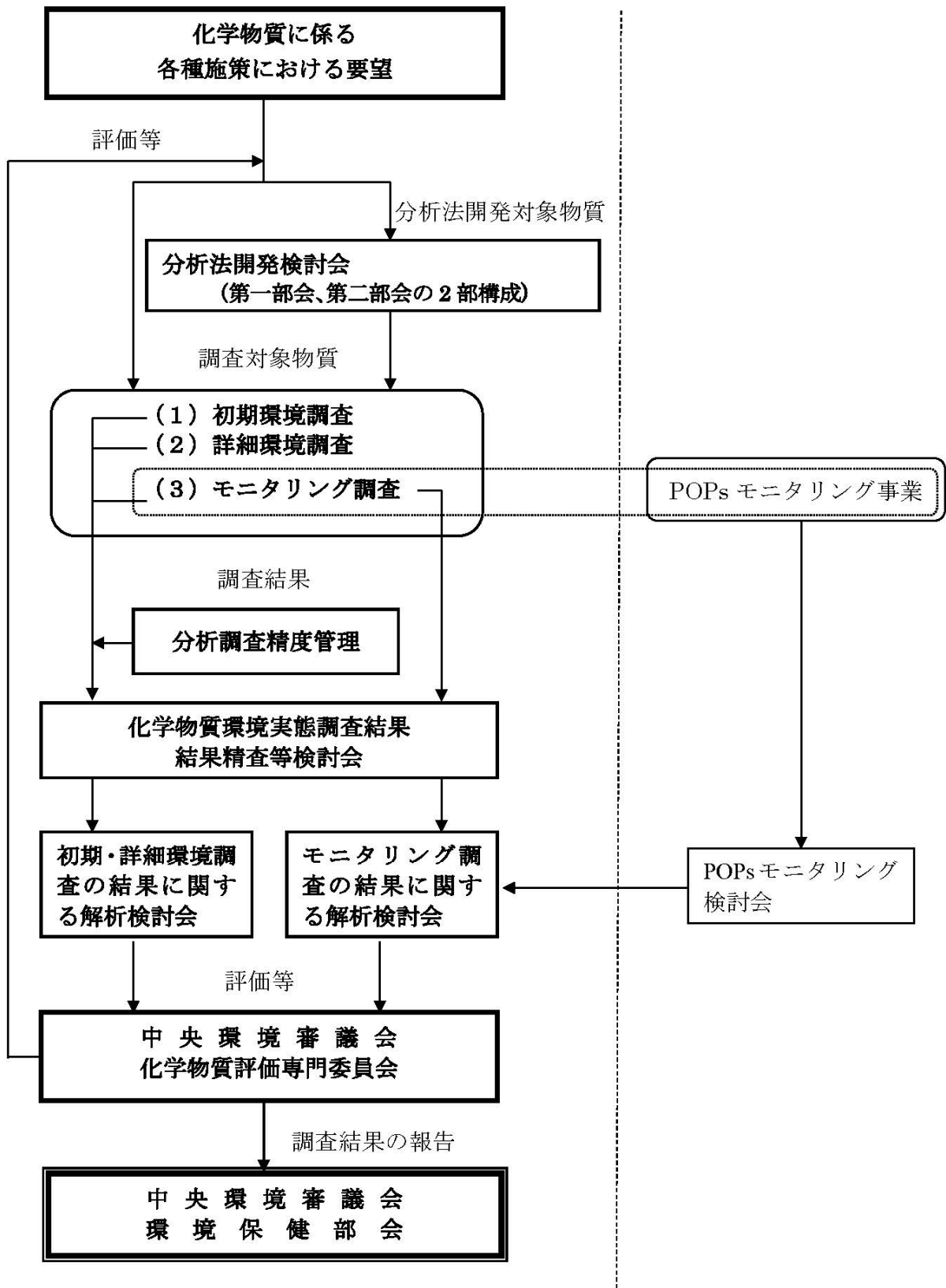
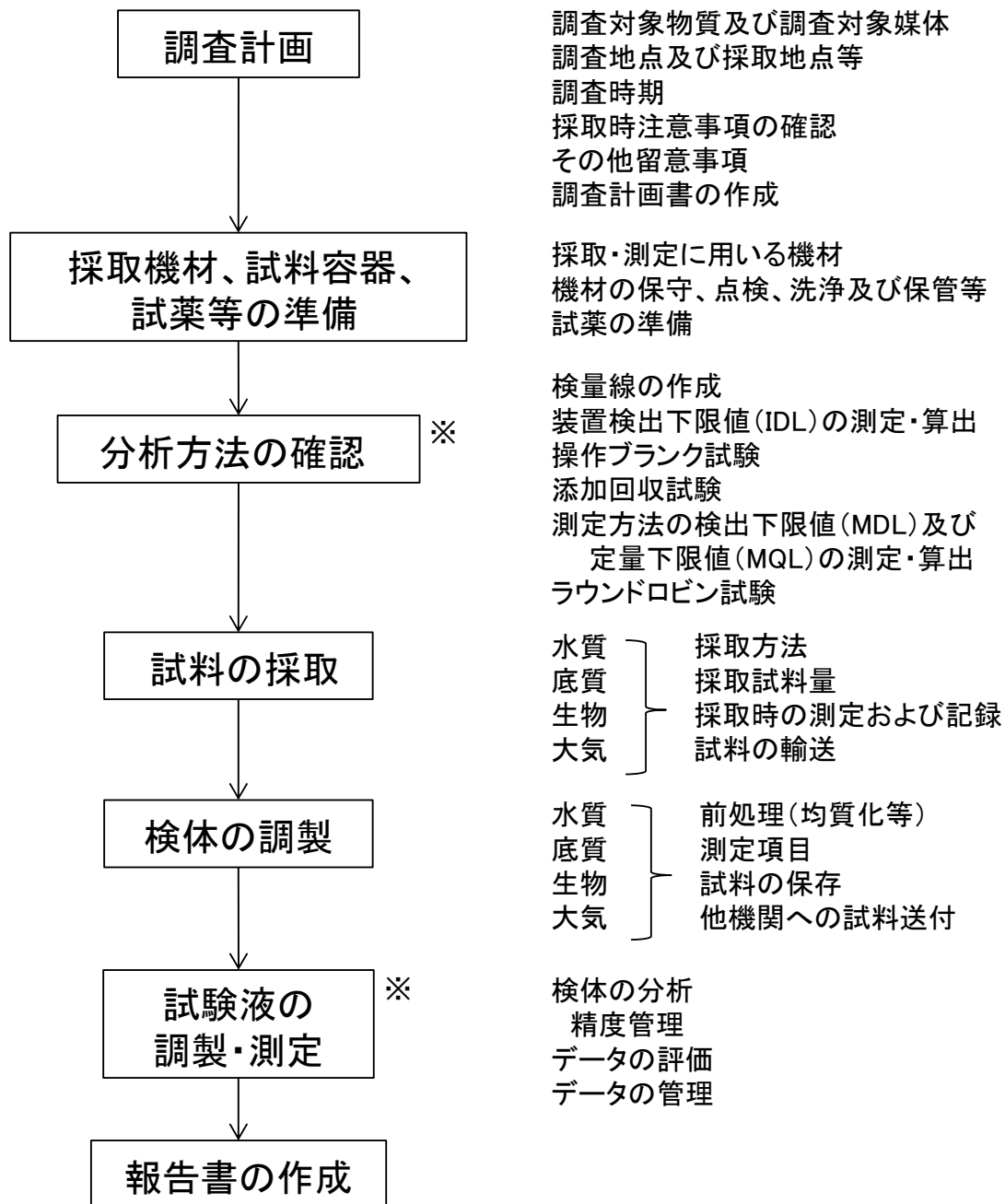


図 1-1 化学物質環境実態調査の検討体系





※の部分の説明は第3章を参照、それ以外の部分は第2章を参照

図 1-2 試料の採取及び検体の調製並びに分析等の流れ



## 第2章 試料の採取及び検体の調製等

### 目次

第2章 試料の採取及び検体の調製等	7
1 水質・底質	8
1.1 調査計画	8
1.1.1 調査対象物質及び調査対象媒体	8
1.1.2 調査地点及び採取地点等	8
1.1.2.1 水質	9
1.1.2.2 底質	10
1.1.3 採取時期	11
1.1.4 その他留意事項	11
1.2 採取機材、試料容器、試薬等の準備	12
1.2.1 採取に用いる機材等	12
1.2.1.1 水質	12
1.2.1.2 底質	13
1.2.2 採取機材の保守・点検	13
1.2.2.1 水質	13
1.2.2.2 底質	13
1.2.3 採取機材、試料容器等の洗浄・保管	13
1.2.4 試薬類の準備	16
1.3 試料の採取	16
1.3.1 水質	18
1.3.1.1 採取方法	18
1.3.1.2 検体数と採取試料量	18
1.3.1.3 採取時の測定及び記録	19
1.3.2 底質	19
1.3.2.1 採取方法	19
1.3.2.2 検体数と採取試料量	20
1.3.2.3 採取時の測定及び記録	21
1.4 検体の調製等	21
1.4.1 水質	21
1.4.1.1 検体の調製・保存	21
1.4.1.2 pH	22
1.4.1.3 生物化学的酸素要求量 (BOD)	22
1.4.1.4 化学的酸素要求量 (COD)	22
1.4.1.5 懸濁物質 (SS)	22
1.4.1.6 溶存酸素 (DO)	22
1.4.1.7 塩化物イオン又は導電率 (EC)	22
1.4.2 底質	22
1.4.2.1 湿泥試料の調製	23
1.4.2.2 水分含量の測定	23
1.4.2.3 強熱減量の測定	23
1.4.2.4 泥分率の測定	23

1.5	試料の保存	23
1.5.1	水質	23
1.5.2	底質	24
1.6	他機関への試料・検体送付	24
1.6.1	水質	25
1.6.2	底質	25
1.7	報告書の作成	26
<b>2</b>	<b>生物</b>	<b>27</b>
2.1	調査計画	27
2.1.1	調査対象物質及び調査対象媒体	27
2.1.2	調査地点及び採取地点等	27
2.1.3	採取時期	29
2.2	採取機材、試料容器、試薬等の準備	30
2.2.1	採取に用いる機材等	30
2.2.2	採取機材の保守・点検	31
2.2.3	採取機材、試料容器等の洗浄・保管	31
2.2.4	試薬類の準備	33
2.3	試料の採取	33
2.3.1	採取方法	33
2.3.2	検体数と採取試料量	36
2.3.3	採取時の測定及び記録	36
2.4	検体の調製等	38
2.4.1	体重、体長等の測定	38
2.4.2	年齢の査定	39
2.4.3	性の判別	41
2.4.4	前処理（魚類及び貝類）	42
2.4.5	水分含量（%）の測定	45
2.4.6	脂質重量（%）の測定	45
2.5	試料の保存	46
2.5.1	検体調製前の試料の保管	46
2.5.2	検体の保管	46
2.6	他機関への試料・検体送付	46
2.6.1	採取した生物個体	47
2.6.2	粉碎・均質化した検体	48
2.7	報告書の作成	48
<b>3</b>	<b>大気</b>	<b>49</b>
3.1	調査計画	49
3.1.1	調査対象物質及び調査対象媒体	49
3.1.2	調査地点及び採取地点等	49
3.1.3	採取時期	51
3.1.4	その他留意事項	51
3.2	採取機材、試料容器、試薬等の準備	51
3.2.1	採取に用いる機材等	51
3.2.2	採取機材の保守・点検	52
3.2.3	採取機材、捕集材等の洗浄・保管	52
3.2.4	試薬類の準備	55
3.3	試料の採取	56
3.3.1	採取方法	56
3.3.2	試料の採取数及び採取量	68

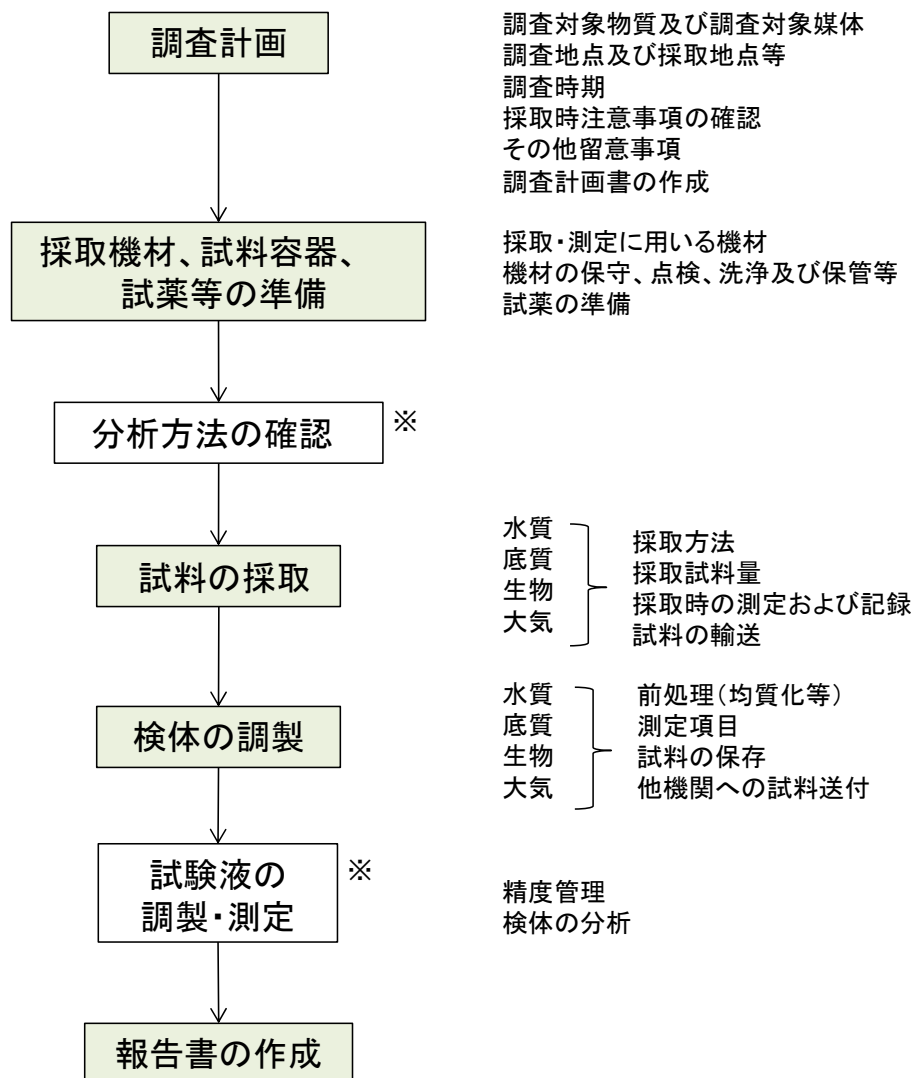
3.3.3 採取時の測定及び記録.....	68
3.4 検体の調製等.....	70
3.4.1 粉じん量の測定.....	70
3.5 試料の保存.....	71
3.6 他機関への試料・検体送付.....	71
3.7 報告書の作成.....	72
<b>【参考文献】</b> .....	<b>73</b>



## 第2章 試料の採取及び検体の調製等

第2章では、試料の採取方法、検体の調製方法等の実施内容及び留意点についてまとめている。ただし、試料採取については、委託契約内容を示した「化学物質環境実態調査委託業務詳細要領」（以下「詳細要領」という。）に定められた調査対象物質及び調査対象媒体に係る分析方法（通常「化学物質と環境 化学物質分析法開発報告書」（以下「白本」という）に基づき実施することとし、「詳細要領」及び「白本」に記載がない事項については、「化学物質環境実態調査実施の手引き（平成27年度版）」（以下「手引き」という。）に基づく実施を原則とする。

なお、本章の内容は一部動画として平成18年度に配布した「化学物質環境実態調査実施の手引き 試料の採取及び検体の調製方法」（DVD版）にまとめられているので参照されたい。



※試料採取のみの場合は不要。説明は「第3章 分析」を参照

図 2-1 試料の採取及び検体の調製並びに分析等の流れ

## 1 水質・底質

### 1.1 調査計画

試料採取機関は、調査実施に先立ち、調査対象物質及び調査対象媒体、調査地点及び採取地点並びに試料の採取方法及び検体の調製方法等について調査実施計画書を作成する。

作成した調査実施計画書に従って、採取場所、採取日時、採取方法及び採取機材等について、事前に確認し、準備する。

また、「詳細要領」、「白本」及び「手引き」に従って、以下の項目等について作業手順書を作成する。

- ① 試料採取・運搬用具等の準備、メンテナンス、保管及び取扱い方法
- ② 前処理用試薬類の準備、精製、保管及び取扱い方法
- ③ 分析用試薬、標準物質等の準備、標準溶液の調製・保管及び取扱い方法
- ④ 前処理操作の手順
- ⑤ 分析装置の測定条件の設定、調整、操作手順
- ⑥ 分析方法全工程の記録（使用するコンピューターのハード及びソフトを含む）

#### 1.1.1 調査対象物質及び調査対象媒体

調査対象物質及び調査媒体は、「詳細要領」に基づくものとする。

#### 1.1.2 調査地点及び採取地点等

化学物質環境実態調査における「一般環境」とは、工場又は事業場の敷地境界及び排出口等の特定の排出源の直近を除く地域とする。調査を実施する地域又は水域は、調査対象物質の排出源の直近にあるなど特段の理由がある場合を除き、既往の調査地点及び採取地点で調査を行うことを原則とする。

- 初期環境調査では、化学物質の排出が想定される排出源に近い一般環境で調査を行うことを基本としており、主に調査対象物質の排出が想定される地点の周辺地域において調査を行う。水系及び底質では排出地点下流の環境基準点又は補助点において調査を行うことを基本とする。
- 詳細環境調査では、排出源を特に考慮しない一般環境、リスクが懸念される一般環境、又は排出源を考慮した高濃度が予想される一般環境において調査を行うこととする。水系及び底質では排出地点下流の環境基準点又は補助点において調査を行うことを基本とする。
- モニタリング調査では、経年的な環境残留実態推移の把握を目的とすることから、原則として既往の調査地点及び採取地点とする。
- 地理的な広がりに対応し、地域全体の環境の状況を代表するよう調査地点又は調査水域を選ぶ。



- ◇ 地理的な代表性を考慮する。
- ◇ 集水域又は近接陸域における、人間活動の種類と密集度の違い等についての代表性を考慮する。
- 調査水域は湖若しくは湾、内海等の閉鎖性水域、又は河川を主とする。
  - ◇ 閉鎖性水域は水の入れ替わりが少ない水域であるため、集水域での化学物質の使用状況を反映しやすいことが利点である<sup>注1</sup>。
- 採取地点については、GPS<sup>注2</sup>等により緯度経度を記録し、採取地点を固定化する。これまで継続して環境調査を実施してきた地点が当該地区内にある場合は、原則として、その地点とする。

### 1.1.2.1 水質

- 水質の調査地点においては、海域や大型湖沼では、およそ 500 m 四方の範囲を一つの地区として、一つの地区から採取地点 1 ヶ所を選び、1 検体を採取する (図 2-2)。
- 河川では、上流から下流までの 500 m の流域を一つの地区として、海域等と同様に採取地点 1 ヶ所を選び、採取する。ただし、500 m 四方の範囲を一つの地区として選ぶことができない河川や小型湖沼では、採取可能な範囲内で試料採取を実施する (図 2-3)。河川幅が 500 m を越える河川においては、可能であれば流心 (又は中央部) の 1 ヶ所で、難しければ右岸又は左岸の 1 ヶ所で試料採取を実施する。

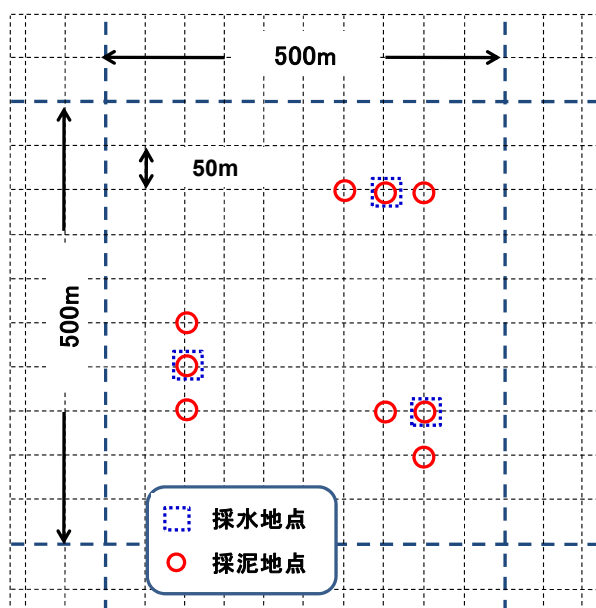


図 2-2 海湾・湖沼における採水・採泥地点 (例)  
※採水地点は 3 ヶ所から 1 地点を選択する。

<sup>注1</sup> 農薬のように排出量が時期により変動する化学物質が調査対象の場合、採取時期も含めてサンプリング計画を策定することが望ましい。

<sup>注2</sup> 携帯 GPS の基本的精度は数 m (GPS 信号に影響してくる電離層や大気圏通過時の遅延等による誤差源によるものでは 4.5~9.0 m) とされているが、受信状態 (衛星の配置状況 (時間や季節で異なる)、受信衛星数) や受信感度性能によって測定誤差は大きくなり、性能の良い受信機で受信状況が良い場合の測定誤差は 9~30 m 程度であり、悪い受信状態では、誤差は 60 m 以上にもなることを念頭においておく必要がある。例えば、日本では午前では精度が良く、午後になると精度が悪く不安定な状況になり、季節では、7 月が最も精度が良く、10 月と 2 月を中心に精度が悪くなることが知られている。そのため、精度の高い測定を行うためには、常時 4 衛星以上から測定値を取ることが重要となる。

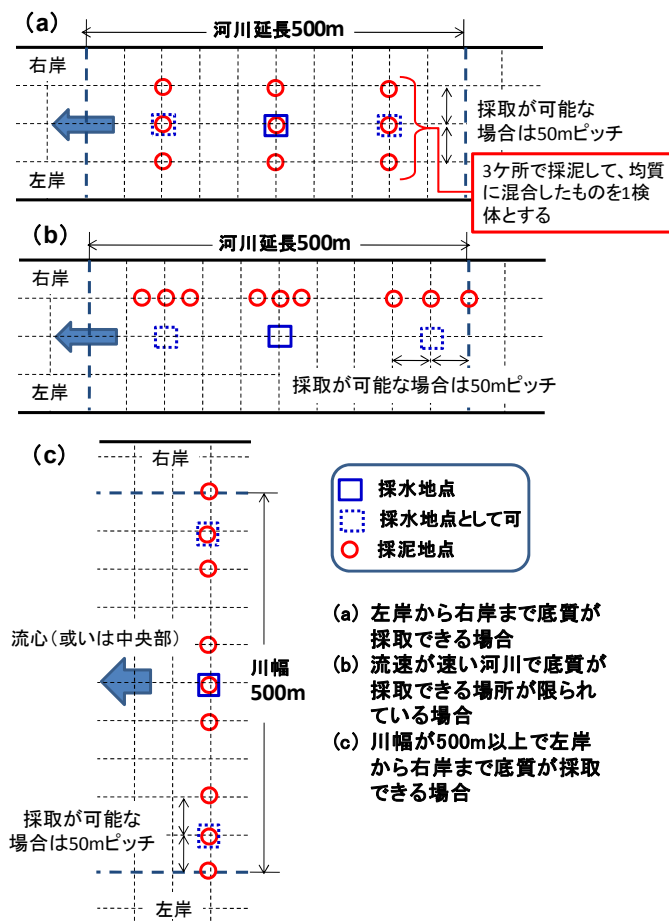


図 2-3 河川における採水・採泥地点 (例)

### 1.1.2.2 底質

- 媒体間の濃度関係を評価することを考慮して、原則として、水質と同じ調査地点又は調査水域とする。
- 地点の特性が試料に反映するよう配慮しながら、可能な限り泥分率が高く、有機物に富む底質が確保できる場所を選ぶ。
- 採泥は、原則として同一採取地点で3回以上行い、均質に混合したものを1検体として調製する。海域や大型湖沼では、水質と同様に、およそ500m四方の範囲を一つの地区として、採取地点の代表制(平均性)を確保するため、できるだけ分散された状態となるように3ヶ所の採取地点を選び、その採取地点を中心に50m間隔の3ヶ所で採泥し、底質を均質に混合したものを1検体として調製することが望ましい(図2-2)。
- 河川については、上流から下流までの500mの流域を一つの地区として、海域、湖沼と同様に3ヶ所の採取地点を選び、採取地点を中心に50m間隔の3ヶ所で採泥して、均質に混合したものを1検体として調製することが望ましい(図2-3(a)、(b))。ただし、上記範囲を一つの地区、間隔として選ぶことができない小型湖沼や河川においては、採取可能な範囲内で試料採取を実施する。一般に底質の性状は流れの速さで異なるため、河川では流心(又は中

央部) と両岸の 3 ケ所で採泥し、均質に混合したものを 1 検体として調製してもよい (図 2-3(a))。また河川幅が 500 m を越える河川においては、左岸、流心 (又は中央部)、右岸における 3 ケ所からの試料採取を実施し、均質に混合したものを 1 検体として調製してもよい (図 2-3(c)) 注3。

### 1.1.3 採取時期

- 各調査の試料採取時期については、「詳細要領」に基づくものとする。
- 採取日については、降雨の確率が高い時期や、台風の襲来が予想される時期は避けるなど、天候の安定した時期に設定する。やむを得ない時には環境省に相談すること。
- 採取場所については、周辺の工事などにより採取に影響がないか確認するなど、事前に状況を把握する。
- 試料採取は、河川事務所や国土交通省の水門水質データベースなどで流量や濁度の情報を確認し、平均濁度の 3 倍を超えることが予想される日には行わない注4。
- 採取日時は、採取地点が感潮域の場合、潮汐等を考慮の上設定し、汽水域にあつては、海水が遡上しない時間帯 (例えば、干潮時及び引潮時) とする。
- モニタリング調査における試料採取時期は、経年変化を把握することが目的であることから、水象・気象の条件が過年度とほぼ同じ条件であることが望ましい。
- 海上における作業は、作業許可申請が必要となる等、採取場所及び採取媒体によって許可申請手続きが異なるので、日程が決まりしだい当該申請を行う。また、当該申請が許可されるまで、1~2 ヶ月近く要することもあるため、調査時期が予め決定している際には、調査の 1~2 ヶ月前に、申請手続きを行う。また、作業許可申請をするにあたり、専従見張員の配置が必要な場合がある。専従見張員となるには、事前に「海上における工事作業等の警戒船の配備等に関する指針について (行政指導指針) (海上保安庁交通部安全課) における業務講習を受講しておく必要がある。
- 底質は原則として水質の試料採取と同時に実施し、採水の後に採泥する。

### 1.1.4 その他留意事項

分解性の高い調査対象物質の試料採取については、「白本」等に従い、分解防止剤などによる安定化剤の使用や試料採取後に必要な措置を講じる等注意が必要である。分析機関は、試料採取後の測定計画も立て、採取した試料を直ちに分析できるように計画する。

---

注3 河川幅が 500 m を越える河川における採取地点番号や試料番号は、左岸、流心、右岸の順で番号を付すことを基本とし、報告書も同じ順で記載する。

注4 水質試料の採水は、水量が増加することで希釈され濃度が薄まったり、分流式下水道や面源からの流出によって濃度が高まったりするが、化学物質環境実態調査では、原則として長期毒性等の慢性影響を対象としていることから、ばく露される時間として最も長い平水時が望ましい。

## 1.2 採取機材、試料容器、試薬等の準備

必要な採取機材、試料保管容器、試薬等の準備については、調査実施計画に従い、また、採取機材の保守・点検手順、試料保管容器の洗浄方法、試薬の準備等については、作業手順書に従い実施する。

### 1.2.1 採取に用いる機材等

#### 【共通】

- 安全性確保のため、必要に応じてライフジャケットや命綱、ヘルメット等を用意する。
- 採取器具及び試料容器は、ガラス、ステンレス、合成樹脂又は四フッ化エチレン樹脂フィルムコーティング材等の材質から製造されているが、採取に用いる器具等については、調査対象物質や測定を妨害する物質が溶出しない材質や調査対象物質が内壁に付着し難い材質等を選ぶ。
- 原則として、有機化合物の試料採取には合成樹脂製のものの使用を避け、また、重金属類の試料採取には金属製の材質のものの使用を避ける。
- 採取地点によって有害物質の含量が大きく異なる場合ことが予想されるは、採取機材等に起因する二次汚染が生じないように複数の採取器具を準備する。
- 採取機材に付着した調査対象物質による汚染を防ぐため、使用する機材を事前に洗浄する。また、一連の採取が終わったあとは丁寧に洗って乾燥してから保管する。
- 採取機材の保管及び運搬時に周囲環境から採取機材に付着する調査対象物質による汚染を防ぐため、適切な措置を講じる。
- 試料容器の洗浄、保管及び運搬時に手に付着した調査対象物質による汚染を防ぐため、試料容器を取り扱う前に手を十分に洗浄する。
- ガラス製試料容器については、輸送時に破損することを考慮して予備を用意する。
- 「手引き」及び「白本」に記載されている採取機材及び捕集材のチェックリストを作成し、試料採取に先立ち、必要な機材等の準備が完了していることを確認する。

#### 1.2.1.1 水質

- 採水器具は、調査地点の状況に応じ、バケツ、柄付きの採水器（ひしゃく）、ハイロート等を使い分ける。なお、試料容器で直接採水することもできる。
- 採取用バケツ等にロープを装着する場合には、可能な限り天然素材のロープを使用する。
- 装着するロープやワイヤー等も含めて調査対象物質等の汚染や溶出がないことを予め確認する。

- 試料採取時に、ロープにしみこんだ水が試料水に混入しないようにステンレスバケツにバケツと同じ素材の混入防止傘を装着することが望ましい(図 2-4)注5。
- 揮発性物質を調査対象物質とする水質の試料容器は、四フッ化エチレン樹脂でコーティングしたシリコンゴムセプタム等で密封できる無色又は褐色のガラス製ねじ口びんなどを用いる。
- 中・難揮発性有機化合物を調査対象物質とする水質の試料容器は、無色又は褐色の硬質ガラス製の共栓付試薬瓶又はねじ口試薬瓶を用いる。

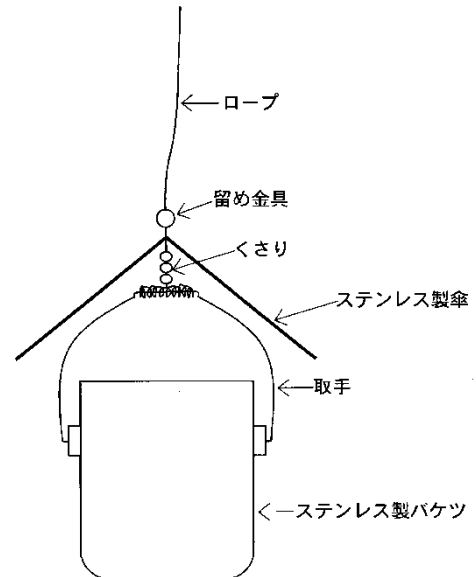


図 2-4 試料採取用バケツ (例)

### 1.2.1.2 底質

- 採泥器具は、調査地点の状況に応じ、エクマンバージ型採泥器又はこれに準ずる採泥器、例えば SK 式採泥器、スミスマッキンタイヤー型採泥器などを使用する。深度別の柱状サンプルが必要な時は柱状試料採泥器を用いる。浅い河川等の徒渉(としょう)による試料採取の場合、ひしゃく、スコップ等を使い分ける。
- 使用する試料容器の材質は、水質の試料容器に準じるが、容器の形状については、水質よりも広い口径のものが試料の入れ易さから良く使用される。

### 1.2.2 採取機材の保守・点検

#### 1.2.2.1 水質

- バケツは、取手や混入防止傘がスムーズに動くか確認する。

#### 1.2.2.2 底質

- エクマンバージ型採泥器は、ジョーの部分がスムーズに開閉するか、メッセンジャーのロック機構がスムーズに回転するか、ロックがきちんとできるか、部品の固定ねじがゆるんでいないか、ロープは緩みなく接続されているか等を確認する。

### 1.2.3 採取機材、試料容器等の洗浄・保管

- 採取機材、試料容器等の洗浄及び保管の目的は、調査対象物質による汚染や、分析の妨害となる物質による汚染を除去すること、また、機材を保管している間の再汚染を防止するためである。
- 採取機材及び試料容器等の汚れ具合によって、理化学用洗剤や溶媒による洗浄方法を選択す

注5 ステンレスの採水器具を用いるのは、化学物質環境実態調査では、有機化合物を調査対象物質とすることが多く、器具の汚染防止と採水・採泥時に調査対象物質が吸着することを防ぐことが目的であり、無機化合物等では、それらの物性に応じて採水機材の変更が必要かどうか検討する。

る。

- 採取器具や試料容器の洗浄は、洗浄後の保管中の再汚染を避けるために、採取日前日に行うことが望ましい。
- 採取器具に装着するロープ等も十分に洗浄する。また、ロープにほつれや傷のないことを確認する。

### (1) 調査対象物質が有機化合物の場合

- ガラス・ステンレス製器具の洗浄手順は、原則として、理化学用洗剤による洗浄、水洗、精製水による洗浄、有機溶媒による洗浄の順で行う（図 2-5）。
- 調査対象物質に応じて、アセトン等の水溶性有機溶媒による洗浄、風乾後、ヘキサン等の抽出用有機溶媒による洗浄後、ドラフト内で十分に風乾させる。

### (2) 調査対象物質が重金属類の場合

- ガラス・ポリエチレン製器具の洗浄手順は、原則として、水洗、理化学用洗剤による洗浄、水洗、酸洗浄、精製水の順で洗浄する（図 2-5）。
- 重金属等無機化合物用の試料容器は、ポリエチレン、ポリカーボネートなどの合成樹脂製又は硬質ガラス製の容器を用い、理化学用洗剤による洗浄、水洗した後、硝酸（1+10）や塩酸（1+5）などに浸け置きし、その後直ちに精製水で洗浄する。

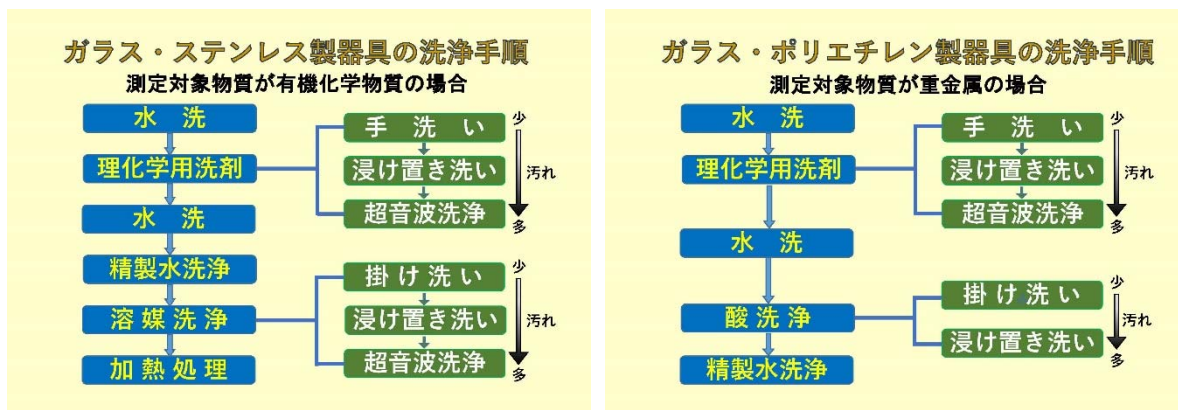


図 2-5 試料採取器具等の洗浄方法

- 蓋のセプタム等は、洗浄の際には可能な限り取り外し、蓋と別々に洗浄する<sup>注6</sup>。また、蓋及びセプタム等を有機溶剤にて洗浄する際は、溶解などしないよう蓋及びセプタム等の材質に

**注6** 蓋の裏側のシリコンセプタムの裏に洗剤などが残り、かえって汚染の原因になるケースがある。セプタムをはずせる場合ははずして洗い、精製水洗浄まで行い、乾燥させてから組み立てること。なお、PTFE 張りの場合でも、ピンに有機溶媒を入れて蓋を締め、振り回して洗浄すると、ピンロとテフロンとの隙間から溶媒が漏れて蓋の樹脂部分に付着し、樹脂から化学物質の溶出がおり、かえって各種の有機汚染物質による汚染を引き起こすケースがある。漏れの状態などを確認しながら洗浄操作を行い、漏れが止められない場合は蓋の内側の有機溶媒洗浄を省く。

注意し溶媒を選択する。

- 調査対象物質が揮発性有機化合物の場合、水洗、有機溶媒洗浄した器具等は、使用直前に105℃で3時間程度加熱し、デシケータなどに入れて室内空気からの再汚染がないように注意する。
- 耐熱ガラス、又は同等品の器具は、400℃で2時間以上の条件において加熱処理することが望ましい。ただし、有機物による汚れを残したまま加熱処理する場合、分解中間体が残存したり、残存した炭化物が吸着点となる等のおそれがあるため、加熱前に十分な洗浄が必要である。
- 試料容器は、洗浄後、採取地点番号、調査対象物質名等を付し、ジッパー付きアルミバックに入れたり、アルミ箔で包んで採取日まで保管する。
- 初期環境調査及び詳細環境調査において、分析担当機関と試料採取機関が異なる場合は予め後述の「1.6 他機関への試料・検体送付」を確認し、試料採取機関は分析担当機関と事前に協議のうえ、採取後速やかに必要な冷蔵処理等を行い、分析担当機関に送付すること。特に、分解が懸念される物質かどうか、事前に「白本」等により調べておき、適切な発送となるよう心掛ける。また、分析担当機関は、試料採取機関へ試料送付用容器（分析用試料及び保存用試料に係るものを含む）を送付する際に送付方法<sup>注7</sup>に関する説明書を添付し、採取後、速やかに分析できるよう心がける。
- 上記試料容器には、調査の名称、地方公共団体の名称、試料採取年月日及び検体番号等を記載したラベル（下記の例を参照）を貼付する。調査対象物質により採取方法が異なるため、同じ採取地点で複数の調査対象物質がある場合は、必要に応じて、調査対象物質等の記入欄も追加する。

#### （初期環境調査及び詳細環境調査におけるラベル（例））

令和〇〇年度  
環境省化学物質環境実態調査  
（詳細環境調査（水質））  
〇〇都道府縣市  
採取年月日： 年 月 日  
地点： 〇〇川河口（〇〇市）  
検体番号：水質-1

令和〇〇年度  
環境省化学物質環境実態調査  
（詳細環境調査（底質））  
〇〇都道府縣市  
採取年月日： 年 月 日  
地点： 〇〇川河口（〇〇市）  
検体番号：底質-1

<sup>注7</sup> 分解の懸念がある物質については、到着までの期限の目安を明記すると共に、発送予定日に関して試料採取機関と連絡を密に取るべきことを明記する。

#### 1.2.4 試薬類の準備

- 採取機材の洗浄に使用する試薬並びに試料の保存安定化剤、pH 調整剤及びサロゲート標準物質等の試料採取後の測定に使用する試薬については、「白本」で確認し、準備する。
- 化審法や国際法に抵触する試薬類は、購入手続きに数カ月を要する場合もあるので注意が必要である。
- 可塑剤や酸化防止剤等のように身近に汚染源が多様に存在する物質を調査対象物質とする場合は、調査や測定に使用する試薬も汚染されている可能性があるため、「白本」の注意事項を確認し、事前にブランクの有無を確認する。
- 調査対象物質が測定に支障となるレベルでブランクが存在する場合には、ブランクレベルの低いメーカーの試薬を探索したり、蒸留や吸着剤などで精製することが必要になることもあるので注意する。
- 試薬及び捕集材等は、ロットにより、不純物濃度や性質が異なる場合があるので、調査に必要とする分量を同じロットで揃えることが望ましい。

### 1.3 試料の採取

#### 【共通】

#### (1) 採取方法

- 安全性を確保するため、2人1組で実施し、必要に応じてライフジャケットや命綱を装着し、転倒や落下の危険性がある場所では、ヘルメットも着用する。
- 採取地点に到着したら、GPS を用いて、採取場所が目的の場所であるか確認する。特に経年的に試料採取を実施している地点については、前年度と採取地点がずれていないか十分に確認し、野帳に記録する。
- 十分に手洗いした後、素手で、又は理化学用洗剤で洗い水道水、精製水で十分に水洗いして乾燥させた手袋<sup>注8</sup>をはめて操作しながら、試料水に直接接触しないよう注意しつつ採取を行う。調査対象物質が有機化合物である場合の試料採取には、ゴム手袋及びプラスチック製品等の合成樹脂製のものの使用はできるだけ避ける。
- 採取操作は素早く行い、ほこりや繊維くず等が混入しないよう十分に注意する。
- 原則として、採取器具及び試料容器は、2~3回当該水域の試料水で共洗いしてから使用する（調査対象物質によっては、調査対象物質が試料容器壁面等に付着してしまう等の理由から、試料容器を共洗いしない場合もあるので、「白本」及び後述の「1.3.1.1 採取方法」に従うこと）。
- ロートを用いる場合、内側はもとより、出口外側についても共洗いしてから採取するよう心

**注8** 通常の軍手など繊維くずの出やすいものは避け、例えば無塵室用手袋などで綿など天然素材のものを選んで使用する。洗濯を繰り返して繊維がけばだってきたら、新しいものに交換する。



掛ける。

- 同じ河川で、上流と下流の採取を実施する場合には、底質の巻き上げ等による汚染を防止するため、下流の採取後に上流を行う。
- 採取地点によって有害物質の含量が大きく異なると予想される場合は、試料採取器具等に起因する二次汚染が生じないように、採取する順番は、低濃度域を最初にし、高濃度域を最後にするようにする。

## (2) 検体数と採取試料量

- 検体数及び採取試料量は、調査目的、調査対象物質と分析法によって決まるが、予備保存用及び二重測定も考慮した数量とする。

## (3) 測定項目

- 調査の目的によって、試料採取時及び採取後に測定する項目が異なるので、「詳細要領」等を事前に十分確認する。

## (4) 記録

- 主な記録事項を表 2-1 に示す。試料採取時には、試料に関する記録をとり、採取時の状況について写真撮影（近景、遠景）を行う。

表 2-1 水質・底質のサンプリング記録（例）

採取者：

媒体			
地点番号			
地点名（東経・北緯） <sup>注9</sup>			
採取年月日			
時刻			
天候			
気温（℃）			
水温（℃）			
透視度（cm） <sup>注10</sup> 河川			
透明度（m） <sup>注11</sup> 海・湖沼			
色相 <sup>注12</sup>			
底質温度（℃）			
採取水深（m） <sup>注13</sup>			
備考（外観、色、臭気 <sup>注14</sup> 、流況、浚渫などの特記すべき事項等）			

<sup>注9</sup> 地点の位置（経緯）は、位置情報システム（GPS）等を用いて測定し、60進法で表記する。

<sup>注10</sup> 測定法は、JIS K0102（工場排水試験方法）に準拠する。

<sup>注11</sup> 透明度は、「海洋観測指針」<sup>3)</sup>又は「上水試験法」<sup>4)</sup>に準拠した透明度板を用いて測定する。

<sup>注12</sup> 色相は、環境省報告システムコード表の色相コード（採取時の報告様式に記載があるので参照頂きたい）に基づき判定する。なお、JIS Z 8721（色の表示方法—三属性による表示）<sup>5)</sup>に準拠した色名帳を用いると判定の参考となる。

<sup>注13</sup> 採取水深は、「海洋観測指針」<sup>3)</sup>に準拠して、音響測深器を用いるか、採泥時に索測深法により測定する。

### 1.3.1 水質

#### 1.3.1.1 採取方法

- 採水部位は、原則として表層水（水面下 0～50 cm）をバケツ又はひしゃく、試料容器等を用いて採取する。
- 採取時には、水域表面に浮遊しているゴミ、油膜等が混入しないように留意し、可能な限り表層 0～2 cm を避けて採取する。
- 水深が極浅い地点においては、浮泥の混入がないよう注意して採水する<sup>注15</sup>。
- 採取機材をロープで上げ下ろしする際に、橋の欄干やボートの縁などをこすってごみを試料水に落としたりしないよう注意する。
- 試料の中にゴミや生物の死骸、枯れ葉等が混入すると、腐敗や分解が生じ、分析に影響が出るので、採水器やバケツの中に、ゴミなどが入った場合は、採水をやり直す。
- 採水にロープを用いる場合には、ロープに付着した水が試料水に混入しないように操作する。
- 湖沼等では、潮流、風等による採取用船舶の移動に注意するとともに、船舶からの排気ガス、冷却水等の影響を受ける位置での試料採取は避ける。
- 揮発性有機化合物の分析試料は、予め試料容器を共洗いした後に、泡立てないよう静かに容器に流し入れて満水にし、直ちに密栓する。密栓後、容器中に気泡が無いことを確認する。
- 中・難揮発性有機化合物及び重金属等無機化合物についても揮発性有機化合物と同様に採取して試料容器に流し入れ原則として満水にして栓をする。ただし、試料容器の内壁への付着が想定される疎水性有機化合物等が測定対象となる場合は、試料容器の共洗いは行わない<sup>注16</sup>。
- 試料容器は、試薬用ガロン瓶等厚手のガラス瓶ではほとんど問題にならないが、比較的薄手の大型のガラス瓶の場合、空隙のない満水状態で輸送及び保管する間の温度変化により、水とガラスの膨張率の違いで破損することがあるため、上部に空間を残して採取する。分析担当機関と試料採取機関が異なる場合は、分析担当機関が試料容器を用意するため、分析担当機関の指示に従って採水する。
- 調査対象物質の安定化のための還元剤又は酸の添加若しくはサロゲート内標準の添加が必要な場合は、「白本」の分析法に従って適切に処理する。

#### 1.3.1.2 検体数と採取試料量

- 水質試料の検体数は初期環境調査、詳細環境調査、モニタリング調査ともに 1 検体／地点である。
- 初期環境調査及び詳細環境調査の試料量は、検体毎に 3 回の測定が可能な量を基本とし、試

---

<sup>注14</sup> 臭気は、環境省報告システムコード表の臭気コード（採取時の報告様式に記載があるので参照頂きたい）に基づき判定する。

<sup>注15</sup> 採水時に混入したゴミを除去する場合には、ろ過、遠心分離等の処理は行わない。

<sup>注16</sup> 分析にあたっては、壁面への付着を十分考慮して作業を進める。

料を分析する機関（請負分析機関）が別に定める量を採用する。モニタリング調査では、POPs等を分析するのに必要となる量として、請負分析機関が別に定める量を採用する。

### 1.3.1.3 採取時の測定及び記録

- 試料採取時に下記の項目について測定及び記録を行う。
  - ① 天候、気温、水温
  - ② 色相<sup>注17 5)</sup>
  - ③ 濁度<sup>注18 7)</sup>
  - ④ 臭気<sup>注19</sup>
  - ⑤ pH<sup>注20</sup>
  - ⑥ 溶存酸素（DO）（採取後直ちに溶存酸素計で測定するか、固定操作を行う。）<sup>注20</sup>
  - ⑦ 透視度（cm）<sup>注20</sup>（湖沼及び海域の場合は透明度（m）<sup>注21 3,4)</sup>
  - ⑧ 潮汐の状態（感潮域に限る）

## 1.3.2 底質

### 1.3.2.1 採取方法

- 採泥は、原則として底質表面から 10 cm 程度までの表層泥を試料とする。
- 試料採取器具は、採取直前に採取対象の水面に数回投入して十分に洗浄してから使用する。また試料採取容器は、試料を採取する直前に採取予定地点の水を採取容器に 10 分の 1 量程度採取し、十分に振とうして洗浄する。この共洗い操作を合計 3 回程度行ってから、底質を採取する。採泥した試料は測定項目に影響を与えないと考えられる例えばステンレス製バット等に採取し、予備的な混和を行った後、採取容器に移す。その際、水を十分に切ることを。
- エクマンバージ採泥器等を用いる採泥作業は、原則として同一採取地点において 3 回以上行い、それらを混合して試料とする。採取地点の代表性（平均性）を確保するため、採取地点を中心に、50 m 程度の間隔の 3 ヶ所で採泥した試料を均一化することが望ましい。
- 水深が浅く、流れが遅い場所では、ひしゃくやスコップなどを用いた採取が容易である。
- 表層泥は、ポリエチレン製（重金属分析用）、ステンレス製（有機化合物分析用）又はホーロー引き（重金属及び有機化合物分析用）バットに集め、直ちに、泥温、外観、色相、臭気、夾雑物等について記録する。

**注17** 色相は、環境省報告システムコード表の色相コード（採取時の報告様式に記載があるので参照頂きたい）に基づき判定する。なお、JIS Z 8721（色の表示方法—三属性による表示）<sup>5)</sup>に準拠した色名帳を用いると判定の参考となる。

**注18** 測定法は、JIS K0101（工業用水試験方法）<sup>7)</sup>に準拠する。

**注19** 臭気は、環境省報告システムコード表の臭気コード（採取時の報告様式に記載があるので参照頂きたい）に基づき判定する。

**注20** 測定法は、JIS K0102（工場排水試験方法）に準拠する。

**注21** 透明度は、「海洋観測指針」<sup>3)</sup>又は「上水試験法」<sup>4)</sup>に準拠した透明度板を用いて測定する。

- 調査物質の測定値に支障のない材質のカップやへら、ピンセットなどで静かにかき混ぜ、小石、貝殻、動植物片などの明らかな夾雑物や混入した不要な水を除く **注22** ( **図 2-6** )。揮発性有機化合物測定用の試料については、この時点の底質を速やかに試料採取容器に移し入れ、直ちに密栓し **注23**、冷蔵状態で実験室に持ち帰る。
- 調査対象物質が中・難揮発性物質であり、採取した底質に固まりがある場合には、スコップ等で押しつぶして 2 mm 以下 (目視判定) に砕き、十分混ぜ合わせる。なお、目視で小石など 2 mm 以上のサイズの異物が多数混入していることが確認できた場合は、あらかじめ十分洗浄したステンレス製のふるい (2 mm メッシュ) を使って、必要に応じてスコップ等で押しながらふるい分け操作を行う。その場合、ふるい分けによって砂質成分と粘土質成分の分離などがおきないように注意しながら操作を行う **注24**。対象物質が揮発性物質である場合には、簡単な均一化を行った後直ちに冷蔵保管する。
- 採取試料は均等に混合した後、寸胴鍋等の試料容器に移し入れ、冷蔵状態で実験室に持ち帰る **注25**。

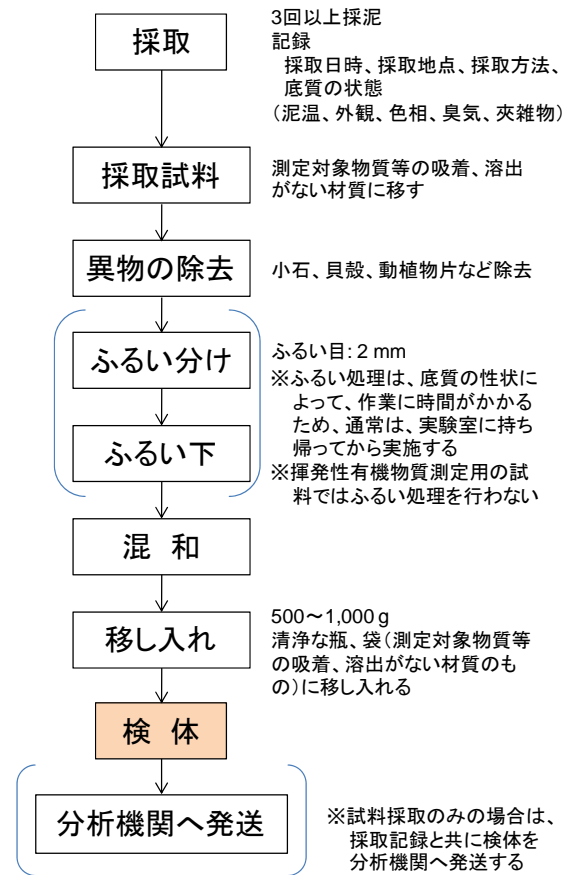


図 2-6 底質の採取フロー<sup>9)</sup>

### 1.3.2.2 検体数と採取試料量

- 初期環境調査、詳細環境調査、モニタリング調査ともに底質の検体数は 3 検体/地点である。底質の 1 検体は同一採取地点において 3 回以上採取した試料の混合試料とする。
- 採泥量は、初期環境調査及び詳細環境調査の試料量については、検体毎に 3 回の測定が可能な量を基本とし、試料を分析する機関 (請負分析機関) が別に定める量を採取することとな

**注22** ピンセットなどステンレス製の器具を十分洗浄して用いる。

**注23** ふるい処理は、揮発性物質のロスを引き起こすので行わない。揮発性物質用の底質試料は、ふるい処理及び遠心分離を行わず、容器内の表層の水を捨て、表層部分をかき取った下層とし、固形物を含まない所定量を分析に供する。

**注24** 底質をふるいにかける作業は底質の性状によっては長時間を要するため、通常、実験室へ持ち帰って処理する。ただし、実験室に持ち帰った後、可能な限り、速やかに処理を行い、実験室での二次汚染にも注意する。

**注25** 底質を実験室に持ち帰り保存する容器としてステンレス製寸胴鍋がよく利用されている。

っている。モニタリング調査では、POPs等を分析するのに必要となる量が、検体毎に1,000g（試料容器4本に分けて分析機関へ送付、内1本は長期保存用）である。

### 1.3.2.3 採取時の測定及び記録

- 試料採取時に下記の項目について測定及び記録を行う。
  - ① 天候
  - ② 気温（℃）
  - ③ 採取地点に係る表層の水温（℃）
  - ④ 透視度<sup>注26</sup>（cm）（湖沼及び海域の場合は透明度（m）<sup>注27 3.4)</sup>）
  - ⑤ 色相（表層水）<sup>注28 5)</sup>
  - ⑥ 底質温度（泥温、℃）
  - ⑦ 採泥水深（m）
  - ⑧ 底質試料の一般的状況（外観、色相、臭気<sup>注29</sup>、夾雑物）

## 1.4 検体の調製等

### 1.4.1 水質

- 試料採取機関は、以下の項目について測定を行う。
  - ① pH
  - ② 生物学的酸素要求量（BOD）（河川水のみ）
  - ③ 化学的酸素要求量（COD）
  - ④ 懸濁物質質量(SS)
  - ⑤ 溶存酸素（DO）（試料採取時に固定操作を行った場合）
  - ⑥ 塩化物イオン又は導電率（EC）

#### 1.4.1.1 検体の調製・保存

採取した水質試料は、次の項目について測定を行うと共に、調査対象物質の分析に供するものは、調査対象物質の「白本」の記載に従い、必要に応じて pH 調整や酸化防止剤の添加等の処理を直ちに行い、冷暗所（4℃）に保存する。

---

**注26** JIS K0102（工場排水試験方法）に準拠する。

**注27** 透明度は、「海洋観測指針」<sup>3)</sup>又は「上水試験法」<sup>4)</sup>に準拠した透明度板を用いて測定する。

**注28** 色相は、環境省報告システムコード表の色相コード（採取時の報告様式に記載があるので参照頂きたい）に基づき判定する。なお、JIS Z 8721（色の表示方法—三属性による表示）<sup>5)</sup>に準拠した色名帳を用いると判定の参考となる。

**注29** 臭気は、環境省報告システムコード表の臭気コード（採取時の報告様式に記載があるので参照頂きたい）に基づき判定する。

#### 1.4.1.2 pH

「日本産業規格」JIS K0102（工場排水試験方法）に準拠して測定する。

#### 1.4.1.3 生物化学的酸素要求量（BOD）

「日本産業規格」JIS K0102（工場排水試験方法）に準拠して測定する。ただし、調査地点が海域又は湖沼である場合、測定は不要である。

#### 1.4.1.4 化学的酸素要求量（COD）

「日本産業規格」JIS K0102（工場排水試験方法）に準拠して測定する。

#### 1.4.1.5 懸濁物質質量（SS）

「日本産業規格」JIS K0102（工場排水試験方法）に準拠して測定する。

#### 1.4.1.6 溶存酸素（DO）

「日本産業規格」JIS K0102（工場排水試験方法）に準拠して測定する。

#### 1.4.1.7 塩化物イオン又は導電率（EC）

「日本産業規格」JIS K0102（工場排水試験方法）に準拠して測定する。

#### 1.4.2 底質

採取した底質試料は、採取地点でふるい分けをしていない場合には、試験室で2 mm メッシュのふるいでふるい分け操作を行った後、4℃以下の低温に静置して、過剰な上澄み水を除去する。その後、均一に混合し、ガラス製又はステンレス製容器（容量：500 mL 程度）に分取し、検体とする。他機関にて分析を行う場合は、検体を冷蔵便にて分析担当機関に送付する。試料採取機関は試料性状確認のために、各検体の一部を分取して**2.4.1 湿泥試料の調製**により湿泥試料を調製し、下記の項目(A)の測定を行う。分析担当機関は分析直前に各検体の一部を分取して**2.4.1 湿泥試料の調製**を行った後、項目(B)の測定を行う。

##### 【測定項目(A)】（試料採取機関）

- ① 試料採取時の水分含量（必須）
- ② 強熱減量（必須）
- ③ 泥分率（必要に応じて実施）

##### 【測定項目(B)】（分析担当機関が実施）

- ④ 分析実施時の水分含量（必須）
- ⑤ 調査対象物質の測定（必須）

#### 1.4.2.1 湿泥試料の調製

- 湿泥試料の調製手順を **図 2-7** に示す。検体は遠心分離をする前の状態で保存し、検体を調製したときと分析直前にそれぞれ必要量を分取して遠心分離（3,000 回転、20 分程度）を行い、間隙水等を除去して過剰な水分を取り除き、よく混和した後、【測定項目(A)】及び【測定項目(B)】の測定等を実施する。

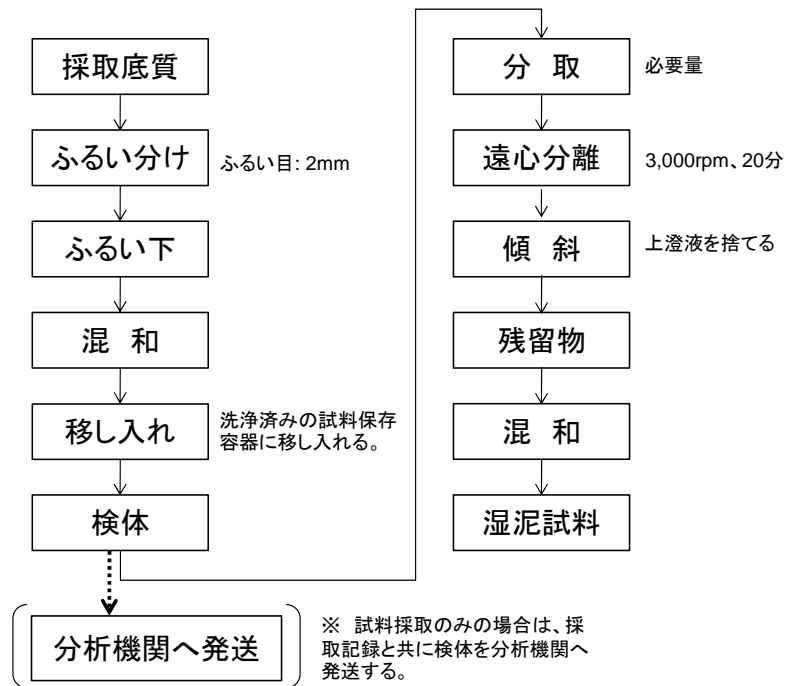


図 2-7 湿泥試料の調製手順<sup>9)</sup>

(底質調査方法、平成 24 年 8 月、環境省 水・大気環境局の図を基に作図)

- VOC 分析用の試料はふるい処理と遠心分離は行わず、容器内の表層の水を捨て、表層部分を掻き取った下層とし、小石、貝類、動物片などの固形物を含まない底質を分析に供する。
- 分析直前におこなう水分含量の測定は、乾燥重量当たりの化学物質の測定値を算出するためにするので、分析試料の採取の都度、その試料状態での水分含量を求める。

#### 1.4.2.2 水分含量の測定

底質調査方法（環境省 水・大気環境局）の乾燥減量の項に準拠して測定する。

#### 1.4.2.3 強熱減量の測定

底質調査方法（環境省 水・大気環境局）に準拠して測定する。

#### 1.4.2.4 泥分率の測定

底質調査方法（環境省 水・大気環境局）に準拠して測定する。

### 1.5 試料の保存

#### 1.5.1 水質

- 「白本」等の分解性スクリーニング試験や試料保存性試験結果に基づき、試料採取後、安定性が確保されている期間内に前処理及び分析を行う。原則として、有機化合物は水中で不安定な物質が多く、できるだけ早期（概ね 1 週間以内）に前処理を行う必要がある。

- 輸送を含め、採取後抽出までの間は冷暗所（4℃）で保存する。
- 水中で不安定な化学物質でも、溶媒中では安定な場合が多いため、多数の項目を同時に分析することが不可能な場合は、処理液の保存安定性が確認された前処理操作までを実施し、処理液として冷暗所に保存する。ただし、抽出後の保存性が悪い物質もあるので、「白本」に従う。
- ダイオキシン類、PCB等の疎水性化合物は試料水中の懸濁物質(SS)に吸着する傾向があり、また、有機スズ化合物のようにガラス容器の内面に吸着することが報告されている物質もあるので、「白本」の注意事項を確認すること。

### 1.5.2 底質

- 試料は早急に分析に供することが望ましいが、やむをえず保存する場合は、湿泥状態で冷暗所（4℃、1週間以上長期に保存する場合は-20℃以下で凍結）に保存する。保存容器は、ガラス製又はステンレス容器<sup>注30</sup>（容量500mL程度）を使用し、凍結による容器の破損及び解凍時の対象物質の変性に留意する。
- 冷暗所に保存した場合は、保存中に間隙水が底質上部に浮いてきて、上澄み水となるが、これを除去すると試料泥の酸化が進行するので分析直前まで除去しない。
- その他の試料保存に関する留意事項は水質に準じる。

## 1.6 他機関への試料・検体送付

### 【共通】

- 採取した試料は、冷蔵保存して実験室に持ち帰る。
- 「白本」で指示されている試料採取時の注意事項（酸化防止剤の添加、pH調整のための塩酸等の添加、現場抽出のため試料容器に溶媒を入れての送付など）に従って試料を処理し、可能は限り速やかに分析担当機関に送付する。
- 試料採取機関と分析担当機関が異なる場合には、試料採取機関の担当者は、検体の送付先（分析担当機関）の担当者と、採取時期、送付方法の詳細等について事前に十分協議のうえ、採取後速やかに必要な冷蔵処理等を行い、分析担当機関に送付すること。特に、分解が懸念される物質かどうか、事前に「白本」により調べておき、適切な発送となるよう心掛ける。また、分析担当機関は、試料採取機関へ試料送付用容器（分析用試料に係るもののほか、保存用試料に係るものを含む。）を発送する際に送付方法<sup>注31</sup>に関する説明書並びに試料採取記録用紙を添付する。

**注30** ガラス製又はステンレス容器を用いるのは、化学物質環境実態調査では、有機化合物を調査対象物質とすることが多く、容器からの汚染防止と容器に調査対象物質が吸着することを防ぐことが目的である。無機化合物やガラスに吸着しやすい物質等では、「白本」の記載に従い、それらの物性に応じて保存容器を変更する。

**注31** 分解の懸念がある物質については、到着までの期限の目安を明記すると共に、発送予定日に関して試料採取機関と連絡を密に取るべきことを明記する。



- 上記試料容器には、調査の名称、地方公共団体の名称、試料採取年月日及び検体番号等を記載したラベル（下記の例を参照）を貼付する。同じ採取地点、採取方法で調査対象物質が複数ある場合などは、必要に応じて、調査対象物質等の記入欄も追加する。

#### （初期環境調査及び詳細環境調査におけるラベル（例））

<p>令和〇〇年度 環境省化学物質環境実態調査 （詳細環境調査（水質）） 〇〇都道府県市 採取年月日： 年 月 日 地点： 〇〇川河口（〇〇市） 検体番号：水質－1</p>	<p>令和〇〇年度 環境省化学物質環境実態調査 （詳細環境調査（底質）） 〇〇都道府県市 採取年月日： 年 月 日 地点： 〇〇川河口（〇〇市） 検体番号：底質－1</p>
--	--

- 検体の送付に当たっては、以下の事項を記載した文書（A4）を添付すること。
  - ① 調査名
  - ② 試料送付地方公共団体名、所在地、担当者の氏名、職名及び連絡先（電話等）
  - ③ 試料送付年月日
  - ④ 試料送付先（分析担当機関の名称）
  - ⑤ 調査対象物質の名称
  - ⑥ 検体番号
  - ⑦ 試料採取年月日

#### 1.6.1 水質

- 試料採取機関と分析担当機関が異なる場合には、トラベルブランク試験は、一連の試料採取において試料数の10%程度の頻度を目安とし、少なくとも3試料以上行う。ただし、「白本」、「詳細要領」又は環境省の指示がある場合はそれに従う。
- トラベルブランク試験は、試料採取用と全く同じ方法で洗浄、保管を行った試料容器を準備し、ブランク水を入れた試料容器又は空の試料容器を実験室から採取地点、採取地点から実験室まで採取操作以外は試料と全く同様に扱い、移送、保管する。サロゲート内標準や酸化防止剤等を添加する採取方法の場合には、トラベルブランクにも同様に添加する。詳細については**第3章 4.3.3 トラベルブランク試験**で後述する。
- 他機関で分析を実施する場合は、試料採取後、前処理が必要な場合には前処理後に、直ちに4℃に冷却して、冷蔵便で分析担当機関に送付する。

#### 1.6.2 底質

- 初期環境調査及び詳細環境実態調査においては、トラベルブランク試験は実施しなくても

良い。

- 他機関で分析を実施する場合は、試料採取後、実験室に持ち帰り、前処理が必要な場合は、処理後直ちに 4℃に冷却して、冷蔵便で分析担当機関に送付する。

## 1.7 報告書の作成

試料採取機関は、分析担当機関に試料発送後、採取記録及び採取試料の調製記録等を「詳細要領」に従い、記載漏れがないよう報告書としてまとめる。種々の記録類については、調査終了後、最低 2 年間は保管しなければならない。

## 2 生物

### 2.1 調査計画

試料採取機関は、調査実施に先立ち、調査対象物質及び調査対象媒体、調査地点及び採取地点並びに試料の採取方法及び検体の調製方法等について調査実施計画書を作成する。

作成した調査実施計画書に従って、採取場所、採取日時、採取方法及び採取機材等について、事前に確認し、準備する。

また、「詳細要領」、「白本」及び「手引き」に従って、以下の項目等について作業手順書を作成する。

- ① 試料採取・運搬用具等の準備、メンテナンス、保管及び取扱い方法
- ② 前処理用試薬類の準備、精製、保管及び取扱い方法
- ③ 分析用試薬、標準物質等の準備、標準溶液の調製・保管及び取扱い方法
- ④ 前処理操作の手順
- ⑤ 分析装置の測定条件の設定、調整、操作手順
- ⑥ 分析方法全工程の記録（使用するコンピューターのハード及びソフトを含む）

#### 2.1.1 調査対象物質及び調査対象媒体

調査対象物質及び調査媒体は、「詳細要領」に基づくものとする。

#### 2.1.2 調査地点及び採取地点等

化学物質環境実態調査における「一般環境」とは、工場又は事業場の敷地境界及び排出口等の特定の排出源の直近を除く地域とする。調査を実施する地域又は水域は、調査対象物質の排出源の直近にあるなど特段の理由がある場合を除き、既往の調査地点及び採取地点で調査を行うことを原則とする。

- 初期環境調査では、化学物質の排出が想定される排出源に近い一般環境で調査を行うことを基本としており、主に調査対象物質の排出が想定される地点の周辺地域において調査を行う。
- 詳細環境調査では、排出源を特に考慮しない一般環境、リスクが懸念される一般環境、又は排出源を考慮した高濃度が予想される一般環境において調査を行うこととする。
- モニタリング調査では、経年的な環境残留実態推移の把握を目的とすることから、原則として既往の調査地点及び採取地点とする。
- 生物試料については、生物の成長に伴って栄養段階も変化し、調査対象物質によっては、食物網を通じた生物濃縮性も変化してくる可能性がある。また代謝系が変化して結果的に生物濃縮性が変化するケースもあり、年齢や採取個体の大きさが異なると濃度が変化することが知られている。それが変動の原因となり、経年変化や地域差に関する知見を得ることが難しくなる。また、卵生の魚類などでは産卵期に脂溶性物質が卵に移行して性差が生じたり、季

節によって脂肪含量が異なり濃度も変化する。そのため、採取する生物種、成長段階、採取時期及び性なども試料の代表性という観点から重要な因子である。さらに、それらが同一であっても個体の行動範囲の違いによって濃度に相当な個体差が見られる場合もある。そこで、以下に生物試料の選定上の留意点について示す。

## (1) 生物種の選定

- 調査地点及びその周辺で再生産される水生生物（魚類、甲殻類及び貝類）並びに鳥類を調査対象生物とすることが望ましい。
- 調査対象とする生物種は、調査対象物質の生物への蓄積の有無を知る観点から、次の条件を満たすことが望ましい。**注32**
  - ① 物質を蓄積する性質があり、体内濃度が比較的速やかに平衡に達すること。
  - ② 年齢と成長の関係、生殖時期及び食性に関する知見が得られていること。
  - ③ 全生活史にわたる生活領域が明確であり、それが比較的狭いこと。
  - ④ 日本各地に広く分布し、採取が容易なこと。
  - ⑤ 単年度に限らず、毎年十分な試料量を確保できること。
  - ⑥ 人工の餌など人の意図的な影響を受けていないこと。
- これらの全てを兼ね備えた生物種の選定は困難な面があるが、比較的適した水生生物種の例を次にあげる。ただし、コイなどは場所によって人為的な影響を受けている可能性があるので注意が必要である。
  - ① 淡水産魚類： ウグイ、フナ類、コイ、オイカワ、オオクチバス、チチブ
  - ② 淡水産甲殻類： アメリカザリガニ、スジエビ
  - ③ 淡水産貝類： カワニナ、ヤマトシジミ
  - ④ 海産魚類： スズキ、ボラ、コノシロ、マハゼ、マコガレイ
  - ⑤ 海産甲殻類： ガザミ、シャコ
  - ⑥ 海産貝類： ムラサキイガイ、イガイ、ムラサキインコ<sup>1)</sup>、ミドリイガイ、マガキ、アサリ
  - ⑦ 鳥類： カワウ

## (2) 成長段階

---

**注32** 調査目的に応じて、生物種選定の留意点は変わってくる。地域差、経年変化を見る場合は、短寿命で移動範囲も狭い生物を、その生態系全体に与える影響を懸念する場合は、優占種や食物連鎖の頂点に位置する（もともと濃度が高くなるのが懸念される）生物を、それぞれ選ぶことになる。二枚貝は固着性でもっとも地域代表性が高い生物であるのに対し、魚は移動性が高い場合があり、それぞれ代表する範囲が異なってくる。例えばスズキは沿岸のみならず河川にも入り込む場合があり、同じ海域で捕獲したスズキ同士でも大きく違う場合がある。

- 若齢で個体数が多いことがより平均的、代表的濃度を求めるのに適している。**注33**。例えばスズキでは当歳から2歳の20～50 cm程度の大きさのものを採取するのがよい。
- 生物種と成長段階（体長、殻長など）を可能な限り固定することが重要であり、採取個体は、大きさに分類し、1検体は個体の大きさが同一な10個体以上とすることが望ましい。
- 採取時期や性も可能な限り固定することが重要である。

### (3) その他留意事項

モニタリング調査では魚類及び貝類の採取にあたっては、次のような点に留意して行う。

#### 1) 特定の汚染源の影響の排除

- 調査の主な目的が、指標生物を用いた調査対象物質の環境中での挙動や汚染レベルの推移の把握など環境汚染の監視であるので、特定の汚染源の影響を強く受けないように採取場所や時期等を選び、その地域の一般的な環境を代表すると考えられる個体を採取する必要がある。

#### 2) 方法の統一

- モニタリング調査では経年的・地域的な比較を行うことから、濃度に影響を与える要因となる採取場所、採取時期、生物種、採取個体の大きさ、1検体当たりの個体数、性、採取部位など、時間以外の変動をできるだけ小さくすることが望ましい。そのため、採取方法を一定に統一することが極めて重要である。
- 採取場所は、原則として毎年同じ地区に設定することが望ましい。

#### 2.1.3 採取時期

- 各調査の試料採取時期については、「詳細要領」に基づくものとする。
- 採取日については、降雨の確率が高い時期や、台風の襲来が予想される時期は避けるなど、天候の安定した時期に設定する。やむを得ない時には環境省に相談すること。
- 採取場所については、周辺の工事などにより採取に影響がないか確認するなど、事前に状況を把握する。
- 採取時期は、脂肪含量が生殖周期や季節によって変化したり、移動性が異なるので、種に応じた適切な時期に実施する。過年度に調査を実施した場合は同一時期に、そうでない場合は、一般的に対象生物種の活動が活発な時期に採取することを基本として、各調査の「詳細要領」に従う。
- 試料採取が産卵期の場合、化学物質によってはその多くが母体から卵へ移行する可能性があるため、オスの個体を検体とすることが望ましい。
- 魚介類の試料採取に伴う特別採取捕獲許可や海上作業に伴う作業許可等が必要となることも

**注33** 例えば、若齢のスズキは河川をさかのぼって成長していたものと海域にとどまるものとで成長速度も違うことが知られており、汚染物質の蓄積状況も変化すると考えられる。

あるため、採取場所等によって許可申請手続きが異なるので、採取日程が決まり次第速やかに申請手続きを行う。

- 干潮時に採取を行う貝類等は、事前に汐見表などで干潮時間を確認する。
- 漁協等に採取を依頼する場合は、可能な限り、採取日時や採取場所、採取方法、輸送方法等について事前に打合せておく。
- 必要に応じて、船を手配し、特殊な採取道具等、採取計画に従い準備する。

## 2.2 採取機材、試料容器、試薬等の準備

必要な採取機材、試料保管容器、試薬等の準備については、調査実施計画に従い、また、採取機材の保守・点検手順、試料保管容器の洗浄方法、試薬の準備等については、作業手順書に従い実施する。

### 2.2.1 採取に用いる機材等

- 安全性確保のため、必要に応じてライフジャケットや命綱、ヘルメット等を用意する。
- 採取器具及び試料容器は、ガラス、ステンレス、合成樹脂又は四フッ化エチレン樹脂フィルムコーティング材等の材質から製造されているが、採取に用いる器具等については、調査対象物質や測定を妨害する物質が溶出しない材質や調査対象物質が内壁に付着し難い材質等を選ぶ。
- 原則として、有機化合物の試料採取には合成樹脂製のものの使用を避け、また、重金属類の試料採取には金属製の材質のものの使用を避ける。
- 採取地点によって有害物質の含量が大きく異なることが予想される場合は、採取機材等に起因する二次汚染が生じないように複数の採取器具を準備する。
- 採取機材に付着した調査対象物質による汚染を防ぐため、使用する機材を事前に洗浄する。また、一連の採取が終わったあとは丁寧に洗って乾燥してから保管する。
- 採取機材の保管及び運搬時に周囲環境から採取機材に付着する調査対象物質による汚染を防ぐため、適切な措置を講じる。
- 試料容器の洗浄、保管及び運搬時に手に付着した調査対象物質による汚染を防ぐため、試料容器を取り扱う前に手を十分に洗浄する。
- ガラス製試料容器については、輸送時に破損することを考慮して予備を用意する。
- 「手引き」及び「白本」に記載されている採取機材及び捕集材のチェックリストを作成し、試料採取に先立ち、必要な機材等の準備が完了していることを確認する。
- 魚類は定置網、投網、刺網など、甲殻類はタモ網やカニ籠などを用いて採捕する。
- 貝類はタモ網等で採捕し、ムラサキイガイやマガキなどの付着性の貝類にあっては手捕りするか、又は金属製ヘラ等を用いる。

### 2.2.2 採取機材の保守・点検

- 網や籠類は、穴やほつれがないか確認し、投網では、錘がしっかり固定されているか等も確認する。

### 2.2.3 採取機材、試料容器等の洗浄・保管

- 採取機材、試料容器等の洗浄及び保管の目的は、調査対象物質による汚染や、分析の妨害となる物質による汚染を除去すること、また、機材を保管している間の再汚染を防止するためである。
- 採取機材及び試料容器等の汚れ具合によって、理化学用洗剤や溶媒による洗浄方法を選択する。
- 採取器具や試料容器の洗浄は、洗浄後の保管中の再汚染を避けるために、採取日前日に行うことが望ましい。
- 採取器具に装着するロープ等も十分に洗浄する。また、ロープにほつれや傷のないことを確認する。

#### (1) 調査対象物質が有機化合物の場合

- ガラス・ステンレス製器具の洗浄手順は、原則として、理化学用洗剤による洗浄、水洗、精製水による洗浄、有機溶媒による洗浄の順で行う（[図 2-8](#)）。
- 調査対象物質に応じて、アセトン等の水溶性有機溶媒による洗浄、風乾後、ヘキサン等の抽出用有機溶媒による洗浄後、ドラフト内で十分に風乾させる。

#### (2) 調査対象物質が重金属類の場合

- ガラス・ポリエチレン製器具の洗浄手順は、原則として、水洗、理化学用洗剤による洗浄、水洗、酸洗浄、精製水の順で洗浄する（[図 2-8](#)）。
- 重金属等無機化合物用の試料容器は、ポリエチレン、ポリカーボネートなどの合成樹脂製又は硬質ガラス製の容器を用い、理化学用洗剤による洗浄、水洗した後、硝酸（1+10）や塩酸（1+5）などに浸け置きし、その後直ちに精製水で洗浄する。

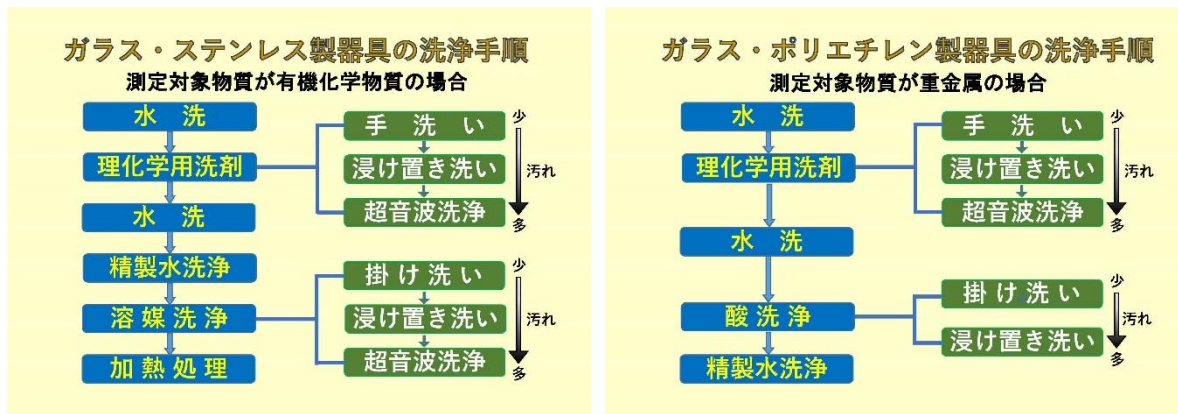


図 2-8 試料採取器具等の洗浄方法（図 2-5 再掲）

- 蓋のセプタム等は、洗浄の際には可能な限り取り外し、蓋と別々に洗浄する<sup>注34</sup>。また、蓋及びセプタム等を有機溶剤にて洗浄する際は、溶解などしないよう蓋及びセプタム等の材質に注意し溶媒を選択する。
- 調査対象物質が揮発性有機化合物の場合、水洗、有機溶媒洗浄した器具等は、使用直前に 105℃で 3 時間程度加熱し、デシケータなどに入れて室内空気からの再汚染がないように注意する。
- 耐熱ガラス、又は同等品の器具は、400℃で 2 時間以上の条件において加熱処理することが望ましい。ただし、有機物による汚れを残したまま加熱処理する場合、分解中間体が残存したり、残存した炭化物が吸着点となる等のおそれがあるため、加熱前に十分な洗浄が必要である。
- 試料容器は、洗浄後、採取地点番号、調査対象物質名等を付し、ジッパー付きアルミバックに入れたり、アルミ箔で包んで採取日まで保管する。
- 初期環境調査及び詳細環境調査において、分析担当機関と試料採取機関が異なる場合は予め後述の「2.6 他機関への試料・検体送付」を確認し、試料採取機関は分析担当機関と事前に協議のうえ、採取後速やかに必要な冷蔵処理等を行い、分析担当機関に送付すること。特に、分解が懸念される物質かどうか、事前に「白本」等により調べておき、適切な発送となるよう心掛ける。また、分析担当機関は、試料採取機関へ試料送付用容器（分析用試料及び保存用試料に係るものを含む）を送付する際に送付方法<sup>注35</sup>に関する説明書を添付し、採取後、速

**注34** 蓋の裏側のシリコンセプタムの裏に洗剤などが残り、かえって汚染の原因になるケースがある。セプタムをはずせる場合ははずして洗い、精製水洗浄まで行い、乾燥させてから組み立てること。なお、PTFE 張りの場合でも、ピンに有機溶媒を入れて蓋を締め、振り回して洗浄すると、ピンロとテフロンとの隙間から溶媒が漏れて蓋の樹脂部分に付着し、樹脂から化学物質の溶出がおこり、かえって各種の有機汚染物質による汚染を引き起こすケースがある。漏れの状態などを確認しながら洗浄操作を行い、漏れが止められない場合は蓋の内側の有機溶媒洗浄を省く。

**注35** 分解の懸念がある物質については、到着までの期限の目安を明記すると共に、発送予定日に関して試料採取機関と連絡を密に取るべきことを明記する。



やかに分析できるよう心がける。

- 上記試料容器には、調査の名称、地方公共団体の名称、試料採取年月日及び検体番号等を記載したラベル（下記の例を参照）を貼付する。検体調製後の生物試料では、試料採取年月日に代えて試料調製年月日を記載する。調査対象物質により採取方法が異なるため、同じ採取地点で複数の調査対象物質がある場合は、必要に応じて、調査対象物質等の記入欄も追加する。

#### （初期環境調査及び詳細環境調査におけるラベル（例））

令和〇〇年度  
環境省化学物質環境実態調査  
（詳細環境調査（生物））  
〇〇都道府縣市  
試料調製年月日： 年 月 日  
地点： 〇〇川（〇〇市）  
検体番号： 生物-1

#### 2.2.4 試薬類の準備

- 採取機材の洗浄に使用する試薬並びに試料の保存安定化剤、pH 調整剤及びサロゲート標準物質等の試料採取後の測定に使用する試薬については、「白本」で確認し、準備する。
- 化審法や国際法に抵触する試薬類は、購入手続きに数カ月を要する場合もあるので注意が必要である。
- 可塑剤や酸化防止剤等のように身近に汚染源が多様に存在する物質を調査対象物質とする場合は、調査や測定に使用する試薬も汚染されている可能性があるため、「白本」の注意事項を確認し、事前にブランクの有無を確認する。
- 調査対象物質が測定に支障となるレベルでブランクが存在する場合には、ブランクレベルの低いメーカーの試薬を探索したり、蒸留や吸着剤などで精製することが必要になることもあるので注意する。
- 試薬及び捕集材等は、ロットにより、不純物濃度や性質が異なる場合があるので、調査に必要とする十分量を同じロットで揃えることが望ましい。

#### 2.3 試料の採取

##### 2.3.1 採取方法

- 安全性を確保するため、2人1組で実施し、必要に応じてライフジャケットや命綱を装着し、転倒や落下の危険性がある場所では、ヘルメットも着用する。
- 採取地点に到着したら、GPS を用いて、採取場所が目的の場所であるか確認する。特に経年的に試料採取を実施している地点については、前年度と採取地点がずれていないか十分に確

認し、野帳に記録する。

- 十分に手洗いした後、素手で、又は理化学用洗剤で洗い水道水、精製水で十分に水洗いして乾燥させた手袋<sup>注36</sup>をはめて操作しながら、試料水に直接接触しないよう注意しつつ採取を行う。調査対象物質が有機化合物である場合の試料採取には、ゴム手袋及びプラスチック製品等の合成樹脂製のものの使用はできるだけ避ける。

## (1) 魚類及び貝類

- 魚類は定置網、投網、刺網など、甲殻類はタモ網やカニ籠などを用いて採捕する。
- 貝類はタモ網等で採捕し、ムラサキイガイやマガキなどの付着性の貝類にあつては手捕り又は金属製ヘラ等を用いて殻が壊れないよう注意しながら剥ぎ取る。
- 採取にあつては合成樹脂製品の使用をなるべく控える。
- 採捕日と水域が特定できれば、漁業者が捕獲した魚介類を購入し、試料とすることができる。

### 1) 種の判別（貝類）

- イガイ等の種の判定は、外観だけでは区別できない場合があるが、種により生態的特長が異なることから濃縮性や物質の挙動も異なると考えられるため、可能な限り実施すべきである。例えば、同じ水域で採取されたムラサキイガイ、ムラサキインコ、カキでは、汚染物質の組成が異なることが知られている。
- ◇ 外観で区別可能な種：ムラサキイガイ、ムラサキインコ、ミドリイガイの区別
  - ※ ムラサキイガイとムラサキインコは判別が可。後者は殻高が厚く、貝殻の内側の隅の方に隔壁構造があるのが特徴。
  - ※ ミドリイガイ単独で採取した場合には、ムラサキイガイと勘違いする場合も否定できないが、ムラサキイガイと並べて比較すれば、判別は比較的容易。
- ◇ 外観だけでは区別が非常に困難な種：キタノムラサキイガイとムラサキイガイ
  - ※ 東北等で採取されたムラサキイガイについては、キタノムラサキイガイが混在している可能性が高い。
  - ※ 外観だけでは、判別が不可能な種：マガキとシカメガキ
- イガイの生息分布の情報はあるが、種が混在する地域における種の存在割合について不明であり、実試料での判定が必要である。
- ◇ ムラサキイガイ、ムラサキインコの分布はほぼ同じである<sup>注37</sup>。ミドリイガイは、西に多く分

**注36** 通常の軍手など繊維くずの出やすいものは避け、例えば無塵室用手袋などで綿など天然素材のものを選んで使用する。洗濯を繰り返して繊維がけばだってきたら、新しいものに交換する。

**注37** 地域的な分布は重なるが、ムラサキイガイが港内など比較的中～富栄養化された場所を好むのに対してムラサキインコは外海に面した貧栄養の場所を好み、住み分けているケースがよく見られる。

布するが、東にも分布している<sup>注38</sup>。

- イガイ目の種の判別及び分布情報として下記のサイトが参考となる。「北の貝の標本箱」(<https://sites.google.com/site/kitanoex/igai-moku>)

## 2) 留意事項（貝類）

- 同一採取地点で種が混在する場合があります、採取した全個体の種判別作業を行うのは負担が大きいため、例えば 100 個体採取したうち代表的な 10 個体の種判別を行い、代表種として表示することも可能である。また、種同定に疑問が残る場合は、むき身をつくった際の貝殻を保存しておくのが良い。

## (2) 鳥類（カワウ）

### 1) 採取方法及び対象種

- カワウはムクドリ及びウミネコに代わり、平成 25 年度から調査対象種となった。（ムクドリ及びウミネコの調査方法等については、「平成 20 年度版手引き」(<http://www.env.go.jp/chemi/anzen/chosa/tebiki-h20.pdf>) を参照されたい。）
- 多数の自治体により有害鳥獣捕獲が実施されているため、捕獲された一部（鳥個体及び卵）を譲り受けている。
- 鳥個体は孵化後 1 年程度の幼鳥を対象とする（成鳥と羽色が異なる）。
- 卵は産卵後時間が経過していないものが望ましい<sup>注39</sup>。
- 採取時期については、駆除を担当している部署と早めに調整を行うこと。

## 2) 注意事項

- 個体識別用の金属足環は、鳥類標識調査で放鳥された個体であり、回収者は、回収報告を行う必要がある。後日、その個体の放鳥時のデータや年齢などの情報が得られる。
- 報告先は、国内の鳥類標識調査のセンターである山階（やましな）鳥類研究所標識研究室である（〒270-1145 千葉県我孫子市高野山 115、TEL 04-7182-1107、FAX 04-7182-4342、E-mail BMRC@yamashina.or.jp、[http://www.yamashina.or.jp/hp/ashiwa/ashiwa\\_index.html](http://www.yamashina.or.jp/hp/ashiwa/ashiwa_index.html)）。
- カワウは「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」で定められた猟鳥であり、定められた猟期以外に捕獲することはできない。ただし、都道府県知事許可による第 2 種特定鳥獣管理計画に基づく個体数調整捕獲又は、有害鳥獣捕獲（県によっては関係市町村長許可）のための鳥獣捕獲許可によって捕獲できる。<sup>15)</sup>

<sup>注38</sup> ミドリイガイは熱帯性であり、冬季の海水温低下に弱い。東京湾～相模湾、大阪湾周辺など、人口密集地帯で冬季の水温が下がりにくい場所に増えている。

<sup>注39</sup> 暗室で光にかざした際に全体が薄緑の透明な状態で、中央付近に卵黄が薄くみえるような状態のものを選別する。

### 2.3.2 検体数と採取試料量

- 検体数及び採取試料量は、調査目的、調査対象物質と分析法によって決まるが、予備保存用及び二重測定も考慮した数量とする。
- 初期環境調査、詳細環境調査、モニタリング調査とも検体数は3検体/地点である。
- 初期環境調査及び詳細環境調査の試料量については、検体毎に3回の測定が可能な量を基本とし、試料を分析する機関（請負分析機関）が別に定める量を採取することとなっている。POPs等を対象とするモニタリング調査では、検体毎に1,000gであり、均一化した試料(1,000g以上)からガラス瓶等試料保存容器に100gずつ10本に分取したものを、分析機関へ送付する。10本のうち4本は長期保存用の検体である。
- 1検体当たりの個体数は10以上が望ましいが、生物種によって個体サイズが異なるので、1検体当たりの個体数は、分析必要量に応じて調整する。採取試料量の例を表2-2に示す。

### 2.3.3 採取時の測定及び記録

- 調査の目的によって、試料採取時及び採取後に測定する項目が異なるので、「詳細要領」等を事前に十分確認する。
- 試料採取時に下記の項目について測定及び記録を行う。ただし、漁協等での水揚げからの買取などで正確な採取日時、天候等が不明な場合は、採取期間と採取地域範囲を聞き取り、記録する。

#### (1) 魚類及び貝類

- 標準和名
- 採取日時
- 採取地域の名称と正確な位置（図面を添える）
- 地域区分
- 天候等気象条件
- 潮汐の状態
- 周辺環境、水深(m)、汚染の状況等を記録する。

#### (2) 鳥類

- 標準和名
- 採取日時
- 採取地域の名称と位置
- 捕獲方法（網、猟銃、繁殖地で自然死した個体の採取等）
- 天候等気象条件等を記録する。

表 2-2 生物採取量等の概要

	生物種	各生物体の大きさ等 <sup>注40</sup>	採取部位
1	サンマ	2 kg 程度を 1 検体とする。 (1 尾 100 g 程度)	筋肉 (可食部)
2	シロサケ	4 kg 程度のもの 2 尾を 1 検体とする。	筋肉 (可食部)
3	ウサギアイナメ	1 kg 程度のもの 5 尾を 1 検体とする。	筋肉 (可食部)
4	アイナメ	200~1000 g 程度のもの 5~10 尾程度を 1 検体とする。	筋肉 (可食部)
5	スズキ	20~50 cm 程度 (1~2 歳) のもの数尾を 1 検体とする。	筋肉 (可食部)
6	ミナミクロダイ	1 kg 程度のもの 3~4 尾を 1 検体とする。	筋肉 (可食部)
7	ウグイ	100~500 g 程度のもの 20~30 尾を 1 検体とする。	筋肉 (可食部)
8	ムラサキイガイ	3 kg 程度を 1 検体とする。	むき身
9	イガイ	3 kg 程度を 1 検体とする。 (1 個 20~900 g 程度)	むき身
10	カワウ	1~2 kg 程度のもの 1 羽を 1 検体とする。(なるべく当歳の幼鳥を検体とする) 卵は、発生初期のもの 3 個程度を 1 検体とする。	胸筋及び卵

- 主な記録事項を表 2-3 に示す。試料採取時には、試料に関する記録をとり、採取時の状況について写真撮影（近景、遠景）を行う。

表 2-3 生物のサンプリング記録（例）

採取者：

媒体			
標準和名			
地点番号			
地点名（東経・北緯） <sup>注41</sup>			
採取年月日			
時刻			
天候			
気温（℃）			
水温（℃）			
採取水深（m） <sup>注42</sup>			
捕獲方法（鳥類）			
備考（外観、色、臭気 <sup>注43</sup> 、流況、浚渫などの特記すべき事項等）			

<sup>注40</sup> 試料は分析用（100 g 程度）のほか、環境省保存用（500 g）を含むため、表に示す重量が必要となる。

<sup>注41</sup> 地点の位置（経緯）は、位置情報システム（GPS）等を用いて測定し、60 進法で表記する。

<sup>注42</sup> 採取水深は、「海洋観測指針」<sup>3)</sup>に準拠して、音響測深器を用いるか、採泥時に索測深法により測定する。

## 2.4 検体の調製等

### 2.4.1 体重、体長等の測定

#### (1) 魚類

- 検体とした個体の体重及び体長の測定を行う。なお、1 検体あたりの個体数が 20 を超えるものについては、無作為に 20 個体を取り出して測定を行い、その最大及び最小並びに平均値をまとめるのみでよい。ただし、全体の個体数は明らかにするものとする。

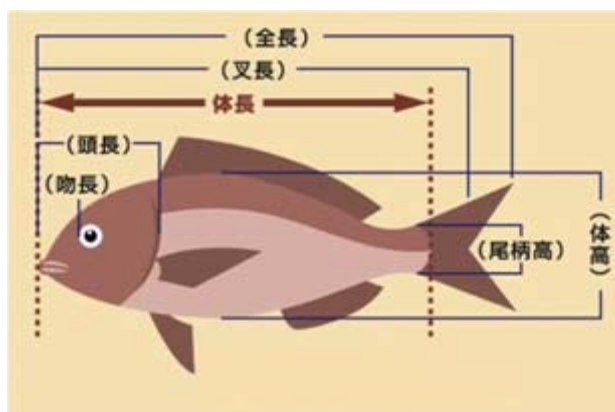


図 2-9 魚類の体長等

#### 1) 体重

- はかりを用いて 0.1 g (体重 100 g 以上の検体については 1 g) の単位まで計測する。

#### 2) 体長

- 体長とは魚の頭の前から尾びれのつけ根（尾びれを曲げた時にくぼみができる部分）までの長さであり、ものさし等を用いて 1 mm の単位まで計測する（図 2-9 参照）。

#### (2) 貝類

- 原則として、検体とした全ての個体の重量及び殻長の測定を行う。なお、1 検体あたりの個体数が 20 を超えるものについては、無作為に 20 個体を取り出して測定を行い、その最大及び最小並びに平均値をまとめるのみでよい。ただし、全体の個体数は明らかにするものとする。

#### 1) 重量

- 重量とは、貝類の殻付きの重さであり、はかりを用いて 0.1 g の単位まで計測する。
- 貝殻に付着物がある場合には、可能な限り取り除く。

#### 2) 殻長

- イガイ及びムラサキイガイ等の殻長等を図 2-10 に示す。殻長とは貝類の最長の径の長さであり、ものさし等を用いて 1 mm の単位まで計測する。なお、殻幅及び殻高は測定を

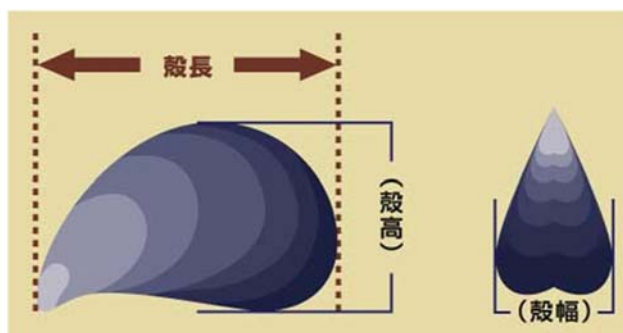


図 2-10 イガイ及びムラサキイガイ等の殻長等

注43 臭気は、環境省報告システムコード表の臭気コード（採取時の報告様式に記載があるので参照頂きたい）に基づき判定する。

要さない。

### (3) 鳥類（カワウ）

鳥類の外部形態の測定や年齢推定については、Svensson<sup>21)</sup>や山階鳥類研究所<sup>22)</sup>、栃木県立博物館<sup>23)</sup>の図書等が参考となる。実施にあたっては、野外で実際に鳥類を捕獲し、測定などを行っている研究者の協力を得ることが望ましい。

- 体重は g 単位で記録する。体長（鳥類では翼長の意）は、3 種類の方法が知られているが、従来同様に最大翼長（Maximum Wing Length）を測定する。翼角をものさしの 0 点にあわせ、風切羽に力を加え測定する。読み取りは cm 単位まで行う。
- カワウは、開翼長が 1 m 以上にもなる大型の鳥で、嘴は細く鋭くのびて鉤型である。成鳥の虹彩は深みのある緑色で、目先から喉にかけての皮膚裸出部が淡黄色である。頸が長く、大きな胴体を、体の最後尾についた太く短い足で支えている。みずかきは 4 本の趾すべてが膜でつながった肉厚なものである。水中ではこのみずかきで、水を蹴って進むため丈夫であるだけでなく、電線をしっかり掴んで就峙することもできるような柔軟な構造となっている。全身は黒い羽で覆われていて、雨覆は羽縁以外が暗褐色で、黒色の羽縁が鱗模様となっている。繁殖期の直前から抱卵期にかけて、目先から喉の皮膚裸出部が暗黒色の婚姻色に変わり、その一時期の間、目の下に紅色の斑紋が生じる。さらに頭部と腿部に糸状の白い生殖羽が生える。このような裸出部の発色には、雌雄や年齢（2 歳以上の個体）の差異はほとんどない。

15)

#### 2.4.2 年齢の査定

有機塩素系化合物の多くがそうであるように、脂溶性で生物体外への排泄速度が遅い化学物質は、暴露時間（年齢）が蓄積に大きな影響を及ぼすため、比較的寿命の長い生物種については年齢を知ることが結果の解釈に重要な手がかりとなるが、年齢の読み取りは一般に熟練を要するので、研究者の協力が得られる場合以外は困難であることが多い。

したがって、化学物質の経年変化等の把握には、個体の大きさが毎年同じであることが望ましく、若い個体で大きさを一定とすることを第一に考えるべきである。

#### (1) 魚類

- 魚類の年齢は、鱗、耳石（三半規器官基底部にある石）、脊椎骨及び鰭条等々の硬組織によって査定する。
- 鱗は、樹木の年輪のように夏には鱗紋の間隔が広く、冬には狭くなることから、年齢が読み取れる。耳石は、一般的に夏に不透明帯が、冬に透明帯が形成されることから、年齢が読み取れる。ただし、耳石は厚いので研磨したり、切片を作成したりする手間を要する。また、

万能投影機などによって拡大して検査するが、熟練した読み手でないと査定は困難である。

- いずれの形質による年齢の査定も、絶対年齢との対比が行われることが不可欠であり、従来の研究報告には信頼性が乏しいものもあるので、留意する必要がある。

## (2) 貝類

- イガイの年齢査定は、殻の表面の輪脈（段差が顕著な部分）で行った例がある。
- イガイの年齢査定のために、鳴門海峡で垂下飼育試験が行われたことがある。
- ムラサキイガイについては、岸壁などに付着した個体の殻長組成の変化を追跡して成長が推定されている。
- 同一の海域にあっても、年によって成長速度が大きく変動することが指摘されている。

## (3) 鳥類（カワウ）

- 孵化した翌年の換羽期（地域や繁殖期間によって異なるが、6～8月）までの幼鳥は、成鳥よりも褐色みのある羽色で風切羽の先端は尖っている（図2-11参照）。また、胸部から腹部にかけて淡色の羽が斑状に生える。褐色味の程度や淡色斑の大きさは、個体によってさまざまである。雛はピロードのような黒い綿毛で覆われている<sup>15)</sup>（図2-12参照）。幼鳥の風切羽の先端は尖っており。幼鳥と若鳥の判別は、羽色、換羽、さらに生殖器の成長度合いから総合的に判断する。



図 2-11 風切羽による年齢の査定（カワウ）<sup>24)</sup>





図 2-12 若鳥と幼鳥の比較（カワウ）<sup>24)</sup>

### 2.4.3 性の判別

魚類などの卵生生物は、産卵期に脂溶性化学物質が母体から卵へ移行し、産卵期の体内濃度に性差（オス>メス）が生じることが報告されている。また、オスとメスで、その成長の差異により、重金属や放射性核種の濃度が異なる例が知られている。

以上から、性が調査対象物質の濃度に影響する可能性もあるため、個体ごとの性を判別し、記録することが望ましい。

#### (1) 魚類

- 魚類の中には、成体、特に繁殖期に、雌雄の形態、色彩又は斑紋等が異なり（コイ科の追星や婚姻色及びアйнаメの産卵期の体色変化等）、外見的に性の判別が行える場合もあるが、一般には、外部形態で雌雄を区別することは難しい。その場合、解剖した際に生殖腺を調べて性の判別を行うことになる。この場合も、未成熟個体及び成熟個体であっても、繁殖期以外は生殖腺の外見からだけでは判別が難しいことが多い。
- 産卵期は、卵巣と精巣との区別が容易だが、その他の時期及び未熟個体では判別不能の場合も少なくない。

#### (2) 貝類

- 貝類は、一般的には外見での性の判別が不可能で、解剖して生殖巣を観察する必要がある。
- 産卵時は、卵巣と精巣との区別が容易だが、その他の時期及び未熟個体では判別不能の場合も少なくない。

#### (3) 鳥類（カワウ）

- カワウの性判別は、雄は雌よりも少し大きい、外部形態で見分けることは困難であり、内部生殖器の確認により判定する。<sup>15)</sup>

## 2.4.4 前処理（魚類及び貝類）

### 1) 前処理

- 生物試料の分析部位は、原則として魚類では筋肉部、甲殻類及び貝類は軟体部とする。
- 前処理に先立ち、魚類は精製水で水洗する。なお、採取した個体は可能な限り凍結せず、採取後速やかに前処理を行う。
- 前処理時に、器具その他の作業環境及び作業者からの汚染がないよう十分に注意を払う。

### ① 魚類

- 魚類は、可食部（筋肉）を検体とする。採取部分は問わないが、約 100 g 以上を削ぎ、粉碎・均一化した後、検体として用いる（POPs モニタリング調査の場合は、前述したとおり 1000 g 以上／検体）。100 g 以下の魚類にあっては数匹の可食部を削ぎ粉碎・均一化して検体とする。さらに、小魚の場合には、100 g 以上になるように魚体全体を何匹かとり粉碎・均一化したものを検体とする。この場合、採取個体は、大きさで分類し、1 検体の中では個体の大きさや年齢、性をなるべく揃える（[図 2-13](#) を参照）。

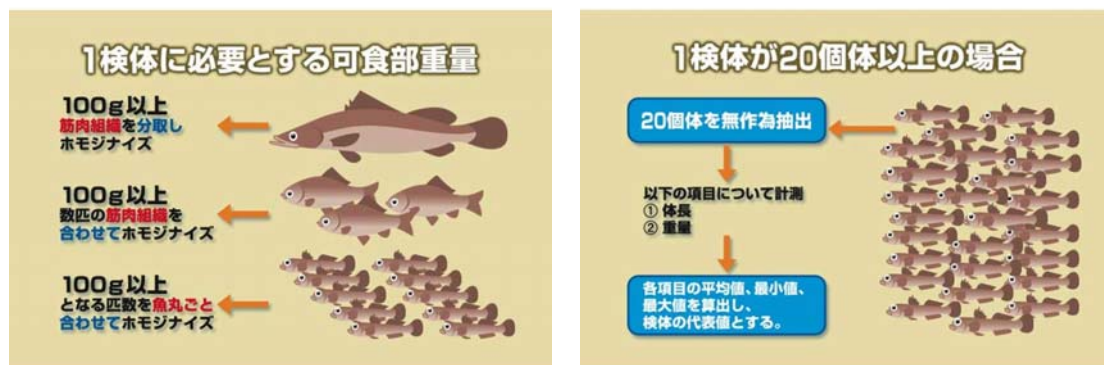


図 2-13 魚類の検体調製方法

- 通常、個体間の濃度に変動が大きい場合が多いので、通常は 10 個体以上を合わせて 1 検体とする混合試料（composite sample）が望ましいが、大型の魚や多くの個体の確保が困難な場合は、1 個体を 1 検体としても差し支えない。また、モニタリング調査など従来から個体サイズや 1 検体当たりの個体数が決まっている場合は、従来通りとする。ただし、採取部位は、検体とした全個体で同じ部位を採取し、同等量を混合後、均質化する。
- 初期環境調査、詳細環境調査、モニタリング調査ともに大きさを分類して 3 検体を調製することとされており、調製されたサイズの大きい検体から順に 1 から 3 の検体番号を付す。こ

のとき 1 検体の中では個体の年齢、性をなるべく揃える。

- 調査対象物質が有機化合物の場合は、例えば、まな板はヘキササンで洗浄したステンレス製バットを裏返しにして使用する等により、調査対象物質等の汚染がないよう注意する。重金属測定用の試料の場合は、金属製の包丁ではなく、セラミック製の包丁を、まな板はポリエチレン製やガラス板等を使用する等、目的元素によって用具を選択する。洗浄したまな板と洗浄した包丁を用いて頭部と内臓を除き、三枚におろし骨を除いた後、皮を取り除いて細切りする。次に、全体をよく混和（複数個体で 1 検体とする場合は、各個体から等量を取り混和）し、フードプロセッサーやホモジナイザー等により均一化したものを 1 検体とする。検体はガラス容器（容量 250 mL）に分取して冷凍保存する。保存した検体のうち、必要量をとって分析用試料とする。検体として用いた個体数、個体別の大きさ、重量、試料の採取部位、採取量・採取地点・採取年月日などを明確に記録しておくこと。ただし、1 検体あたりの個体数が 20 を超えるものについては、無作為に 20 個体を取り出して測定を行い、その最大及び最小並びに平均値をまとめるのみでよい。ただし、全体の個体数は明らかにするものとする。

## ② 貝類

- 所要の重量分の個数の軟体部を集め、粉碎・均一化したものを検体とする。この際、貝類中の含有泥質や貝殻の破片を含めないようにできるだけ取除くこと。
- シジミやアサリなどの底棲貝類は餌とともに底質を取り込むため、これらの貝類を測定用試料とする場合は、3%程度の食塩水に一晩浸け置き、消化管中の底質を体外に排出させる。
- ムラサキイガイやカキの場合、水に浸けずに低温下（凍らせない）でも 2、3 日は生きた状態で保存できるが、保管中の代謝や排泄により化学物質の体内濃度が変化する恐れがあるので、採取後速やかに前処理を行う。**注44**
- むき身作製は、安全のため事前洗浄した軍手などの手袋を使用するが、極力、軟体部に触れないように注意する。
- 清浄なナイフなどを用いてむき身をビーカー等を集め、これをステンレス製の 2 mm の目のふるい（径 20 cm）にあけて、10 分間静置して海水などの水切りを行ったものを試料とする。その際、砂粒等の異物を可能な限り除去する。作業は、洗浄済みのステンレス製ピンセット等を使用し、素手や手袋で直接試料に触れることのないよう注意して行う。
- 個体を大きさ順に並べ、1 検体の中での個体の大きさをなるべく揃え、二枚貝の場合は 1 群の最低個体数を 25 とする。大型の貝でも、総重量にかかわらず最低 10 個体はむき身にした

---

**注44** 二枚貝は、採取後速やかにむき身にすることを基本とする。すぐに作業できない場合は、凍結すると解凍時に組織液が外に出ってしまうので水を切って低温下で保存する（密閉状態でも呼吸はほとんど停止しており、代謝も最小限に抑えられている）。なお、冷蔵庫等の低温下でも水を切らずに密閉すると、代謝が止まらず酸欠ですぐ死んでしまうため水に浸けずに冷蔵する。潮間帯に住む二枚貝は、干上がった状態では貝殻を固く閉ざして水の蒸発を防ぐとともに、呼吸も止めて代謝を低く抑えて耐えているが、周囲に水が来ると再び貝殻を開け、呼吸を開始し代謝活性も増加する。水の有無が水温や酸素の有無に優先する。

上で均質化して測定用試料を作製する（図 2-14）。

- 検体として用いた個体数、個体別の大きさ、重量、試料の採取部位、採取量などを明確に記録しておくこと。ただし、1 検体あたりの個体数が 20 を超えるものについては、無作為に 20 個体を取り出して測定を行い、その最大及び最小並びに平均値をまとめるのみでよい。ただし、全体の個体数は明らかにする。



図 2-14 貝類の検体調製方法

## 2) 検体数の調製

- 複数個体をもって 1 検体とする場合は、魚類の場合は体長（大→小）、体重、雌雄の順にそろえて調製することが望ましい<sup>注45</sup>。

## 3) 試料の均一化

### ① ホモジナイザー等

- 検体を調製するに当たって、試料を粉砕・均一化する必要がある。試料をあらかじめよく混和し、必要に応じて適当なフードプロセッサー、ホモジナイザー等の粉砕器具を用いるが、磨砕に用いた金属器具により、重金属汚染のおそれが多いので、この過程でも汚染が生じないようにステンレススチール製器具等を選び、なるべく短時間に行う<sup>注46</sup>。
- ホモジナイザー等の粉砕容器の材質は、調査対象物質が有機化合物の場合には試料に触れる部分にゴムやプラスチックを使っていないステンレススチール製、重金属の場合にはガラス製で、刃の回転軸の部分がオイルレスのものを使用する。

<sup>注45</sup> ただし、採取日が異なったり、採取した個体群が異なる場合にあつては、採取日毎や個体群毎に分けてそれぞれを 1 検体とする。モニタリング調査においては、経年変化を把握することが目的であることから、個体サイズの変化に伴う残留濃度の変化を防ぐため過年度と同程度のサイズの個体を採取するよう心掛ける。

<sup>注46</sup> ホモジナイザーを用いる場合、先端の軸受け部分に銅等別の金属やテフロン等有機高分子を使用するケースがある。使用する機器について、あらかじめ十分な情報を得ておくこと。

## ② 操作手順

- ホモジナイザー等の粉碎容器を氷水で冷やす<sup>注47</sup>。
- 粉碎容器に、筋肉部を包丁で細かく切った魚の試料を入れ、蓋を閉める<sup>注48</sup>。
- ホモジナイザー等に粉碎容器をセットし、粉碎・均一化を開始する。
- 1回当たり、数十秒程度動作させ、十分に均一化されているか確認する。
- 粉碎が不十分な場合には、洗浄済みのスプーン等でよく混ぜた後、再度粉碎・均一化する。
- 試料が十分に均質化されるまで、この操作を繰り返す<sup>注49</sup>。
- 均質化したのち、試料を粉碎容器からスプーン等を用いて洗浄済みの試料保存容器に移す。
- 試料の保存容器は、調査対象物質が有機化合物の場合にはガラス製又は金属製、重金属類の場合にはガラス製又は塩化ビニル以外の合成樹脂製のものを用いる。

## 4) 水分含量及び脂質重量の測定

- 分析担当機関は、均質化した調製した 3 検体の各々一部を使って水分含量(%)及び脂質重量(%)を求める。なお、試料採取機関と分析担当機関が異なる場合は、試料採取機関も水分含量の測定を行う。

### 2.4.5 水分含量 (%) の測定

- 1.4.2.2 水分含量の測定と同じ方法に従い測定する。

### 2.4.6 脂質重量 (%) の測定<sup>15)</sup>

- 検体5~10 g をホモジナイザーカップに精秤し、クロロホルム 20 mL、メタノール 40 mL を加えて 2 分間ホモジナイズする。
- さらに、20 mL のクロロホルムを加えて 2 分間ホモジナイズする。
- ブフナーロートでろ過し、沈渣を再びクロロホルム・メタノール (1:1) 80 mL を加えてホモジナイズする。
- 全てのクロロホルム及びメタノール層を分液ロートにとり、60 mL の蒸留水を加えてゆるく振り混ぜる。下層のクロロホルム層を集め無水硫酸ナトリウムで乾燥後、ロータリーエバポレーターで溶媒を留去し、残分をシリカゲル等の吸湿剤入りのデシケーター中で恒量<sup>注50</sup>になるまで乾燥し、秤量する。

<sup>注47</sup> 氷水等で冷却ができないホモジナイザー等の場合は、発熱により、揮発性物質濃度や水分含量などが変動する可能性があるため、温度が上がらないように稼働時間を調節する。

<sup>注48</sup> 粉碎容器の蓋がプラスチック製の場合は、洗浄済みのアルミ箔で、2重に覆い使用する。

<sup>注49</sup> 魚試料の多くの場合、十分に均質化されるとペースト状になる。

<sup>注50</sup> 1時間毎に測定した場合前後の測定値の差がおおむね 1mg 以下になったら恒量とみなす（衛生試験法注解（日本薬学会編）に準拠したものである）。

## 2.5 試料の保存

### 2.5.1 検体調製前の試料の保管

#### (1) 魚類及び貝類

- 生物試料には種類名、採取日時、採取場所、採取場所の環境調査の記録、採取者名、採取法、採取後の保存、輸送の条件、検体番号及び個数等の正確な記録を付し、輸送及び保存にあたっては、各生物体の識別が確実にされるよう注意する。
- 実験室に搬入された生物は、種類及び数量に誤りのないことを確認の上、できるだけ速やかに前処理（均質化）することが望ましい。前処理（均質化）まで保存が必要な場合は、試料を汚染することのない冷暗所（4℃以下）で保存する。ただし、やむを得ず試料採取から24時間以内に試料の調製に着手ができない場合には、冷凍保存する。
- 生物試料の前処理（均質化）は速やかに行う必要があるが、やむを得ず検体調製まで一定期間の保存が必要な場合は、検体作成に必要な一定量の採取試料を別の容器に移し替え、凍結して保存することが望ましい。凍結保存した試料を使用する際は半解凍した試料全体をすばやく前処理の次の操作、例えば均一化に使用する<sup>注51</sup>。

#### (2) 鳥類（カワウ）

- 捕獲されたカワウ（鳥個体及び卵）を譲り受ける。採集日、採集場所、採集方法別に冷凍保存する。また、鳥獣捕獲許可証番号も記録しておく。

### 2.5.2 検体の保管

- 分析開始時まで-20℃以下で凍結して保存する<sup>注52</sup>。
- 生物検体は凍結と解凍を繰り返すと測定対象物質が壊れる可能性があるため、できるだけ複数の保管容器に少量ずつ分けて冷凍保存することが望ましい。

## 2.6 他機関への試料・検体送付

- 採取した試料は、冷蔵保存して実験室に持ち帰る。
- 「白本」で指示されている試料採取時の注意事項（酸化防止剤の添加、pH調整のための塩酸等の添加、現場抽出のため試料容器に溶媒を入れての送付など）に従って試料を処理し、可能は限り速やかに分析担当機関に送付する。
- 試料採取機関と分析担当機関が異なる場合には、試料採取機関の担当者は、検体の送付先（分析担当機関）の担当者と、採取時期、送付方法の詳細等について事前に十分協議のうえ、採取後速やかに必要な冷蔵処理等を行い、分析担当機関に送付すること。特に、分解が懸念される

---

<sup>注51</sup> 完全に解凍すると組織液が流出して重量が曖昧になる。また、測定対象物質によっては組織液とともに損失する場合があるので注意する。

<sup>注52</sup> 冷凍保存の適さない物質もあるため、測定対象物質毎の取り扱い「白本」を参照されたい。

物質かどうか、事前に「白本」により調べておき、適切な発送となるよう心掛ける。また、分析担当機関は、試料採取機関へ試料送付用容器（分析用試料に係るもののほか、保存用試料に係るものを含む。）を発送する際に送付方法<sup>注53</sup>に関する説明書並びに試料採取記録用紙を添付する。

- 上記試料容器には、調査の名称、地方公共団体の名称、試料採取年月日及び検体番号等を記載したラベル（下記の例を参照）を貼付する。検体調製後の生物試料では、試料採取年月日に代えて試料調製年月日を記載する。同じ採取地点、採取方法で調査対象物質が複数ある場合などは、必要に応じて、調査対象物質等の記入欄も追加する。

#### （初期環境調査及び詳細環境調査におけるラベル（例））

令和〇〇年度 環境省化学物質環境実態調査 （詳細環境調査（生物）） 〇〇都道府県市 試料調製年月日： 年 月 日 地点： 〇〇川（〇〇市） 検体番号： 生物-1
--

- 検体の送付に当たっては、以下の事項を記載した文書（A4）を添付すること。
  - ① 調査名
  - ② 試料送付地方公共団体名、所在地、担当者の氏名、職名及び連絡先（電話等）
  - ③ 試料送付年月日
  - ④ 試料送付先（分析担当機関の名称）
  - ⑤ 調査対象物質の名称
  - ⑥ 検体番号
  - ⑦ 試料採取年月日

#### 2.6.1 採取した生物個体

- 初期環境調査及び詳細環境調査においては、トラベルブランク試験は実施しなくても良い。
- 検体調製前の試料を他機関に送付する場合は、採取した生物個体は、できるだけ速やかに検体の調製に着手することが望ましいため、原則として、生物個体の入った試料容器は氷又はドライアイスの入った汚染のない適切な運搬容器に入れて遮光及び保冷を行い、速やかに輸送する。
- 魚類及び貝類は、凍結すると解凍に際し組織が破壊されることがあり、また水分含量が変化して誤差の原因になり易いので凍結は避け、輸送時も保冷剤を入れる場所に配慮して、試料

<sup>注53</sup> 分解の懸念がある物質については、到着までの期限の目安を明記すると共に、発送予定日に関して試料採取機関と連絡を密に取るべきことを明記する。

が凍結しないように保管及び輸送を行うことが望ましい。

- 調査対象物質が有機化合物であり、かつ生物試料は種類によって濃度差が著しい場合には、接触によるクロスコンタミネーションを起こす可能性があるため、種類別にそれぞれアルミ箔に包み区分する。

#### **2.6.2 粉砕・均質化した検体**

- 検体を他機関へ送付する場合は、凍結保存（-20℃以下）し、送付も冷凍便で行う。ただし、調査対象物質が揮発性有機化合物である試料の送付方法については、「白本」に従い、通常は、検体の調製は行わず、試料採取時の状態で、遮光及び保冷を行って送付する。

### **2.7 報告書の作成**

試料採取機関は、分析担当機関に試料発送後、採取記録及び採取試料の調製記録等を「詳細要領」に従い、記載漏れがないよう報告書としてまとめる。種々の記録類については、調査終了後、最低2年間は保管しなければならない。



### 3 大気

#### 3.1 調査計画

試料採取機関は、調査実施に先立ち、調査対象物質及び調査対象媒体、調査地点及び採取地点並びに試料の採取方法及び検体の調製方法等について調査実施計画書を作成する。

作成した調査実施計画書に従って、採取場所、採取日時、採取方法及び採取機材等について、事前に確認し、準備する。

また、「詳細要領」、「白本」及び「手引き」に従って、以下の項目等について作業手順書を作成する。

- ① 試料採取・運搬用具等の準備、メンテナンス、保管及び取扱い方法
- ② 前処理用試薬類の準備、精製、保管及び取扱い方法
- ③ 分析用試薬、標準物質等の準備、標準溶液の調製・保管及び取扱い方法
- ④ 前処理操作の手順
- ⑤ 分析装置の測定条件の設定、調整、操作手順
- ⑥ 分析方法全工程の記録（使用するコンピューターのハード及びソフトを含む）

##### 3.1.1 調査対象物質及び調査対象媒体

調査対象物質及び調査媒体は、「詳細要領」に基づくものとする。

##### 3.1.2 調査地点及び採取地点等

化学物質環境実態調査における「一般環境」とは、工場又は事業場の敷地境界及び排出口等の特定の排出源の直近を除く地域とする。調査を実施する地域又は水域は、調査対象物質の排出源の直近にあるなど特段の理由がある場合を除き、既往の調査地点及び採取地点で調査を行うことを原則とする。

- 初期環境調査では、化学物質の排出が想定される排出源に近い一般環境で調査を行うことを基本としており、主に調査対象物質の排出が想定される地点の周辺地域において調査を行う。大気系では排出地点風下の一般環境大気測定局又は有害大気汚染物質測定地点において調査を行うことを基本とする。
- 詳細環境調査では、排出源を特に考慮しない一般環境、リスクが懸念される一般環境、又は排出源を考慮した高濃度が予想される一般環境において調査を行うこととする。大気系では一般環境大気測定局又は有害大気汚染物質測定地点において調査を行うことを基本とする。
- モニタリング調査では、経年的な環境残留実態推移の把握を目的とすることから、原則として既往の調査地点及び採取地点とする。
- 試料採取場所としては、以下の類別が可能な場所を選定する。
  - ① 都市部

政令指定都市のような大都市の場合は、さらに以下のとおり類別する。

- A 中心部の商業地
- B ビジネス街
- C 周辺の居住地域
- D 工業地帯

② 農村地帯

③ 山岳や海岸、離島等のバックグラウンド地帯

- 採取地点は、上記の分類した地域において調査目的に応じた汚染状況を代表する地点であり、かつ電源事情が良いなど長期間にわたり試料採取可能な場所とする。
- 調査地点及びその周辺における大気の状態を把握出来る場所とし、特定の発生源からの影響を強く受けたり、直接交通機関等からの影響を受けたりするような場所は避ける。ただし、発生源を考慮した調査の場合を除く。
- サンプラーの設置については、原則として、地面から 150 cm 程度の場所に吸気口が位置するように設定することが望ましい。しかし、周囲に大きなビルが立ち並ぶ地域は、その地域で人が呼吸する大気の採取場所として、建屋の屋上などに設置すること、また常時監視局内等の屋内から採気管を分岐して採取することを妨げるものではない。
- これまで継続して環境調査を実施してきた地点が当該地区内にある場合は、原則として、その地点とする。
- サンプラーの固定については、プラスチック類やガムテープなどの化学合成品を安易に利用せず、原則として針金など金属製品、HV ではコンクリートブロックなどを用いて固定する。木材製品は、シロアリ防除目的等の薬剤が塗布されていることがあるので、原則として、使用を避ける。
- 採取地点では、室内空気や近くの排気口の影響を受けないよう、設置場所の選択や構成を工夫する。また、空調機の屋外設備からは冷媒として使用されるガスの漏洩がしばしばあるため、空調機の屋外設備付近に設置しないこと。POPs では PCB や難燃剤など建物や鉄骨構造物の脇では影響を受けるおそれがあるため留意する。
- 複数のエアサンプラーを設置する場合、十分な間隔を設けて注54各サンプラー自体からの排気を互いに再度吸引しないようにする注55。

---

注54 「マニュアルに関する Q&A 集(平成 18 年 2 月までに公開された「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」及び「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」に対する質問及び回答)」<sup>2)</sup> では、ハイボリュームエアサンプラー等による二重測定のサンプリング位置として、具体的な吸引量と距離との関係を示すデータはないが、平均的な風向きに対して並列に設置し、2 m 程度の間隔を置き、排気の再吸い込みに対して特に注意するとされている。

注55 吸引ポンプ用モーターの発熱により漏出した化学物質を吸引してしまった事例も発生している。

### 3.1.3 採取時期

- 各調査の試料採取時期については、「詳細要領」に基づくものとする。
- 採取日については、降雨の確率が高い時期や、台風の襲来が予想される時期は避けるなど、天候の安定した時期に設定する。やむを得ない時には環境省に相談すること。
- 採取場所については、周辺の工事などにより採取に影響がないか確認するなど、事前に状況を把握する。
- 採取時間は原則として午前 10 時から採取を開始する。

### 3.1.4 その他留意事項

- 分解性の高い調査対象物質の試料採取については、「白本」等に従い、分解防止剤などによる安定化剤の使用や試料採取後に必要な措置を講じる等注意が必要である。分析機関は、試料採取後の測定計画も立て、採取した試料を直ちに分析できるように計画する。

## 3.2 採取機材、試料容器、試薬等の準備

必要な採取機材、試料保管容器、試薬等の準備については、調査実施計画に従い、また、採取機材の保守・点検手順、試料保管容器の洗浄方法、試薬の準備等については、作業手順書に従い実施する。

### 3.2.1 採取に用いる機材等

- 安全性確保のため、必要に応じてライフジャケットや命綱、ヘルメット等を用意する。
- 採取器具及び試料容器は、ガラス、ステンレス、合成樹脂又は四フッ化エチレン樹脂フィルムコーティング材等の材質から製造されているが、採取に用いる器具等については、調査対象物質や測定を妨害する物質が溶出しない材質や調査対象物質が内壁に付着し難い材質等を選ぶ。
- 原則として、有機化合物の試料採取には合成樹脂製のものの使用を避け、また、重金属類の試料採取には金属製の材質のものの使用を避ける。
- 採取地点によって有害物質の含量が大きく異なることが予想される場合は、採取機材等に起因する二次汚染が生じないように複数の採取器具を準備する。
- 採取機材に付着した調査対象物質による汚染を防ぐため、使用する機材を事前に洗浄する。また、一連の採取が終わったあとは丁寧に洗って乾燥してから保管する。
- 採取機材の保管及び運搬時に周囲環境から採取機材に付着する調査対象物質による汚染を防ぐため、適切な措置を講じる。
- 試料容器の洗浄、保管及び運搬時に手に付着した調査対象物質による汚染を防ぐため、試料容器を取り扱う前に手を十分に洗浄する。
- ガラス製試料容器については、輸送時に破損することを考慮して予備を用意する。

- 「手引き」及び「白本」に記載されている採取機材及び捕集材のチェックリストを作成し、試料採取に先立ち、必要な機材等の準備が完了していることを確認する。
- 大気試料の捕集は、調査対象物質の「白本」に記載された捕集材又は捕集法（容器採取法、ろ紙捕集法等）を用いる。
- 有害大気汚染物質等及び揮発性有機化合物（VOC）の採取に使用する試料採取容器（キャニスター）並びに固相捕集で使用する捕集材、マスフローコントローラ、バルブ及びポンプ等の機材を事前に準備する。
- ポンプ等採取機材は「白本」等に記載されている機材と同等かそれ以上の性能を有する機材を用いる。代表的な採取機材については、**3.3.1 採取方法**を参照すること。
- 大量捕集が必要な調査対象物質は、ハイボリューム（HV）エアースンプラー又はミドルボリューム（MV）エアースンプラー等を使用する。

### 3.2.2 採取機材の保守・点検

- 積算流量計又はその他の流量計を備えたサンプラーやポンプの流量校正は、原則として1年に1回以上行う。校正は、メーカーによる校正又は基準流量計を用いた校正により行う。なお、基準流量計を用いる場合、基準流量計の校正についても1年に1回以上行う。
- 校正後、採取機材に校正日を付す。
- 吸引漏れを防止するガスケットやオーリングなどが劣化していないかを確認し、必要があれば交換する。

### 3.2.3 採取機材、捕集材等の洗浄・保管

- 採取機材、試料容器、捕集材等の洗浄及び保管の目的は、調査対象物質による汚染や、分析の妨害となる物質による汚染を除去すること、また、機材を保管している間の再汚染を防止するためである。
- 採取機材等の汚れ具合によって、理化学用洗剤や溶媒による洗浄方法を選択する。
- 採取器具や捕集材の洗浄は、洗浄後の保管中の再汚染を避けるために、採取日前日に行うことが望ましい。
- 初期環境調査及び詳細環境調査において、分析担当機関と試料採取機関が異なる場合は予め後述の「**3.6 他機関への試料・検体送付**」を確認し、試料採取機関は分析担当機関と事前に協議のうえ、採取後速やかに必要な冷蔵処理等を行い、分析担当機関に送付すること。特に、分解が懸念される物質かどうか、事前に「白本」等により調べておき、適切な発送となるよう心掛ける。また、分析担当機関は、試料採取機関へ捕集材を発送する際に送付方法<sup>注56</sup>に関する説明書を添付し、採取後、速やかに分析できるよう心がける。

**注56** 分解の懸念がある物質については、到着までの期限の目安を明記すると共に、発送予定日に関して試料採取機関と連絡を密に取るべきことを明記する。

- 試料を保管する容器には、調査の名称、地方公共団体の名称、試料採取年月日及び検体番号等を記載したラベル（下記の例を参照）を貼付する。調査対象物質により採取方法が異なるため、同じ採取地点で複数の調査対象物質がある場合は、必要に応じて、調査対象物質等の記入欄も追加する。

**（初期環境調査及び詳細環境調査におけるラベル（例））**

令和〇〇年度  
 環境省化学物質環境実態調査  
 （詳細環境調査（大気））  
 〇〇都道府県市  
 採取年月日： 年 月 日  
 地点： 〇〇川河口（〇〇市）  
 検体番号：大気-1

**（1）調査対象物質が有機化合物の場合**

- ガラス・ステンレス製器具の洗浄手順は、原則として、理化学用洗剤による洗浄、水洗、精製水による洗浄、有機溶媒による洗浄の順で行う（図 2-15）。
- 調査対象物質に応じて、アセトン等の水溶性有機溶媒による洗浄、風乾後、ヘキサン等の抽出用有機溶媒による洗浄後、ドラフト内で十分に風乾させる。

**（2）調査対象物質が重金属類の場合**

- ガラス・ポリエチレン製器具の洗浄手順は、原則として、水洗、理化学用洗剤による洗浄、水洗、酸洗浄、精製水の順で洗浄する（図 2-15）。
- 重金属等無機化合物用の試料容器は、ポリエチレン、ポリカーボネートなどの合成樹脂製又は硬質ガラス製の容器を用い、理化学用洗剤による洗浄、水洗した後、硝酸（1+10）や塩酸（1+5）などに浸け置きし、その後直ちに精製水で洗浄する。

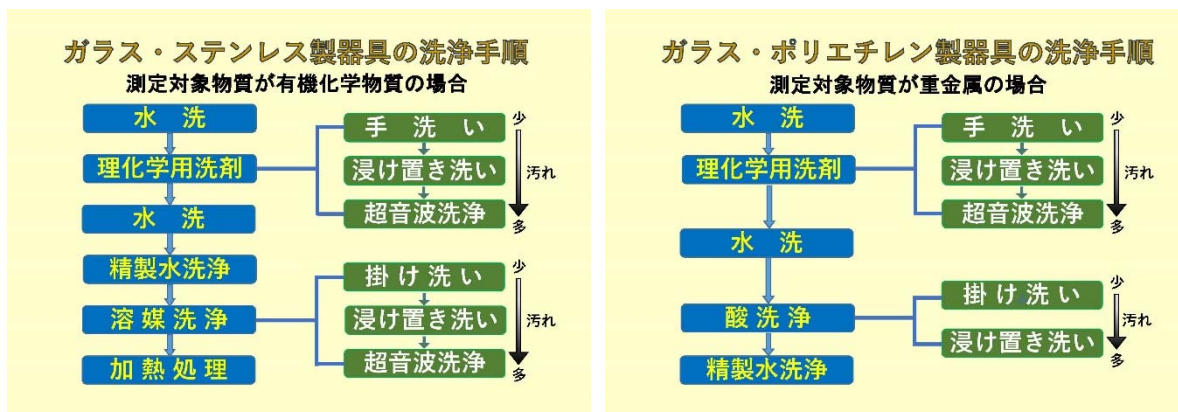


図 2-15 試料採取器具等の洗浄方法（図 2-5 再掲）

### (3) 試料採取容器（キャニスター）

試料採取容器（キャニスター）は、原則として、分析担当機関で洗浄し、調査対象物質の安定性が確認されたものを用いる。キャニスターは以下の手順で洗浄し、調査対象物質によるコンタミがないことを確認する。

- キャニスターを 13 Pa（約 0.1 mmHg）以下に減圧した後、加湿ゼロガスを大気圧まで導入する操作を 3 回以上繰り返すことによって洗浄する。
- 洗浄の際、キャニスターは 100 °C 程度に加温する。
- 洗浄後、加湿ゼロガスを充てんして 24 時間放置した後、その一定量を GC/MS で分析して各調査対象物質の大気濃度への換算値が定量下限値以下であることを確認する。
- その後、容器を 13 Pa（約 0.1 mmHg）以下に減圧して保管する。

### (4) 捕集材

分析機関は、「白本」の記載に従い捕集材洗浄を実施する。以下に一般的操作方法を示す。

#### 1) 加熱脱着に用いる捕集管

- 加熱脱着用の捕集管は、大気吸入口側から毎分 50 mL 程度の高純度窒素ガス等を流しながら、捕集管内の空気を十分置換する。さらに高純度窒素ガス等を流し、高温（捕集材の使用最高温度以下：例えば Tenax GC の場合 300 °C で 3 時間程度）で空焼きし、両端を密栓する。操作ブランク試験を行い分析対象成分の汚染が認められた場合は、この操作を繰り返す。
- カーボンモレキュラシーブ等の捕集材は、酸素の存在下で加熱するとブランクが増加したり、吸着性能が変化するなどのおそれがあることから、内部の空気を高純度窒素ガス等で十分置換した後、空焼きや加熱脱着の操作を行う必要がある。
- 高温（例えば、300 °C を超える温度）で長時間空焼きすると、捕集材の性能が変化（炭素系では酸化、ポリマー系捕集材では熱分解と酸化、無機捕集材では転位等による表面の変化）することがあるので注意する。

#### 2) 溶媒脱離に用いる捕集管、捕集材

- 固相カートリッジ等の捕集管や固相ディスク等の捕集材について事前洗浄が必要な場合は、通常、溶出に使用する溶媒を用い、溶出量の 2 倍程度の量を通液して洗浄する。洗浄後は、高純度窒素ガス等を用いて乾燥後、両端を密栓し、使用時まで汚染しないように密閉容器等に保存する。必要に応じて活性炭等の吸着剤を入れて保存する。
- 捕集管を洗浄及び調製してから試料採取までの保管期間は、保管期間中の汚染や捕集性能の変化がない範囲とし、洗浄及び調製した後、1 週間以内に使用する。

### 3) 石英繊維ろ紙 (QFF)

#### ① 調査対象物質が有機化合物の場合

- 使用直前に 600 °C で 6 時間程度加熱して有機物分解処理をして清浄なアルミ箔等で包み、ステンレス製の平型密閉管等に保管する。

#### ② 調査対象物質が重金属類の場合

- 使用に先立ってブランク試験を行い、ブランク値を確認する。特に、有害大気汚染物質モニタリング調査等では、ニッケル等一部の重金属のブランク値が高く、目標定量下限値を満足できない場合が多いので注意が必要である。
- 原則として洗浄や加熱処理等を行わない。

#### ③ 粉じん量を測定する必要がある場合

- 粉じん捕集前後のろ紙重量の差及び通気量から粉じん量を求める。

### 4) ポリウレタンフォーム (PUF)、活性炭素繊維フェルト (ACF)、活性炭繊維ろ紙等

- PUF は使用前に湯で十分もみ洗いした後、熱水を入れたビーカー内で繰り返し洗浄後、水を良く切りアセトンで予備洗浄し水を除いた後、アセトンを用いて約 16~24 時間ソックスレー抽出する。
- ACF はサンプラー等の規格に合わせて切断し<sup>注57</sup>、初めにアセトンで約 2~3 時間ソックスレー抽出を行い、次いで約 16~24 時間トルエンを用いたソックスレー抽出により洗浄後、再びアセトンで 2 時間程度ソックスレー洗浄することにより、トルエンをアセトン溶媒に置換する。
- これらの捕集材は、洗浄後、溶媒を除いた後、真空乾燥器又は減圧デシケータを用いて減圧乾燥する。
- これらの捕集材は保管中にバックグラウンドが増えるので、洗浄・乾燥後は速やかに使用する。
- 大形の高圧流体抽出装置など、ソックスレー抽出器と同等の前処理システムが利用可能な場合は、前洗浄後一度抽出を行い、バックグラウンドとして検出可能な妨害ピークの出ないことを確認して使用することができる。

#### 3.2.4 試薬類の準備

- 採取機材の洗浄に使用する試薬並びに試料の保存安定化剤、pH 調整剤及びサロゲート標準物質等の試料採取後の測定に使用する試薬については、「白本」で確認し、準備する。
- 化審法や国際法に抵触する試薬類は、購入手続きに数カ月を要する場合もあるので注意が必要である。

---

**注57** 設置の際に壁との間に隙間ができないよう、サイズに注意する。

- 可塑剤や酸化防止剤等のように身近に汚染源が多様に存在する物質を調査対象物質とする場合は、調査や測定に使用する試薬も汚染されている可能性があるため、「白本」の注意事項を確認し、事前にブランクの有無を確認する。
- 調査対象物質が測定に支障となるレベルでブランクが存在する場合には、ブランクレベルの低いメーカーの試薬を探索したり、蒸留や吸着剤などで精製することが必要になることもあるので注意する。
- 試薬及び捕集材等は、ロットにより、不純物濃度や性質が異なる場合があるので、調査に必要とする分量を同じロットで揃えることが望ましい。

### 3.3 試料の採取

「白本」又は請負分析機関の説明書等の方法に従って捕集する。調査対象物質の物性に応じた主な捕集方法を以下に記載する。

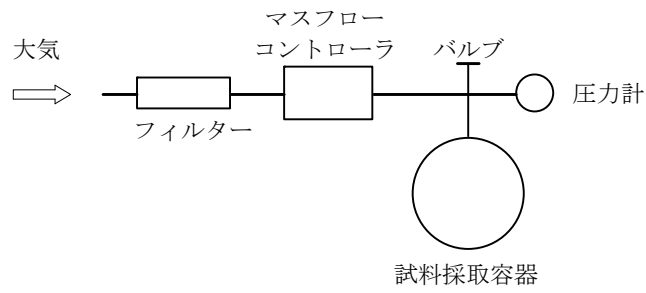
#### 3.3.1 採取方法

##### (1) 容器採取（キャニスター採取）

- 揮発性有機化合物（VOC）の採取に使用する。
- あらかじめ減圧（13 Pa（約 0.1 mmHg）以下）した試料採取容器を用いる。
- 機械式マスフローコントローラ又はサーマルマスフローコントローラを用いて一定流量で試料を容器に採取する。
- 大気圧以下で採取を終了する減圧採取法と、加圧ポンプを用いて 200 kPa（約 1500 mmHg）程度まで採取する加圧採取法がある。試料採取装置の構成は図 2-16 に示すとおりである。



(a) 減圧採取装置



(b) 加圧採取装置

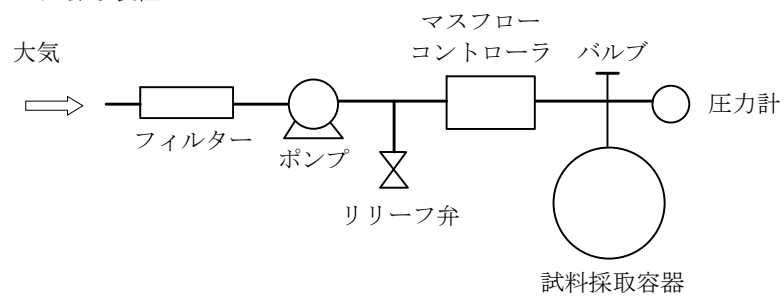
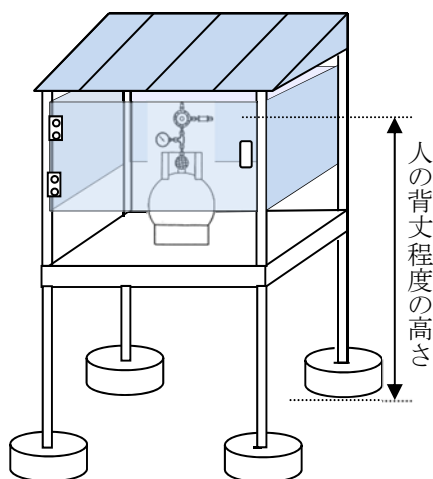


図 2-16 容器採取法による試料採取装置の構成 (例) <sup>16)</sup>

(有害大気汚染物質測定方法マニュアル、平成 9 年 2 月、環境庁大気保全局大気規制課より引用)

- 屋外で採取する場合、通気性に配慮し、キャニスターが直射日光に曝されて高温にならないように日除け等の対策を講じる。また、ガス採取口に直接、雨や雪等が当たらないように注意する。屋外における試料採取装置の設置例を **図 2-17** に示す。なお、試料採取装置を設置する台や日除け等に使用するものの材質は、調査対象物質及びその分析に影響を及ぼす物質を含まず、断熱性のよいものを選定し、二重測定を行う場合にはキャニスター 2 個を設置する空間が確保できるものとする。



**図 2-17 容器採取法による試料採取装置の設置(例)<sup>17)</sup>**

(環境大気中の揮発性有機化合物 (VOC) 濃度モニタリングに係る測定方法マニュアル、平成 20 年、環境省 水・大気環境局 大気環境課より引用)

- 監視局内等の屋内で採気管から分岐して採取する場合は、室内汚染の影響を避けるためポンプで通気しながら、その一部をキャニスターに捕集する。採気管を用いた採取の設置例を **図 2-18** に示す。配管の材質は、内面を不活性処理又は電解研磨したステンレス若しくはこれと同等以上の性能を有するものとする。また、配管同士の接続部は、互いの配管接面を合わせたうえで、Swagelok<sup>®</sup>又はシリコンゴム等で隙間のないように接続する。シリコンゴムの使用は極力避けるべきであるが、他に適当な接続方法がない場合に限り、管の内面が試料大気と直接接しないように注意し、あらかじめシリコンゴムに由来する汚染や分析への影響がないことを確認してから使用する。
- 配管類と同様、試料採取装置の調査対象物質が接する部分の材質は、内面を不活性処理又は電解研磨したステンレス若しくはこれと同等以上の性能を有するものとする。なお、金属以外の部材が使用されている場合は、あらかじめ調査対象物質に対して影響のないことを確認する必要がある。特にフッ素樹脂以外の材質については使用を避ける **注58**。
- キャニスターは、使用前に添加回収試験を行い、調査対象物質の回収率が 80%以下の試料容

**注58** 調査対象物質が有機フッ素系化合物の場合には、フッ素樹脂の使用も避ける。

器は使用してはならない<sup>注59</sup>。

- 試料採取に当たっては、装置を組み立てた後、漏れを確認し、試料採取地点で採取容器以外の採取装置を通気することにより、採取地点の大気に置換して汚染や吸着を極力低減する。
- 減圧採取法では試料採取完了後できるだけ速やかに加湿ゼロガス<sup>注60</sup>で 200 kPa（約 1500 mmHg）程度まで加圧する。

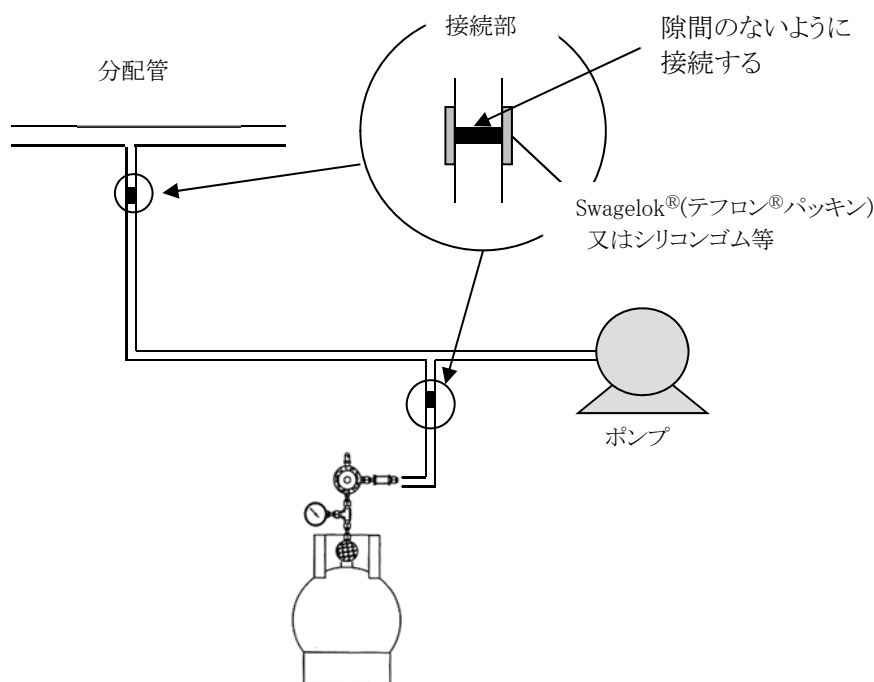


図 2-18 容器採取法による配管接続採取の設置（例）<sup>17)</sup>

（環境大気中の揮発性有機化合物（VOC）濃度モニタリングに係る測定方法マニュアル、平成 20 年、環境省 水・大気環境局 大気環境課より引用）

### 1) 減圧採取法の概要

- 試料採取装置は、フィルター、マスフローコントローラ、バルブ、圧力計及び試料採取容器から構成され、圧力計により試料採取容器内部の圧力を確認する。
- 採取終了時の圧力は、マスフローコントローラが一定流量を確保できる範囲内であることが必要であり、この圧力は一般に 80 kPa（絶対圧：大気圧の 80%）程度である。
- 6 L の試料採取容器を用いる場合の 24 時間採取における採取流量は、約 3.3 mL/min である。

**注59** 回収試験の結果、「白本」に記載されている回収率よりも低く、かつ回収率が 80 % をわずかに上回る程度にある場合は、キャニスターの劣化が疑われるため、さらに 24 時間室温で放置した後、再度、装置で測定して、回収率に変化がないことを確認する。

**注60** あらかじめ減圧にした採取容器にゼロガス（高純度窒素又は精製空気）を流しながら、シリンジで水（6 L 容器で約 100  $\mu$ L 程度）加圧した時の 25  $^{\circ}$ C での相対湿度として約 50 %）を注入して調製する。ただし、加湿時の汚染に注意する。

- マスフローコントローラは、設定流量に対して±10%以内の流量に制御できる性能を有すること。

## 2) 加圧採取法の概要

- 試料採取装置は、フィルター、ポンプ、マスフローコントローラ、バルブ、圧力計及び試料採取容器から構成され、圧力計により試料採取容器内部圧力を確認する。
- 採取時間を自動で設定できる装置では、バルブをポンプの後に配置する。
- 採取終了時の圧力は、200 kPa（約 1500 mmHg）程度とする。
- 6 L の試料採取容器を用いる場合の 24 時間採取における採取流量は、約 8.3 mL/min である。また、マスフローコントローラは設定流量に対して±10%以内で制御できる性能を有すること。

## 3) 試料採取装置の仕様

### ① 試料採取容器

- 内面を不活性化処理（電解研磨、酸化皮膜処理又はシリカコーティング等）したステンレス容器で、内容積が 3 L から 15 L 程度のもの又はこれと同等以上の性能を有するもの。
- 回収率が確認されたもの。
- 漏れがなく、容器は 300 kPa（約 2200 mmHg）程度の加圧、かつ大気圧下で 13 Pa（約 0.1 mmHg）以下の減圧に耐えること。

### ② マスフローコントローラ

- 流量を 2～50 mL/min の範囲で制御でき、差圧 20 kPa（約 150 mmHg）以上における流量の制御精度が設定流量に対して±10%以内のもの。
- 耐圧は 300 kPa（約 2200 mmHg）程度、かつ大気圧下で 13 Pa（約 0.1 mmHg）以下の減圧に耐えること。
- 漏れがなく、接ガス部にステンレス又は酸化皮膜処理がされたアルミニウムが用いられているもの若しくはこれと同等以上の性能を有するもの。

### ③ ポンプ

- 加圧採取に使用するポンプの構造はメタルベローズ又はメタルダイヤフラム型で漏れがなく、接ガス部にステンレス又は酸化皮膜処理がされたアルミニウムが用いられているもの若しくはこれと同等以上の性能を有するもの。

### ④ バルブ

- 全閉時に漏れがなく、構造はメタルベローズ又はメタルダイヤフラム型で、接ガス部にステンレス又は酸化皮膜処理がされたアルミニウムが用いられているもの若しくはこれと同等以上の性能を有するもの。
- 300 kPa（約 2200 mmHg）程度の加圧及び大気圧下で 13 Pa（約 0.1 mmHg）以下の減圧に

耐えること。

### ⑤ フィルター

- ステンレス製でメッシュ・サイズが 7 μm 以下であること。通常は 2 μm 程度のものが用いられる。

### ⑥ 圧力計

- ステンレス製で漏れがなく、ゲージ圧で-100kPa から 300 kPa 程度の圧力範囲が表示できるもの。

## (2) 固相捕集法

- カーボンモレキュラーシーブ、グラファイトカーボン、ポーラスポリマー（パラフェニレンオキシドポリマー等）及び GC 分析用充填剤等の捕集材を充てんした捕集管を用いて、必要に応じて除湿等を行いながら大気中の調査対象物質を一定流量で吸引捕集する<sup>注61</sup>。
- 試料採取装置の構成を図 2-19 及び図 2-20 に示す。捕集管の後部に、流量調整装置、ポンプ、ガスメータを順に接続する。必要に応じて捕集管の前部に除湿管等を接続する。

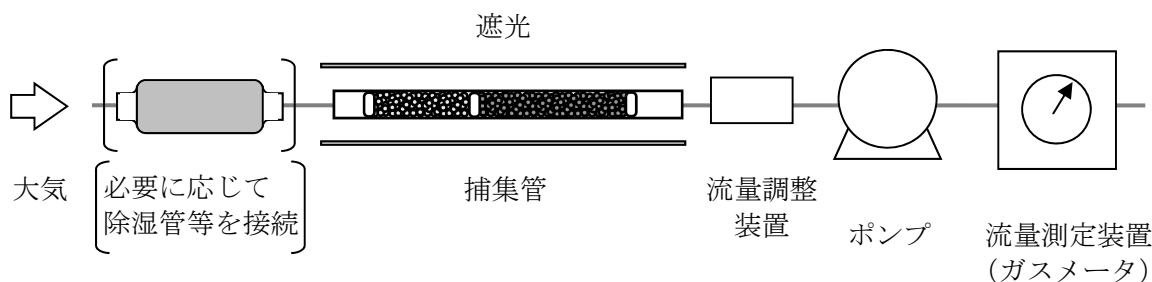


図 2-19 固相捕集 - 加熱脱着法による試料採取装置の構成 (例)<sup>18)</sup>

(有害大気汚染物質測定法マニュアル 排出ガス中の指定物質の測定法マニュアル、平成 20 年 10 月、環境省水・大気環境局大気環境課の図を一部変更)

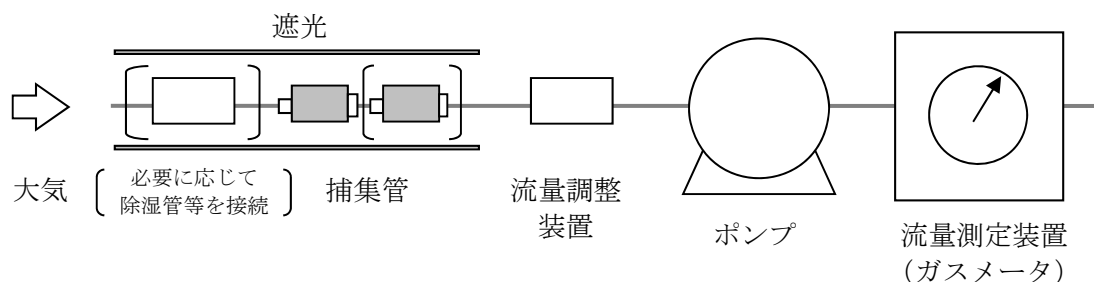


図 2-20 固相捕集 - 溶媒脱離法を用いた試料採取装置 (例)<sup>18)</sup>

(有害大気汚染物質測定法マニュアル 排出ガス中の指定物質の測定法マニュアル、平成 20 年 10 月、境省水・大気環境局大気環境課の図を一部変更)

**注61** 捕集後の測定方法には、加熱脱着法と溶媒脱離法の 2 通りがある。前者は、捕集した調査対象物質を加熱脱着し、コールドトラップ等により再濃縮した後、GC/MS に導入して分析する方法である。後者は、捕集した調査対象物質を適切な溶媒で抽出（又は溶出）し、GC/MS や LC/MS で分析する方法である。

- 流量制御は、捕集管の後部にマスフローコントローラ等の定流量装置を接続して行う。
- 大気は、捕集管に直接通気する。止むを得ず大気を捕集管に導入する配管等を用いる場合は、接ガス部の材質を調査対象物質が吸着するおそれのないものとする。例えば、調査対象物質が酸性物質でない場合は、ガラス管、ガラスライニングステンレス管、内面を不活性処理又は電解研磨したステンレス管若しくは酸化皮膜処理を行ったアルミニウム管等を使用する。
- 導管等に金属以外の部材が使用されている場合は、あらかじめ調査対象物質の測定値に影響のないことを確認する必要がある。特に、ふっ素樹脂及びポリイミド以外の材質については、可能な限り使用を避ける **注62**。
- 除湿管等と捕集管の接続部に捕集する空気が接触すると、接続部への調査対象物質の吸着や接続部からの汚染を引き起こす恐れがあるので、捕集管と除湿管等が極力密着するよう接続する。
- 試料採取に当たっては、装置を組み立てた後、漏れを確認し、試料採取地点で採取容器以外の採取装置を通気することにより、採取地点の大気に置換して汚染や吸着を極力低減する。
- 24 時間の連続捕集が不可能な場合は、短時間捕集を選択する。その場合、連続して試料採取を行い、24 時間平均値を算出する。
- 捕集管は、試料採取後速やかに両端を密栓し、活性炭入りの密閉容器等に保管する。

## 1) 捕集管

### ① 固相捕集—加熱脱着法用捕集管

- 内径 3mm 程度のガラス製等の管で、両端を密閉できるものに、多孔質ポリマービーズや粒状グラファイトカーボン又は粒状カーボンモレキュラーシーブ等の捕集材を充填し、両端を石英ウールで固定したもの。
- 加熱脱着法では、使用する加熱脱着装置によって捕集管のサイズは異なる。

### ② 固相捕集—溶媒脱離法用捕集管

- 市販されているスチレンジビニルベンゼン共重合体が充填された捕集管（PS2 等）、ODS（Octa Decyl Silyl）で表面が修飾されたシリカゲルが充填された捕集管（C<sub>18</sub>等）及び活性炭等のカートリッジカラム等が一般的に用いられている。
- 加熱脱着法及び溶媒脱離法に使用する捕集管の洗浄方法については、**3.2.3 採取機材、捕集材等の洗浄・保管**に記載したとおりである。

## 2) 除湿管

- 除湿管は、空気中の水分による捕集材の性能変化及び分析時の水による妨害等を防止する目

---

**注62** 調査対象物質が有機フッ素系化合物の場合には、フッ素樹脂の使用も避ける必要がある。

的で用いる。調査対象物質の損失がないことを確認の上使用すること。

- 除湿管の例を図 2-21 に示す。両端を外径 4~6 mm に絞ったガラス管（内径 20 mm 程度、長さ 100 mm 程度）等に過塩素酸マグネシウム（元素分析用粒状）を適量充てんし、両端を石英ウールで押さえたものが多く用いられている。

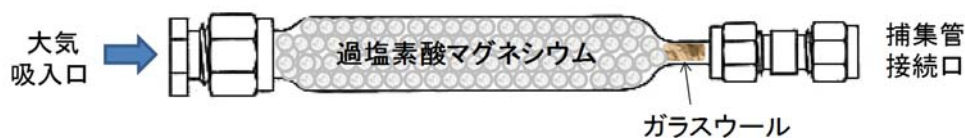


図 2-21 除湿管（例）

### (3) HV エアサンプラー、MV エアサンプラー及び LV エアサンプラーによる採取方法

- 大気中の浮遊粉じん中の重金属や大気中濃度が非常に低濃度である POPs 等を捕集する場合には、HV エアサンプラー、MV エアサンプラー又は LV エアサンプラーを用いて、石英繊維フィルター（QFF）、ポリウレタンフォーム（PUF）、活性炭素繊維フェルト（ACF）及び活性炭繊維ろ紙等に捕集する。
- MV エアサンプラーのように 7 日間（100 L/min 等）の連続運転を行う場合は、機械の故障などがないことを毎日チェックすることが望ましい。
- 粒子状物質の多い大気試料では、HV エアサンプラーや MV エアサンプラーによる 1,000 m<sup>3</sup> の通気中に QFF が目詰まりをおこして流速が途中から急激に変化したり、ポンプに負荷がかかって故障の原因になる場合もあるので定期的に流速のチェックを行い、運転状況を監視する。
- 目詰まりのために目標値の 70% 以下しか捕集できなかった場合は、捕集材を新しいものに交換し、追加捕集する。最初の捕集材と追加した捕集材をそれぞれ抽出し、各々の抽出液を混合したものをそれ以後の分析操作に供する。
- 複数のエアサンプラーを設置する場合、十分な間隔を設けて注63各サンプラー自体からの排気を互いに再度吸引しないように注意する必要がある。特に、HV エアサンプラー又は MV エアサンプラーで二重測定する場合は、注意する必要がある。
- LV エアサンプラーによる試料捕集には、試料採取流量が 10 L/min 以下で実施される固相捕集法（一加熱脱着法、一溶媒脱離法）が含まれる。捕集材としては、石英又はガラス繊維ろ紙の他に固相カートリッジカラム、固相ディスク及び捕集管などがある。
- 装置の設置方法や捕集材の取り付け、回収、交換等の操作方法とそれらの留意点については、

注63 「マニュアルに関する Q&A 集（平成 18 年 2 月までに公開された「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」及び「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」に対する質問及び回答）」<sup>2)</sup>では、ハイボリュームエアサンプラー等による二重測定のサンプリング位置として、具体的な吸引量と距離との関係を示すデータはないが、平均的な風向きに対して並列に設置し、2 m 程度の間隔を置き、排気の再吸い込みに対して特に注意するとされている。

DVD（化学物質環境実態調査実施の手引き 試料の採取及び検体の調製方法、平成18年9月）も参照すること。

## 1) HVエアサンプラー及びMVエアサンプラー

- HVエアサンプラー及びMVエアサンプラーの構成例を図2-22及び図2-23に示す。HVエアサンプラー及びMVエアサンプラーは、フィルターホルダ、ポンプ、流量測定部及び保護ケースから構成されている。

### ① フィルターホルダ及びフィルター

- フィルターホルダの構成例を図2-24に示す。約20×25 cmの寸法のろ紙を破損することなく、漏れのないように装着でき、ポンプに連結できるものであること。
- フィルターは、粒径0.3 μmの粒子状物質に対し99%以上の捕集率を有し、圧力損失が低く、吸湿性が低く、ガス状物質の吸着が少なく、かつ分析の妨害となる物質を含まないこと。通常、大気粉じん捕集用の石英又はガラス繊維製フィルター等を用いるが、使用に先立ってブランク試験を行い、調査に使用可能であることを確認する。

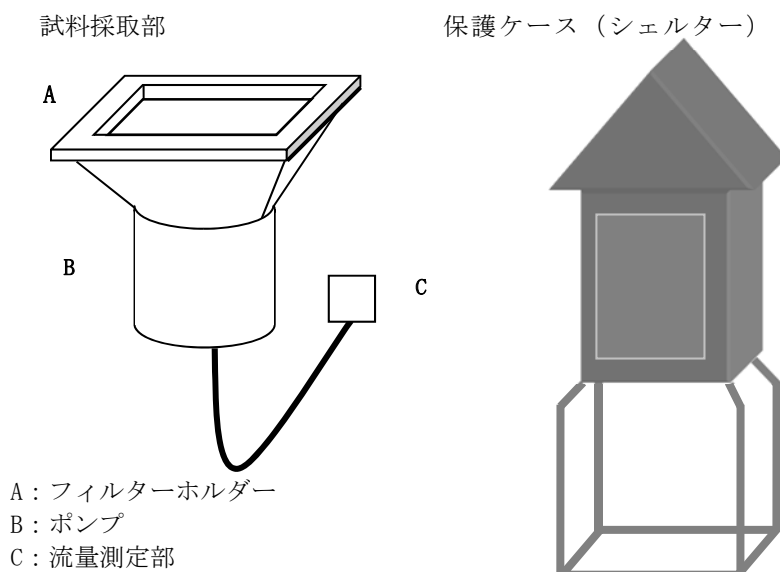


図2-22 HVエアサンプラー及びMVエアサンプラーの構成（例）<sup>16)</sup>

(有害大気汚染物質測定方法マニュアル、平成9年2月、環境庁大気保全局大気規制課より引用)



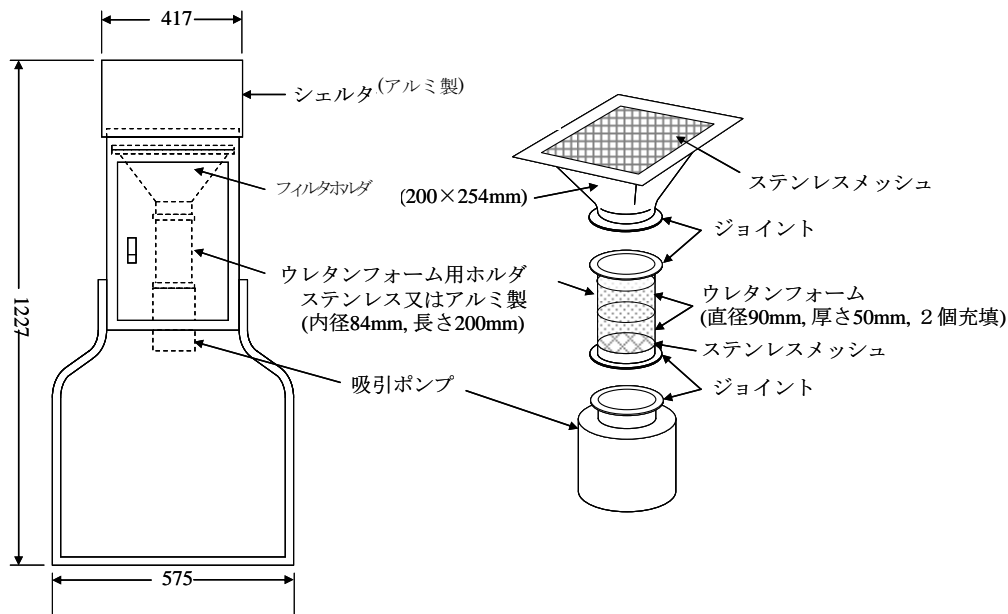


図 2-23 ダイオキシン類捕集用の HV エアサンプラー及び MV エアサンプラーの構成 (例)<sup>19)</sup>

(ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル、平成 20 年 3 月、環境省水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室大気環境課より引用)

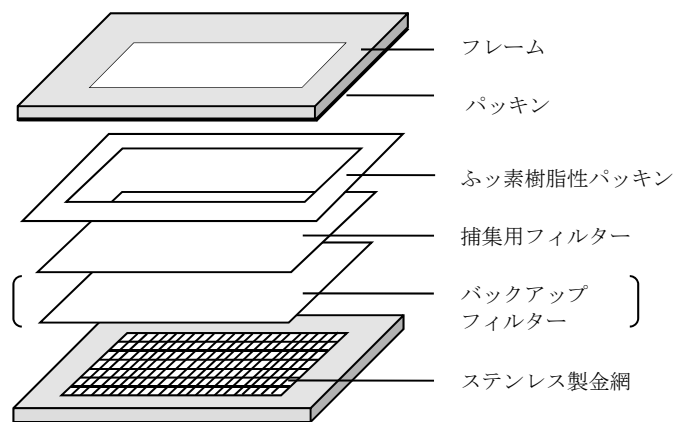


図 2-24 浮遊粒子状物質捕集用のフィルターホルダの構成 (例)<sup>16)</sup>

(有害大気汚染物質測定方法マニュアル、平成 9 年 2 月、環境庁大気保全局大気規制課より引用)

## ② 流量測定部

- 指示流量計としては、フロート型面積流量計、熱線方式流量計又は差圧検出方式等を用い、流量を設定流量の 5% の流量 (例えば、設定流量が 1.0 m<sup>3</sup>/min の場合、0.05 m<sup>3</sup>/min の流量) まで測定できるもの。HV エアサンプラー及び MV エアサンプラーの指示流量計の目盛は、通常の使用状態における基準流量計を用いた校正又はメーカーでの校正により、定期的に校正しておく必要がある。

### ③ ポンプ

- フィルター装着時に、所定の吸引量以上の流量(例えば、MVエアサンプラーでは100 L/min、HVエアサンプラーでは、500、700、1000 L/min等)で吸引できる能力を持ち、流量調整機能を有し、設定流量に対して±10%以内の流量に制御でき、24時間以上連続的に使用できるもの(粒子による目詰まりやダスト量によっては実現できない場合があるので留意する)。

### ④ 保護ケース

- フィルター捕集面を上にして水平に固定でき、風雨によりフィルターが破損されない構造で耐蝕性を有する材質で作られているもの。

## 2) LVエアサンプラー

- LVエアサンプラーの構成例を図2-25に示す。LVエアサンプラーは、フィルターホルダ、ポンプ、流量調整装置及び流量測定部より構成される。
- 破過しやすい揮発性物質等のLVエアサンプラーによる小容量捕集については、一分間あたり3L程度の安定した通気量が確保でき、24時間以上連続運転できるポンプであること。また、信頼できる流量計が附属する又はポンプからの排気側に外部の流量計を接続できる構造であること<sup>注64</sup>。
- LVエアサンプラーを用いた捕集システムの構成例を図2-26に示す。捕集材及びポンプの設置にはHVエアサンプラー用のシェルター等を利用し、風雨及び降下煤じん等の影響を受けないように配置する。

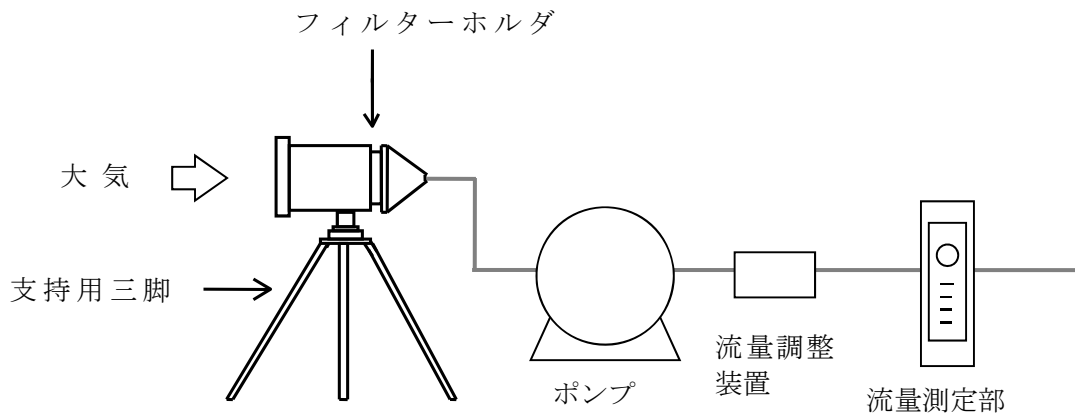


図 2-25 LVエアサンプラーの構成(例)<sup>16)</sup>

(有害大気汚染物質測定方法マニュアル、平成9年2月、環境庁大気保全局大気規制課より引用)

**注64** ポンプからの排気を外部の流量計に接続する場合は、設定流量(例えば3 L/min)をフルスケールとするフロート式流量計などを用意し、少なくとも捕集開始時と終了時に流量測定を行って通気量を計算する。捕集を開始してから10分後に流量計をポンプの排気系につなぎ込み、2分間隔で流量を5回測定し、平均値と変動を計算する。同じ操作を終了10分前にも実施し、得られた2つの平均値から平均流速を計算して通気量を求める。なお、別に現場で捕集材をつなぎ込んだ状態で予備運転を行い、気温の変化、又はポンプの運転に伴う熱的变化などによってどの程度流速が変化するかをあらかじめ測定しておくことよい。その結果次第では、さらに流量測定の頻度をあげてグラフに記載し、その折れ線グラフからより正確な通気量の計算を行う。

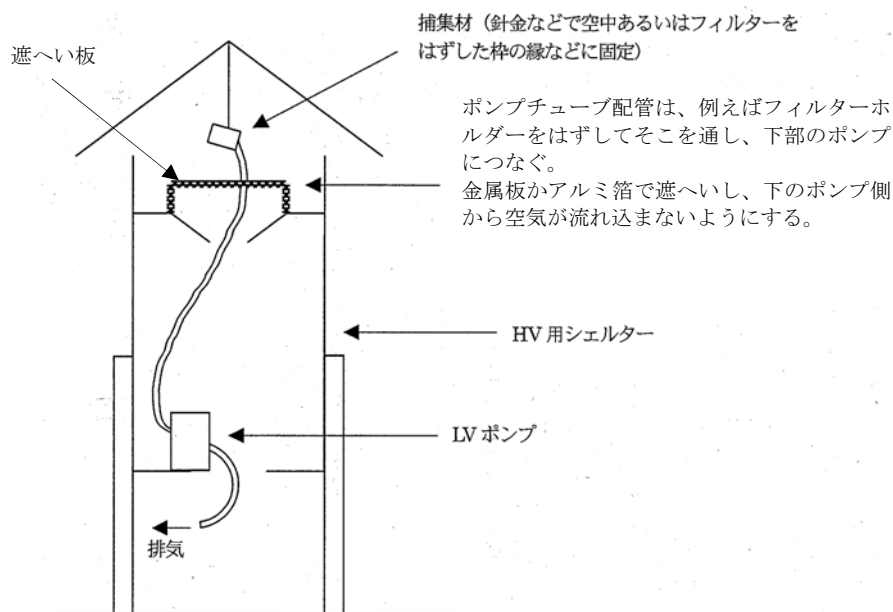


図 2-26 HV 用シェルターを活用した捕集システムの構築（例）

### ① フィルターホルダ及びフィルター

- フィルターホルダの組立例を 図 2-27 に示す。通常、直径 110 mm 又は 47 mm の大きさのフィルターを破損することなく、漏れのないように装着できるものが多く用いられる。
- 重金属類の捕集には、粒径 0.3  $\mu\text{m}$  の粒子状物質に対し 99%以上の捕集率を有し、圧力損失が低く、吸湿性が少なく、ガス状物質の吸着が少なく、かつ分析の妨害となる物質を含まないフィルターを使用する。
- 重金属類のフィルターとして、ふっ素樹脂製フィルター、ニトロセルロース製メンブレンフィルター又は石英繊維製フィルター等を用いるが、使用に先立ってブランク試験を行い、測定可能であることを確認する。

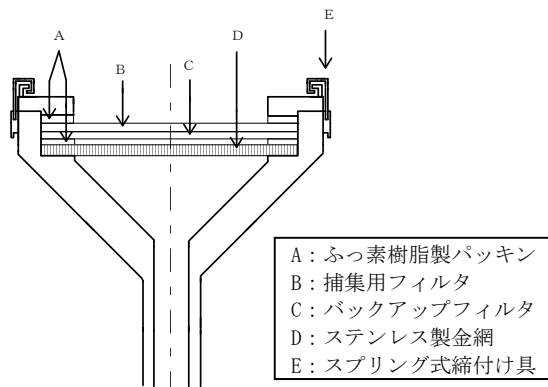


図 2-27 フィルターホルダの組立（例）<sup>16)</sup>

（有害大気汚染物質測定方法マニュアル、平成 9 年 2 月、環境庁大気保全局大気規制課より引用）

## ② 流量測定部

- 指示流量計としては、フロート型面積流量計、マスフローメータ又はガスメータ等を用いる。流量を設定流量の5%の流量（例えば、設定流量が10 L/minの場合、0.5 L/minの流量）まで測定できる精度のもの。指示流量計の目盛は、通常の使用状態における基準流量計を用いた校正又はメーカーでの校正により、定期的に校正しておく必要がある。

## ③ ポンプ

- フィルター装着時に、所定の吸引量以上の流量で吸引できる能力を持ち、流量調整機能を有し、設定流量に対して±10%以内の流量に制御でき、24時間以上連続的に使用できるもの<sup>注65</sup>。

### 3.3.2 試料の採取数及び採取量

- 初期環境調査及び詳細環境調査では、原則として、平日に3日間連続して採取することにより、3検体/地点を採取する。採取試料量は、調査対象物質の「白本」の記載に従う。
- モニタリング調査のPOPs測定では、HVエアサンプラー及びMVエアサンプラーの1試料あたりの捕集量は1,000 m<sup>3</sup>を目安とし、HVエアサンプラー（流量：700 L/min）の場合は24時間×3日間、MVエアサンプラー（流量：100 L/min）の場合は7日間の連続運転による捕集を行う。

### 3.3.3 採取時の測定及び記録

#### (1) 測定項目

試料採取期間中に下記の項目について測定及び記録を行う。

- ① 天候
- ② 気温（℃）
- ③ 湿度（%）
- ④ 気圧（kPa）
- ⑤ 風向及び風速（m/s）
- ⑥ 採取流量（L/min）

気圧、風向及び風速については、採取地点又は採取地点近傍で常時監視測定局がある場合は、そこで得られたデータを利用する（データを用いて試料濃度を補正する場合には、測定時間内の平均値を用いる）。

これらの情報は少なくとも採取開始時と終了時に記録する。また24時間以上の長期採取の場合は、少なくとも24時間に1度データを記録する。

---

<sup>注65</sup> 圧力損失による吸引量の低下を起しにくく、脈動の少ないもの。

## (2) 記録

以下の情報を記録し、整理・保管しておく。

- 試料採取に使用する装置や器具の調整、校正及び操作の状況。
- 容器、捕集用フィルター及び捕集材等の準備、取り扱い及び保管の状況。
- 調査地点に関する詳細な情報
  - ① 調査地点の名称
  - ② 調査地点の所在地（市区郡町村字、地番等、緯度及び経度）
  - ③ 調査担当者の氏名及び職名
  - ④ 調査対象物質の名称
  - ⑤ 分析結果に影響を与え得る事象（試料採取時）
  - ⑥ 採取年月日（曜日）、採取時刻（採取開始及び終了時）、天候、気温（℃）、湿度（%）、気圧（kPa）、風向、風速（m/s）、採取流量（L/min）、採取流量の補正方法、採取空気量並びに周辺の地形・道路等の状況（例：主要な道路からのおおよその距離（m）及び交通量等）
  - ⑦ 試料採取地点の写真（近景、遠景）

### 3.4 検体の調製等

大気中の粉じん中の重金属等の調査対象物質については、必要に応じて粉じん量を測定する。粉じん量は、捕集用フィルターの試料採取前後の重量差から求める。ただし、フィルターの汚染や破損には十分注意が必要である。

#### 3.4.1 粉じん量の測定<sup>25)</sup>

##### (1) ろ紙の秤量方法

- 調査対象物質が有機化合物の場合には、採取前にあらかじめ高温（ガラス繊維ろ紙：400℃、石英繊維ろ紙：600℃）で加熱して付着した有機物を分解除去したろ紙を用いる。高温で処理したろ紙は静電気が発生するので、静電気除去を行う。
- 試料採取用ろ紙は、恒温恒湿（例えば、温度 20℃、相対湿度 50%）の条件下の天秤室で最低 2 時間以上放置する。その後、天秤でろ紙重量を測定し、一定重量に達するまでろ紙重量の時間経過を測定し、ろ紙の重量（a）を求める。<sup>注66</sup>
- 試料捕集したろ紙についても、恒温恒湿の天秤室に最低 2 時間以上放置した後、一定重量に達するまで時間経過を測定し、粉じん量が付着したろ紙の重量（b）を求める。大気採取量を  $v$ （ $m^3$ 、20℃、101.3kPa 換算）とした場合、粉じん量は次式で表される。

$$\text{粉じん量} = (b - a) / v$$

##### (2) 天秤の操作手順

天秤の操作は、可能な限り手早く進めることが大切である。計量に時間が掛かり過ぎると、振動、空気の流れ、温度変化、湿気及び試料の反応等の外的誤差要因が入り込む可能性が増加して誤差発生の確率が高くなる。電子天秤で秤量する場合の留意点は以下のとおり。

- 1) 計量開始より 30 分以上前に天秤のスイッチを入れてウォームアップをしておく。天秤のスイッチは、常に入れておいた方がよい結果が得られる。
- 2) 風防ドアを開ける前に、表示値が正しくゼロを示していることを確認する。天秤のゼロ点がずれたまま計量を行うと測定誤差が生じる原因となる。
- 3) 風袋容器及びろ紙には、指を触れないこと。また風防内にはできるだけ手を入れないこと。風袋容器又はろ紙に体の一部が触れると温度が変化して対流が起こり、誤差が生ずるおそれがある。
- 4) 風防ドアは、風袋容器又はろ紙を秤量皿に載せるときだけ開け、それ以外のときは必ず閉めておくこと。風防ドアを開けておくと内部の温度が変化し、空気の乱れが生じて誤差が発生するおそれがある。

<sup>注66</sup> 粉じん量の測定にガラス繊維ろ紙や石英繊維ろ紙を用いると捕集中のガス吸着により正の誤差が生じるが、別途テフロンフィルターを用いて粉じん量を測定することにより、粉じん量を正確に測定することができる。

- 5) ろ紙は秤量皿の中央に載せること。
- 6) 風防ケースと秤量皿は、常に清潔に保つこと。
- 7) プラスチック製風防ケースの使用は避けること。
- 8) 1年に1回以上は、天秤の校正を行う必要がある。また天秤を置く設置場所が変わったときには、改めて天秤の校正を行う必要がある。
- 9) 天秤の設置場所に空気清浄器等による気流の影響が及ぶと考えられるときは、電子天秤全体を覆うようなカバーを設置することで、気流の影響を防ぐことができ、安定した秤量が可能となる。

### 3.5 試料の保存

採取試料は可能な限り速やかに抽出し、測定することが望ましいがすぐに測定できない場合には、気密性の高い容器（例えば、ステンレス製又はガラス製の保存容器等）に入れ冷暗所で保存する<sup>注67</sup>。

### 3.6 他機関への試料・検体送付

- 採取した試料は、冷蔵保存して実験室に持ち帰る。
- 「白本」で指示されている試料採取時の注意事項（酸化防止剤の添加、pH調整のための塩酸等の添加、現場抽出のため試料容器に溶媒を入れての送付など）に従って試料を処理し、可能な限り速やかに分析担当機関に送付する。
- 試料採取機関と分析担当機関が異なる場合には、試料採取機関の担当者は、検体の送付先（分析担当機関）の担当者と、採取時期、送付方法の詳細等について事前に十分協議のうえ、採取後速やかに必要な冷蔵処理等を行い、分析担当機関に送付すること。特に、分解が懸念される物質かどうか、事前に「白本」により調べておき、適切な発送となるよう心掛ける。また、分析担当機関は、試料採取機関へ捕集材を発送する際に送付方法<sup>注68</sup>に関する説明書並びに試料採取記録用紙を添付する。
- 試料を保管する容器には、調査の名称、地方公共団体の名称、試料採取年月日及び検体番号等を記載したラベル（下記の例を参照）を貼付する。同じ採取地点、採取方法で調査対象物質が複数ある場合などは、必要に応じて、調査対象物質等の記入欄も追加する。

---

<sup>注67</sup> 採取試料の保存期間は、「白本」の保存性試験の結果等を確認して十分留意する。

<sup>注68</sup> 分解の懸念がある物質については、到着までの期限の目安を明記すると共に、発送予定日に関して試料採取機関と連絡を密に取るべきことを明記する。

### (初期環境調査及び詳細環境調査におけるラベル(例))

令和〇〇年度  
環境省化学物質環境実態調査  
(詳細環境調査(大気))  
〇〇都道府県市  
採取年月日： 年 月 日  
地点： 〇〇川河口(〇〇市)  
検体番号：大気-1

- 検体の送付に当たっては、以下の事項を記載した文書(A4)を添付すること。
  - ① 調査名
  - ② 試料送付地方公共団体名、所在地、担当者の氏名、職名及び連絡先(電話等)
  - ③ 試料送付年月日
  - ④ 試料送付先(分析担当機関の名称)
  - ⑤ 調査対象物質の名称
  - ⑥ 検体番号
  - ⑦ 試料採取年月日
  
- 試料採取機関と分析担当機関が異なる場合には、トラベルブランク試験は、一連の試料採取において試料数の10%程度の頻度を目安とし、少なくとも3試料以上行う。ただし、「白本」、「詳細要領」又は環境省の指示がある場合はそれに従う。
- トラベルブランク試験は、試料採取用と全く同じ方法で洗浄、保管を行った捕集材を準備し、実験室から採取地点、採取地点から実験室まで採取操作以外は試料と全く同様に扱い、移送、保管する。内標準や酸化防止剤等を添加する採取方法の場合には、トラベルブランク試料にも同様に添加する。詳細については**第3章 4.3.3 トラベルブランク試験**を参照のこと。
- 採取した試料は、周辺空気からの汚染を防ぐために密閉した状態で輸送する。試料は、遮光、4℃程度に冷却して輸送する。

### 3.7 報告書の作成

試料採取機関は、分析担当機関に試料発送後、採取記録及び採取試料の調製記録等を「詳細要領」に従い、記載漏れがないよう報告書としてまとめる。種々の記録類については、調査終了後、最低2年間は保管しなければならない。



## 【参考文献】

- 1) 吉良哲明 1985年 原色日本貝類図鑑 115頁
- 2) 環境省 水・大気環境局 大気環境課：マニュアルに関する Q&A 集（平成 18 年 2 月までに公開された「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」及び「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」に対する質問及び回答）  
([http://www.env.go.jp/air/osen/manual2/pdf/03\\_mat2.pdf](http://www.env.go.jp/air/osen/manual2/pdf/03_mat2.pdf))
- 3) 気象庁編：海洋観測指針、日本気象協会（2000）
- 4) 厚生省生活衛生局水道環境部編：上水試験方法、日本水道協会（2001）
- 5) 日本産業規格（JIS）Z8721（色の表示方法—三属性による表示）、日本規格協会（1993）
- 6) 日本産業規格（JIS）K0094（工業用水・工場排水の試料採取方法）、日本規格協会（1994）
- 7) 日本産業規格（JIS）K0101（工業用水試験方法）、日本規格協会（1998）
- 8) 並木博：詳解 工場排水試験方法改訂 3 版、日本規格協会（1999）
- 9) 環境省 水・大気環境局編：底質調査方法（2012）
- 10) 日本海洋学会編：海洋環境調査方法改訂版、恒星社厚生閣（1985）
- 11) 日本水質汚濁研究協会：湖沼環境調査指針、公害対策技術同友会（1982）
- 12) 環境庁水質保全局環水第 30 号（昭和 46 年 9 月 30 日）：水質調査方法（1971）
- 13) 日本産業規格（JIS）K0312（工業用水・工場排水中のダイオキシン類及びコプラナー PCB の測定方法）、日本規格協会（2005）
- 14) 環境庁水質保全局水質管理課及び規制課通知：ダイオキシン類に係る底質調査マニュアル（2000）
- 15) 環境省環境保健部 環境安全課：野生生物のダイオキシン類蓄積状況等調査マニュアル（平成 14 年 4 月）
- 16) 環境庁大気保全局大気規制課：有害大気汚染物質測定方法マニュアル（平成 9 年 2 月）
- 17) 環境省水・大気環境局大気環境課：環境大気中の揮発性有機化合物（VOC）濃度モニタリングに係る測定方法マニュアル（平成 20 年 2 月）
- 18) 環境省水・大気環境局大気環境課：有害大気汚染物質測定法マニュアル 排出ガス中の指定物質の測定法マニュアル（平成 20 年 10 月）
- 19) 環境省水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室大気環境課：ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル（平成 20 年 3 月）
- 20) UNESCO (1962). Report of the Joint Panel on the equation of state of seawater. NS/9/114B. Paris, 4th December.
- 21) Svensson, Lars 1992 Identification Guide to European Passerines. Sweden
- 22) 山階鳥類研究所 1991 鳥類標識マニュアル 135 頁
- 23) 栃木県立博物館 1986 鳥類と哺乳類の計測マニュアル（I） 78 頁
- 24) 須藤明子 2013「カワウの解剖手順と注意事項」（環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室「平成 25 年度特定鳥獣の保護管理に係る研修会」資料）
- 25) 経済産業省原子力安全・保安院鉦山保安課：鉦山における粉じん濃度測定マニュアル（平成 17 年 7 月）



# 第3章 分析

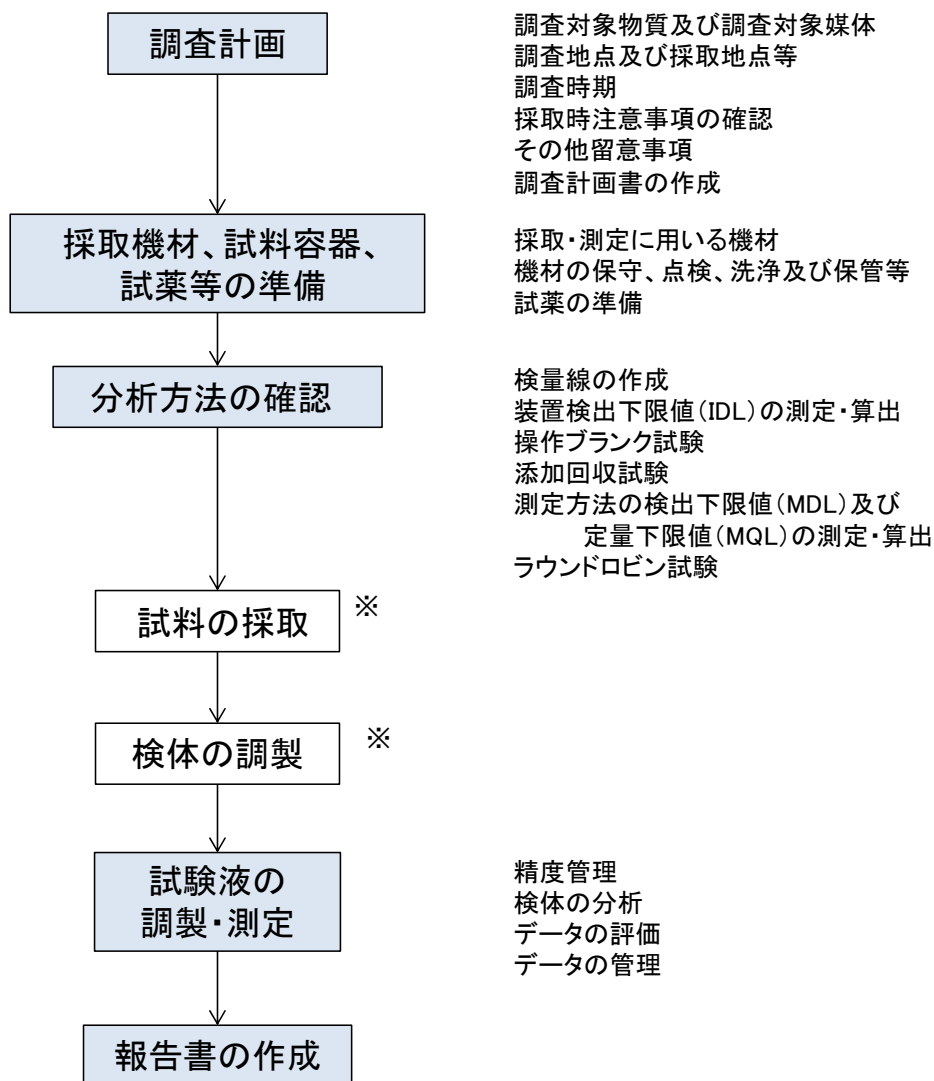
## 目次

第3章 分析	75
1 調査計画	76
1.1 調査対象物質及び調査対象媒体	76
1.2 分析方法	76
1.3 分析時期	76
2 試薬、器具等の準備及び分析装置の調整	76
2.1 試薬、器具等の準備	77
2.2 標準物質（溶液）の調製	77
2.3 分析装置の調整	77
3 分析方法の確認	77
3.1 検量線の作成	77
3.1.1 絶対検量線法	78
3.1.2 内標準法	79
3.1.3 サロゲート法	80
3.1.4 相対感度係数法（RRF法）	82
3.1.5 標準添加法	83
3.2 装置検出下限値（IDL）及び装置定量下限値（IQL）	84
3.2.1 IDL及びIQLの測定及び算出の目的	84
3.2.2 IDL及びIQLの測定及び算出方法	85
3.2.3 水質、底質及び生物の測定におけるIDLの算出事例	87
3.2.4 大気系におけるIDL試料換算値の算出方法	88
3.3 分析方法の検出下限値（MDL）及び定量下限値（MQL）の測定及び算出	89
3.3.1 MDL及びMQLの測定及び算出の目的	89
3.3.2 MDLの測定及び算出を省略しても良い条件	90
3.3.3 MDL及びMQLの測定及び算出方法	90
3.3.4 初期環境調査及び詳細環境調査におけるMDLの取り扱い	91
3.4 添加回収試験	94
3.4.1 試験の目的	94
3.4.2 試験方法	94
3.5 操作ブランク試験	96
3.5.1 試験の目的	96
3.5.2 試験方法	97
3.5.3 ブランク水	97
3.5.4 ブランクが検出された場合の取り扱い	98
3.5.5 ブランクの汚染源と低減方法等	98
4 検体の分析	99
4.1 分析方法	99
4.2 同定及び定量	100
4.2.1 ピークの検出	100

4.2.2	調査対象物質の同定	100
4.2.3	調査対象物質の定量	100
4.3	精度管理	101
4.3.1	装置の安定性	101
4.3.2	操作ブランク試験	103
4.3.3	トラベルブランク試験	103
4.3.4	二重測定	104
4.3.5	サロゲート回収率	105
4.4	ラウンドロビン試験	105
4.4.1	試験の目的	105
4.4.2	試験方法	105
5	データの評価	106
6	データの管理	107
7	報告書の作成	108
	【参考文献】	115

### 第3章 分析<sup>注69</sup>

第3章では、化学物質環境実態調査の分析担当者を対象に、採取した試料の試験液調製・測定の手順や精度管理についてまとめている。



※試験液の調製・測定のみの場合は不要。説明は「第2章 試料の採取及び検体の調製等」を参照。

図3-1 試料の採取及び検体の調製並びに分析等の流れ

**注69** JISK0211 分析化学用語（基礎部門）では「分析」は「物質又は現象を成分、要素に分解し、定量、確認する操作」、「測定」は「機器を用いてある性質又は量を、主として数値によって表す操作」と定義されており、これに従って「手引き」では「分析」は試験液の調製を含み、「測定」は含まない用語として取り扱う。

## 1 調査計画

分析機関は、調査実施に先立ち、調査対象物質、調査対象媒体及び分析方法を確認し、調査実施計画書を作成する。

作成した調査実施計画書に従って、測定機材及び試薬等を準備する。また、使用する測定機器の性能が、「詳細要領」の要求感度を満たしているか等について試料受け入れまでに確認し、試料受け入れ後速やかに分析に着手できるよう準備する。

分析機関は、以下の項目等について作業手順書を作成する。

- ① 前処理用試薬類の準備、精製、保管及び取扱い方法
- ② 分析用試薬、標準物質等の準備、標準溶液の調製・保管及び取扱い方法
- ③ 水質、底質、生物及び大気試料における前処理操作の手順
- ④ 分析装置の測定条件の設定、調整、操作手順
- ⑤ 分析精度管理
- ⑥ 分析方法全工程の記録（使用するコンピューターのハード及びソフトを含む）

### 1.1 調査対象物質及び調査対象媒体

調査対象物質及び調査対象媒体は、「詳細要領」に基づくものとする。

### 1.2 分析方法

「詳細要領」で指定された分析方法（通常、「白本」の方法。）に従って実施する。「白本」に従って分析操作を行い<sup>注70</sup>、要求された感度及び分析精度を満たしていることを予め確認しておく必要がある。確認方法については、**3 分析方法の確認**を参照すること。

### 1.3 分析時期

試料採取後又は試料（検体）受け入れ後速やかに冷暗所に保管し、保存安定性が確認されている期間（白本を参照）内に測定・分析に着手する。抽出操作を伴う分析では、抽出操作は受け入れ後速やかに実施することが望ましい。また、抽出操作後の試料において分解性の高い場合や共存物質の有無で分解性の異なる場合もあるため、分析法の記載事項に注意する。

## 2 試薬、器具等の準備及び分析装置の調整

調査実施計画に従い、必要な測定装置・器具、試薬等を準備し、試薬の準備等については、事前に作成した作業手順書に従い実施する。特に分解性が懸念される物質については直ちに測定・

---

**注70** 「白本」に従うことを原則とするが、例えばGCのスプリット採用やメインでない $m/z$ 採用など通常と異なる指示が記載されている場合はその理由を読み取り、用いる測定機器及び環境試料、試薬などに最適な条件を探索する必要がある。

分析を開始できるよう準備する。

## 2.1 試薬、器具等の準備

第2章 1.2、2.2、3.2 採取機材、試料容器、試薬等の準備を参照のこと。

## 2.2 標準物質（溶液）の調製

初期環境調査及び詳細環境調査に使用する調査対象物質等の標準物質及び内標準物質については、原則として、環境省が分析機関へ配布している。なお、既に分析機関で保有している場合等は、その標準物質等の有効期限内であれば、自機関のものを使用しても構わないが、配布された標準物質等と等濃度であることを確認すること。

## 2.3 分析装置の調整

- 注入口や分離カラム及びイオン源等を清浄にし、ブリード等による干渉がないことを確認するとともに、分析機器を最適に調整して調査に要求される感度を満たしていることを確認する。
- 標準溶液とマトリクスを含む実試料に標準物質を添加した試験液との両方を測定して、検出ピークの強度、保持値、形状に差がないことを確認する。
- 適切なデータポイントを確保できるような走査（スキャン）速度に設定する必要があり、精度良い定量を行うため、少なくとも1ピーク当たり10個以上のデータポイントを取得できるよう dwell time（特定イオンの検出時間）を設定する。また、ゲインやオフセット値なども確認しておく。
- データ処理に際して、スムージング処理条件は、特別の理由がない限り、一連のデータ処理作業が完了するまで変更しないこと。

## 3 分析方法の確認

### 3.1 検量線の作成

#### 【共通】

- 検量線作成は、「白本」を参考に、濃度範囲は環境試料の測定値によく対応したものとなるよう、想定される環境試料の測定値前後の狭い範囲に適宜変更する。
- $S/N=10$  程度（IDLの5倍程度）の濃度を検量線の最低濃度の目安とする。
- 環境試料濃度が検量線最低濃度以上の場合は、直線性が成立する濃度範囲（ $R^2$ で判定）において5段階以上の濃度の標準液を調製し、検量線データから最小二乗法により一次回帰直線を求め、切片は限りなく0（ゼロ）に近づける（検量線ブランクが検出される場合と標準添

加法を除く) **注71**。5段階の濃度間隔は、なるべく等間隔となるように設定する。

- 環境試料濃度が検量線最低濃度付近の場合は、検出濃度付近の検量線を追加し、直線性のある範囲で定量を行う。ただし、一次回帰直線よりも二次回帰曲線の切片の絶対値が小さく、回帰が良好な場合 ( $R^2$  で判定) は二次曲線も使用できる。
- 検量線の  $R^2$  は 0.990 以上 (0.995 以上が望ましい) であることを確認する。
- 検量線作成用標準試料の測定時には、原則として、調査対象物質を添加していない溶液 (検量線ブランク溶液) についても測定を実施する。ただし、この測定は測定装置状況の確認が目的であり、検量線ブランク溶液に目的物質が検出される場合を除き、測定値は検量線作成及び最小二乗法による回帰式の算出に使用しないこと **注72**。
- 検量線ブランク溶液から測定対象物質が検出される場合は「白本」を参考にブランク値の取り扱い方法や汚染防止に留意してブランク値の低減を図る。特に、ページ・トラップ法やヘッドスペース法では、希釈に使用する水にも注意が必要である。
- 検体によって定量に用いた検量線が異なる場合は、各々の検量線データと定量した測定値との対応がわかるように測定日時や装置の状態等、必要な情報を提出する。

### 3.1.1 絶対検量線法

- 5段階以上の濃度 (又は量) の標準溶液 (又は標準物質) を分析装置に同一量注入、測定し、調査対象物質の濃度 (又は量、x 軸) と得られたピーク強度 (y 軸) の関係から検量線を作成する。
- 実試料を分析する場合は、標準溶液を一連の試料分析に対して開始、中間及び終了時の 3 回程度 (連続測定数が多い場合には 5 試料に 1 回程度) 分析し、調査対象物質のピーク強度の変動が 20%以内であることを確認する。
- 試料中の調査対象物質の濃度 (又は量) は以下の計算式で算出する。

$$C_s = (A_s - b) / a$$

ここで、 $C_s$  : 試料中の調査対象物質の濃度 (又は量)

$A_s$  : 試料のピーク強度

$a$  : 検量線の一次回帰式の傾き

$b$  : 検量線の一次回帰式の y 切片

**注71** 最小二乗法で求めた広範囲の検量線を適用した場合、低濃度側の測定に誤差が生じやすい可能性があり、想定される試料中濃度に対応させた等濃度間隔の検量線を作成する必要がある。重みづけ最小二乗法で求めた回帰式の利用も一法であるが、必ずしも根拠が明解でないため化学物質環境実態調査では当面これを採用しない。

**注72** 検量線ブランク溶液の測定結果は、検量線作成に使用しない場合も、測定装置状況を確認するためのデータとして報告すること。



### 3.1.2 内標準法

「手引き」では、分析装置の感度変動や注入誤差を補正する目的で、最終試験液に内標準物質（シリンジスパイク内標準<sup>注73</sup>）を添加して検量線を作成して定量する方法を内標準法とし、後述するサロゲート法と区別する。サロゲート法であっても、精度管理上、添加したサロゲート内標準の回収率を算出する必要があり、この算出は最終試験液にシリンジスパイク内標準を添加して内標準法で検量線を作成し定量することが多い。

- 調査対象物質の量を5段階以上用意し、その中に一定量のシリンジスパイク内標準を加えて、標準液を調製する。それらを測定し、調査対象物質とシリンジスパイク内標準の濃度（又は量）の比（調査対象物質の濃度（又は量）／シリンジスパイク内標準の濃度（又は量）、x 軸）と得られたピーク強度比（調査対象物質のピーク強度／シリンジスパイク内標準のピーク強度、y 軸）との関係から検量線を作成する（表 3-1、図 3-2）。検量線には、内標準法の場合も、検量線の横軸（x 軸）に濃度比と共に、使用した内標準濃度に対応する標準物質の濃度を明記する。
- 内標準法においては、一般的に内標準と調査対象物質の保持時間が離れるに従って相対標準偏差が大きくなる。そのため、内標準は調査対象物質の保持時間に近い物質を使用すべきであり、保持時間が大きく異なる多数の物質を同時に測定する場合は、複数の内標準を使用することが望ましい。
- 試料中の調査対象物質の濃度（又は量）は以下の計算式で算出する。

$$C_s = C_{rs} \times (A_s / A_{rs} - b) / a$$

ここで、 $C_s$ ：試料中の調査対象物質の濃度（又は量）

$C_{rs}$ ：シリンジスパイク内標準の濃度（又は量）

$A_s$ ：試料のピーク強度

$A_{rs}$ ：シリンジスパイク内標準のピーク強度

$a$ ：検量線の一次回帰式の傾き

$b$ ：検量線の一次回帰式の y 切片

**注73** 試料中に存在せず、分析機器で吸着や分解がなく安定して測定でき、対象物質と保持時間が可能な限り近接し、対象物質の測定を妨害しない物質の中から選定する。<sup>2</sup>H や <sup>13</sup>C などラベルされた安定同位体が適しているが、サロゲート法で使用する場合には、サロゲート内標準と区別できる物質でなければならない。

表 3-1 検量線作成用データ一覧 (例)

標準試料濃度 (単位:ng/mL) (Cs)	応答値		応答比 (As/Ars)
	調査物質 (As) 【名称】 (m/z ###)	内標準物質 (Ars) 【名称】 (m/z ###)	
50	0.75	17.02	0.044
100	1.34	16.73	0.080
300	3.84	16.23	0.237
600	7.76	16.03	0.484
1000	13.0	16.26	0.797

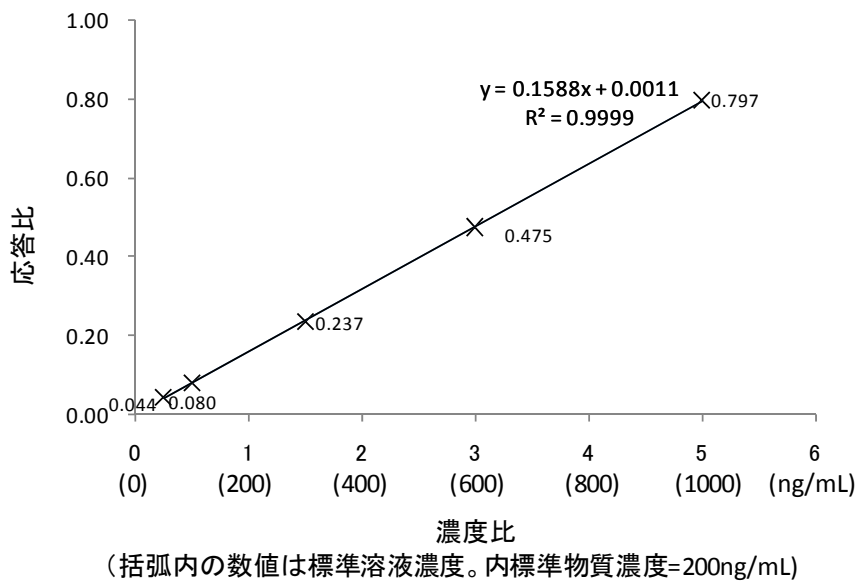


図 3-2 内標準法の検量線 (例)

### 3.1.3 サロゲート法

サロゲート法は、抽出から測定に至る分析操作全般の変動を補正する目的で、試料に既知量の標準物質（調査対象物質の安定同位体標識物質）を添加して分析し、調査対象物質の定量に利用する方法である<sup>注74</sup>。「手引き」ではこの目的で用いる標準物質をサロゲート内標準<sup>注75</sup>という。ここで、調査対象物質の安定同位体標識物質を用いたとしても、試料そのものではなく、最終試験液にシリンジスパイク内標準として添加して分析した場合は、定量は内標準法に拠るところとなりサロゲート法には含まない。

- 5 段階以上の濃度の標準液を調製し、それぞれにサロゲート内標準を一定量添加する。これを検量線作成用の標準系列とし、各濃度の標準溶液を測定する。サロゲート内標準に対する

**注74** POPs のように安定な物質で分解や破過のないことが確認されている場合は、試料採取前にサロゲート内標準を添加することで捕集効率も含めた回収率の補正が可能である。

**注75** 抽出から測定に至る全分析操作過程の変動を補正する目的で使用する標準物質であり、その選定にあつては内標準物質の選定条件に加えて、分析操作過程の挙動が対象物質と同一であることが必要不可欠となる。従つて、対象物質の異性体も選定対象となるが、一般には対象物質を <sup>2</sup>H 又は <sup>13</sup>C の安定同位体で標識した標準物質を用いることが多い。

調査対象物質の濃度（又は量）の比（調査対象物質濃度（又は量）／サロゲート内標準濃度（又は量））と得られたピーク強度比（調査対象物質のピーク強度／サロゲート内標準のピーク強度）との関係から検量線を作成し、以下の計算式により試料中の調査対象物質の濃度（又は量）を算出する。

$$C_s = C_{ss} \times (A_s / A_{ss} - b) / a$$

ここで、 $C_s$ ：試料中の調査対象物質の濃度（又は量）

$C_{ss}$ ：サロゲート内標準の濃度（又は量）

$A_s$ ：試料のピーク強度

$A_{ss}$ ：サロゲート内標準のピーク強度

$a$ ：検量線の一次回帰式の傾き

$b$ ：検量線の一次回帰式の  $y$  切片

- サロゲート内標準の回収率の算出は、シリンジスパイク内標準を添加しない方法においては、「検量線のサロゲート内標準のピーク強度」に対する「試料中のサロゲート内標準のピーク強度」の比から回収率を算出する。また、別のシリンジスパイク内標準を添加している場合は、「標準試料中のシリンジスパイク内標準の濃度（又は量）」に対する「サロゲート内標準の濃度（又は量）」の比と得られたピーク強度比を用いて相対感度係数（RRF<sub>ss</sub>）を算出し、この RRF<sub>ss</sub> と「試料中のシリンジスパイク内標準のピーク強度」に対する「サロゲート内標準のピーク強度」の比を用いて以下の計算式によりサロゲート内標準の回収率を求める。サロゲート内標準の回収率は、50~120%以内の範囲内にある必要がある。

$$R_{ss} (\%) = (A_{(ss)} / A_{(rs)}) \times (Q_{(rs)} / RRF_{ss}) \times (100 / Q_{(ss)})$$

ここで、 $R_{ss}$ ：サロゲート内標準の回収率

$A_{(ss)}$ ：試料中のサロゲート内標準のピーク強度

$A_{(rs)}$ ：試料中のシリンジスパイク内標準のピーク強度

$Q_{(rs)}$ ：シリンジスパイク内標準の試料への添加量

$Q_{(ss)}$ ：サロゲート内標準の試料への添加量

RRF<sub>ss</sub>：シリンジスパイク内標準に対するサロゲート内標準の相対感度係数

$$RRF_{ss} = (C_i(rs) / C_i(ss)) \times (A_i(ss) / A_i(rs))$$

$C_i(rs)$ ：標準溶液中のシリンジスパイク内標準の濃度（又は量）

$C_i(ss)$ ：標準溶液中のサロゲート内標準の濃度（又は量）

$A_i(ss)$ ：標準溶液中のサロゲート内標準のピーク強度

$A_i(rs)$ ：標準溶液中のシリンジスパイク内標準のピーク強度

### 3.1.4 相対感度係数法 (RRF 法)

内標準法及びサロゲート法において、物質数が多いなど、検量線を毎測定時に作成することが実質的には困難な場合等に、相対感度係数 (RRF : Relative Response Factor) を算出し、その係数から試料中の濃度 (又は量) を算出する方法である。算出条件及び算出方法は以下のとおりである。

- 個々の標準液を 3 回以上繰り返し分析して RRF を求める<sup>注76</sup>。RRF は調査対象物質及び内標準物質 (サロゲート内標準を含む) の濃度比とピーク強度比から、次式により算出し、濃度毎に求めた RRF を平均し、その平均値を定量に用いる (表 3-2)。また、内標準法やサロゲート法で作成した検量線において、最小二乗法で求めた一次回帰直線の y 切片がほぼ 0 (ゼロ) であれば、RRF の算出例にある平均値 (表 3-2) と回帰直線の傾きがほぼ一致することになり、検量線の回帰直線の傾きをそのまま RRF とみなすことができる。
- RRF は以下の計算式で算出する。

$$RRF_{is} = ( C_{i(is)} / C_{i(s)} ) \times ( A_{i(s)} / A_{i(is)} )$$

ここで、RRF<sub>is</sub> : 調査対象物質と内標準との相対感度係数

C<sub>i(is)</sub> : 標準溶液中の内標準の濃度 (又は量)

C<sub>i(s)</sub> : 標準溶液中の調査対象物質の濃度 (又は量)

A<sub>i(s)</sub> : 標準溶液中の調査対象物質のピーク強度

A<sub>i(is)</sub> : 標準溶液中の内標準のピーク強度

- 試料中の調査対象物質の濃度 (又は量) は以下の計算式で算出する。

$$C(s) = ( A(s) / A(is) ) \times ( C(is) / RRF_{is} )$$

ここで、C(s) : 試料溶液中の調査対象物質の濃度 (又は量)

A(s) : 試料溶液中の調査対象物質のピーク強度

A(is) : 試料溶液中の内標準のピーク強度

C(is) : 試料溶液中の内標準の濃度 (又は量)

RRF<sub>is</sub> : 調査対象物質と内標準との相対感度係数の平均値

- 求めた 15 点の RRF の相対標準偏差が 10%以内 (5%以内が望ましい) であることを確認する。
- RRF は日常的には検量線の直線範囲の中央付近の濃度の標準溶液を分析し、得られた RRF

**注76** 検量線用標準溶液の各濃度段階における RRF の変動がないことを確認するため、3 回以上の繰り返し分析が必要である。

値の変動が 20%以内にあることを確認する。この範囲を超える場合は検量線を再度作成する。

- サロゲート内標準の回収率を **3.1.3 サロゲート法**の項に記載した方法で算出し、回収率が 50~120%以内の範囲内にあるか確認する。もし、範囲を超えている場合には、再度試料を前処理し、測定する。

**表 3-2 相対感度係数の算出 (例)**

標準試料濃度 (単位: ng/mL) (Ci(s))	応答値		応答比 (Ai(s)/Ai(is))	相対感度係数 (RRF) (Ci(is) / Ci(s)) × (Ai(s) / Ai(is))
	調査物質 (Ai(s)) 【名称】 (m/z ###)	内標準物質(Ai(is)) 【名称】 (m/z ###)※		
50	752	25431	0.030	0.12
50	745	25019	0.030	0.12
50	760	25306	0.030	0.12
100	1341	25518	0.053	0.11
100	1333	25896	0.051	0.10
100	1325	25178	0.053	0.11
300	3845	25632	0.150	0.10
300	3862	25703	0.150	0.10
300	3881	25801	0.150	0.10
600	7760	25164	0.308	0.10
600	7801	25334	0.308	0.10
600	7853	25099	0.313	0.10
1000	13101	25247	0.519	0.10
1000	13055	25301	0.516	0.10
1000	13209	25001	0.528	0.11
相対感度係数の平均値				0.11
相対感度係数の相対標準偏差 (%)				6.5

※ 内標準物質濃度: 200ng/mL(Ci(is))

### 3.1.5 標準添加法

ヘッドスペース法や原子吸光光度法のように、試料中のマトリクスの影響により検量線の傾きが試料と標準試料で異なる場合に有効な方法である。一定量の未知試料に段階的に異なる濃度（又は量）の標準物質を添加した検量線用の試料を作成し、添加した標準溶液濃度（又は量）とピーク強度との関係から調査対象物質の定量を行う。1 次回帰式による場合、 $R^2$  は 0.990 以上 (0.995 以上が望ましい)。

- **図 3-3** は、試料溶液に 0（無添加試料）、10、20、30、40 及び 50 ng/mL 添加した試料を使用した検量線の例である。この検量線上でピーク強度が 0 になる濃度の絶対値（10 ng/mL）が試料溶液中の調査対象物質の濃度（又は量）となる。
- 試料中の調査対象物質の濃度（又は量）は以下の計算式で算出する。

$$Cs = |b| / a$$

Cs : 試料中の調査対象物質の濃度（又は量）

a : 標準添加検量線の一次回帰式の傾き

b : 標準添加検量線の一次回帰式の y 切片

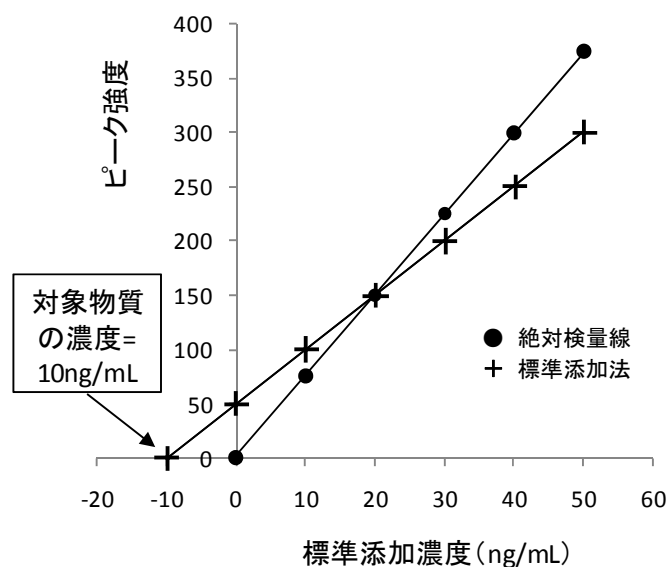


図 3-3 標準添加法の検量線 (例)

## 3.2 装置検出下限値 (IDL) 及び装置定量下限値 (IQL)

### 3.2.1 IDL 及び IQL の測定及び算出の目的

初期環境調査及び詳細環境調査においては、利用しようとしている分析機器の感度性能が参照する分析法開発時と同等かどうか、また、分析法開発においては提示された要求検出感度を満足するかどうかを見極めるためのパラメータとして IDL を使用している。

化学物質環境実態調査の IDL は Currie (1997) の定義を採用し、危険率 5% (片側) を適用している (図 3-4) 注77。

#### 【Currie の定義に基づく IDL 算出の前提条件】

- Currie の定義は、ブランク信号と検出信号はともに正規分布し、等しい標準偏差をもつと仮定している。
- ブランク信号の平均値と標準偏差を求めて、この分布と有意に異なる検出信号の分布を推定し、その平均値を IDL としている。しかし、ブランク信号は装置からランダムに発生する信号であり、直接的には把握できないので、最低濃度の検量線作成用標準液等を繰り返し測定することによって間接的に推定する。

注77 低濃度又はブランク試験液の繰り返し測定で得られる分析値の標準偏差に基づいて検出下限値を求める際の考え方に、検出下限値にバラツキを考慮しない Kaiser と考慮する Currie の定義がある。化学物質環境実態調査では、過去 (平成 16 年度版白本以前) に Kaiser の定義で危険率 1% (片側) を適用して IDL を算出していたことがあった。その後、検出下限値には IDL だけでなく、分析方法や試料測定時の検出下限値もあるため、これらも含めて検出下限値をある程度統一性のある考え方でまとめるべきとの指摘があった。これを受けて、実際には検出下限値は誤差を含む数値であり、Currie の定義で危険率 5% (片側) を適用する方向で検出下限値をまとめることが適当との判断から、本調査においても、IDL の算出方法を上記に変更した。

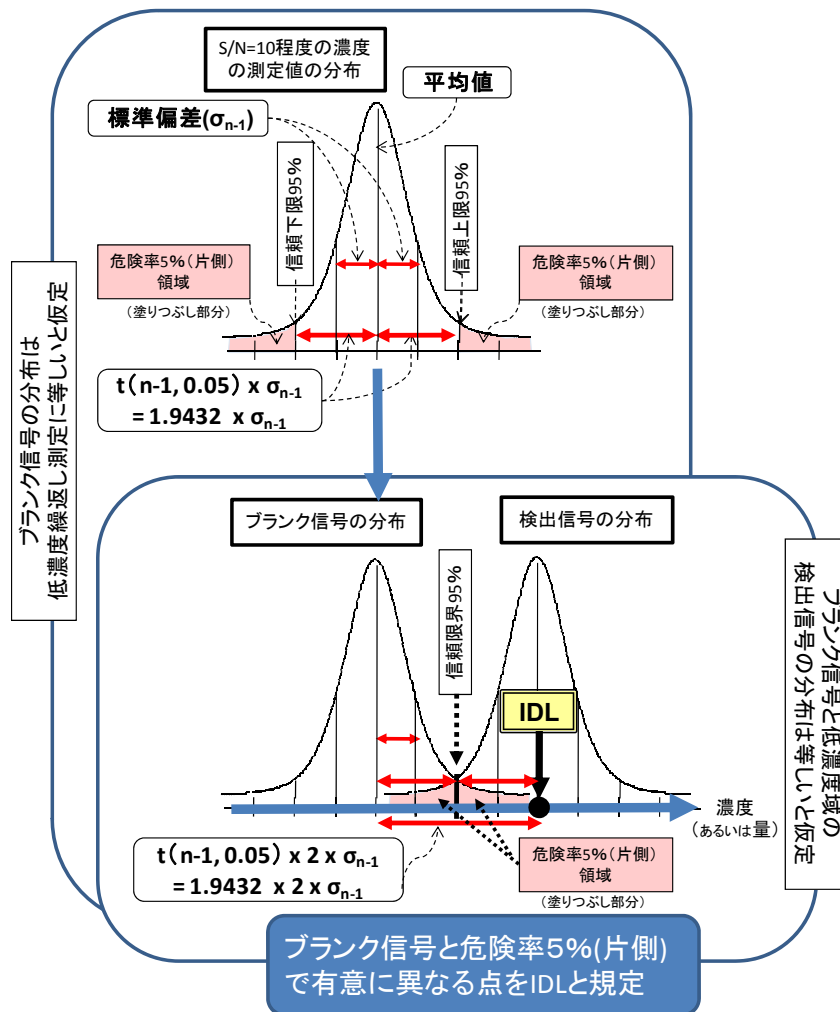


図 3-4 Currie の方法による IDL の概念図

### 3.2.2 IDL 及び IQL の測定及び算出方法

IDL 及び IQL は、検量線に用いる最低濃度の標準液を繰り返し分析し、得られた測定値の標準偏差を用いて算出する。

初期環境調査及び詳細環境調査では、試料の分析担当機関は IDL 及び IDL 試料換算値を算出し、測定結果と共に報告する。

化学物質環境実態調査で使用している IDL は、平成 11 年度環境科学セミナーで仕様が提示され、平成 11 年度版白本並びに平成 12 年度の環境調査から用いられている。

ここで、調査の円滑な実施の観点から、地方自治体の受け持ち分については、操作ブランクが白本と同等以下であり、添加回収率が良好である場合で、かつ、IDL が白本と同等かそれより良好である場合は、MDL 測定を省略し、「白本」の MDL を報告時の検出下限値としても良いこととした。

#### (1) IDL 及び IQL の算出方法

- IDLの算出には、検量線作成用の最低濃度（S/N=10 程度<sup>注78</sup>）の標準溶液を用いる。
- この標準溶液を繰り返し（7 回程度）分析機器に導入して分析し、一連の分析値の標準偏差を求める。
- キャニスター法（又は固相捕集-加熱脱着法）のように、標準ガスを試料容器（又は捕集管）に添加して分析機器に導入し分析する方法では、同様の操作で繰り返し測定した値を用いて標準偏差を算出する。
- ブランクが検出される場合（目安として S/N>5）は、検量線ブランク溶液を繰り返し（7 回程度）分析し、得られた測定値の標準偏差を求める。標準溶液の最低濃度から求めた標準偏差と比較して、大きい標準偏差を IDL 及び IQL の算出に用いる。
- 得られた標準偏差はブランク信号の分布を示す値であり、これを用いて次式により IDL 及び IQL を決定する。すなわち、ブランクと検出信号の分布は等しいと仮定したことにより標準偏差を 2 倍とし、有意水準とした 95%信頼上限（片側）の値を乗じて IDL を求める。また、IQL は標準偏差の 10 倍値と規定する。

$$IDL = t(n-1, 0.05) \times \sigma_{n-1, I} \times 2$$

$$IQL = 10 \times \sigma_{n-1, I}$$

ここで、IDL：Instrument Detection Limit（装置検出下限値）

IQL：Instrument Quantification Limit（装置定量下限値）

t(n-1, 0.05)：危険率 5%、自由度 n-1 の t 値（片側）

n = 7 の場合は 1.9432

$\sigma_{n-1, I}$ ：IDL 算出のための測定値の標本標準偏差

なお、危険率 5%の t 値は表 3-3 のとおりである。

**表 3-3 Student の t 分布で危険率 5%での各自由度における t 値**

繰り返し回数(n)	自由度(n-1)	t(n-1, 0.05)、片側
5 回	4	2.1318
6 回	5	2.0150
7 回	6	1.9432
8 回	7	1.8946
9 回	8	1.8595
10 回	9	1.8331

**注78** 従来（平成 17 年以前）S/N=5~15 の標準溶液を用いることとしていたが、S/N=5 は系統誤差の影響を受けやすいこと、S/N=15 はブランク信号レベルの濃度とのかい離が大きいことを理由として見直しを行い、平成 17 年度版から S/N=10 の標準溶液に修正した。



## (2) IDL の試料濃度への換算

試料量、最終液量及び装置注入量等を勘案し、IDL を試料濃度に換算した値 (IDL 試料換算値) を求める。

### 【水質試料の場合の例】

$$\text{IDL 試料換算値 (ng/L)} = \text{IDL (pg)} \times \text{最終液量 (mL)} / \text{装置注入量 (μL)} / \text{試料量 (L)}$$

- IDL 試料換算値は、初期及び詳細環境調査における MDL 測定の必要有無判定に適用するために算出するものであり、報告時の検出下限値とはならない (大気分析のうちキャニスター法及び固相捕集 - 加熱脱着法において、MDL 測定が純窒素等ゼロガスにより実施されているものは除く)。
- 水質のページ・トラップ法とヘッドスペース法では IDL の算出と MDL を求める際の操作手順が同じであるため、環境試料採取量に余裕があれば、IDL に代えて MDL の測定を実施し、報告時の検出下限値とすることが望ましい。

### 3.2.3 水質、底質及び生物の測定における IDL の算出事例

#### (1) 装置の最適化

- 装置 (分析システム) を調査対象物質の分析に最も適した条件に設定及び調整する。
- カラム等の GC、LC 条件、MS のチューニング等を行う。

#### (2) 検量線の作成

検量線作成手順の例を以下に示す。

- ① 調査対象物質の感度によるが、多くの場合 0.1 μg/mL 程度の標準溶液を作成し、内標準添加 → 測定 → ピーク検出 → 5~10 倍に標準溶液を希釈 → 内標準添加 → 測定 → … の順に操作を繰り返し、ピークが観察できなくなるか (S/N<5)、調査対象物質の検量線ブランク溶液と強度 (内標準を用いる場合にはピーク強度比) が等しくなった時点で操作を終了する。装置に注入する液量は、全ての測定において一定量とする。
- ② 測定したクロマトグラム (定量イオン) を参考に、S/N=10 程度となる標準溶液の濃度を決定する。
- ③ S/N=10 程度の標準溶液を最低濃度とする 5 段階以上の検量線用標準溶液を作成する (3.1 検量線の作成を参照)。

#### (3) 標準偏差 ( $\sigma_{n-1}$ ) の算出

- (2) で作成した最低濃度の検量線用標準溶液を 7 回程度繰り返し測定し、得られた分析値の標本標準偏差 ( $\sigma_{s, n-1}$ ) を計算する。

- 検量線ブランク溶液に調査対象物質のピークが観察されない場合は、前述の  $\sigma_{s, n-1}$  を繰り返し試験の標本標準偏差 ( $\sigma_{n-1}$ ) とする。
- 検量線ブランク溶液に明瞭な調査対象物質のピーク ( $S/N > 5$ ) が観察された場合は、検量線ブランク溶液を 7 回程度繰り返し測定し、その標準偏差 ( $\sigma_{b, n-1}$ ) を計算する。この場合、 $\sigma_{s, n-1}$  と  $\sigma_{b, n-1}$  を比べ大きい方を  $\sigma_{n-1}$  とする。

#### (4) 装置検出下限値 (IDL) の算出

n 回繰り返し試験を行った時の IDL (pg 又は pg/ $\mu$ L) は、次式により算出する。

$$IDL = t(n-1, \alpha) \times \sigma_{n-1} \times 2$$

ここで、 $\alpha$  : 危険率 5% (片側)

$t(n-1, \alpha)$  : 自由度  $n-1$ 、 $\alpha=0.05$  における  $t$  値 (表 3-3 の  $t$  分布表参照)

$\sigma_{n-1}$  : (3) で計算した繰り返し試験の標準偏差

**【IDL 算出例】** 例えば、7 回の繰り返し試験で標準偏差が 2.2 pg の場合では、 $n=7$ 、自由度=6、 $t(6,0.05) = 1.9432$  となるため、IDL は  $1.9432 \times 2.2 \times 2 = 8.6$  pg となる。

### 3.2.4 大気系における IDL 試料換算値の算出方法

3.2.3 で前述した水質、底質及び生物の IDL の算出手順に準じる。

#### (1) 固相捕集／溶媒脱離法、ろ紙捕集／溶媒脱離法などの場合

① IDL の単位が質量 (pg) の場合の計算式

$$IDL \text{ 試料換算値 (ng/m}^3) = IDL \times V_l / V_i \times 1/V_g$$

② IDL の単位が濃度 (pg/ $\mu$ L) の場合の計算式

$$IDL \text{ 試料換算値 (ng/m}^3) = IDL \times V_l \times 1/V_g$$

ここで、 $V_l$  : 最終液量 (mL)

$V_i$  : 装置注入量 ( $\mu$ L)

$V_g$  : 20 °C、101.3 kPa に換算した採取試料量 ( $m^3$ )

#### (2) 固相捕集／加熱脱着法 (標準ガスによる検量線作成) の場合

① IDL の単位が質量 (pg) の場合の計算式

$$IDL \text{ 試料換算値 (ng/m}^3) = IDL / 1000 \times 1/V_g$$

② IDL の単位が濃度 (pg/mL) の場合の計算式

$$\text{IDL 試料換算値 (ng/m}^3\text{)} = \text{IDL} \times \text{Va} \times 1/1000 \times 1/\text{Vg}$$

ここで、Vg : 20 °C、101.3 kPa に換算した採取試料量 (m<sup>3</sup>)

Va : 捕集管に吸着させた容量 (mL)

### (3) 固相捕集／加熱脱着法（標準溶液による検量線作成）の場合

- ① IDL の単位が質量 (pg) の場合における計算式

$$\text{IDL 試料換算値 (ng/m}^3\text{)} = \text{IDL} \times 1000/\text{Vg}$$

- ② IDL の単位が濃度 (pg/μL) の場合の計算式

$$\text{IDL 試料換算値 (ng/m}^3\text{)} = \text{IDL} \times \text{Vi} \times 1000/\text{Vg}$$

ここで、Vi : 装置注入量 (μL)

Vg : 20 °C、101.3 kPa に換算した採取試料量 (m<sup>3</sup>)

### (4) 容器捕集法の場合

- ① IDL の単位が質量 (pg) の場合における計算式

$$\text{IDL 試料換算値 (ng/m}^3\text{)} = n \times \text{IDL}/1000 \times 1/\text{Va}$$

ここで、n : 希釈倍率、Va : 20 °C、101.3 kPa に換算した試料導入装置（濃縮装置）への導入容量 (m<sup>3</sup>)

- ② IDL の単位が濃度 (pg/L) の場合における計算式

$$\text{IDL 試料換算値 (ng/m}^3\text{)} = \text{IDL}$$

ここで、標準ガスの濃度は 20 °C、101.3 kPa における値に換算する。

## 3.3 分析方法の検出下限値 (MDL) 及び定量下限値 (MQL) の測定及び算出

### 3.3.1 MDL 及び MQL の測定及び算出の目的

- MDL は、各分析方法で調査対象物質を安定した精度で検出できる最低濃度又は最小量を、MQL は、安定した精度で定量できる最低濃度又は最小量を言う。IDL が分析機器の変動のみであるのに対し、MDL は分析機器の変動以外に、試料採取時の捕集効率や抽出効率、マトリクスによる影響等による変動も含む値である。
- MDL は、測定装置の性能、前処理の方法、ブランクレベル、分析者等により異なるが、化学物質環境実態調査では「白本」の MDL と極力同じレベルに近づけることが求められる。
- 一般に分析担当機関は、試料の分析に先立ち、自機関における MDL を求め、調査に使用する分析法の MDL が達成できることを確認しなければならない。ただし、初期環境調査及び詳細環境調査において、地方環境研究所等が「白本」の方法により分析を行い、かつ次項に

述べる条件を全て満足する場合に限り、MDL の測定及び算出を省略しても良いこととなっている。

### 3.3.2 MDL の測定及び算出を省略しても良い条件

地方環境研究所等が「白本」の方法により分析を行い、かつ以下の条件を全て満足する場合にのみ、MDL の測定及び算出を省略し、「白本」の MDL を報告時の検出下限値としても良いこととなっている（図 3-5 参照）。

- ① 算出された IDL 又は IDL 試料換算値（以下「分析機関 IDL」という）が、「白本」の IDL 又は IDL 試料換算値（以下「白本 IDL」という）を満足する。
- ② 操作ブランクが検出されない若しくは操作ブランクが  $S/N=5$  未満又は「白本」の操作ブランク以下である。<sup>注79</sup>
- ③ 添加回収試験の結果が 70%以上 120%以下の回収率である。サロゲート内標準法にあつては、添加回収試験でのサロゲート内標準の回収率が 50～120%であり、かつ、測定結果が 70%以上 120%以下の回収率である。
- ④ 「白本」方法から分析法の変更を行っていない。

なお、以下の変更については、分析法の変更とはみなさない。<sup>注80</sup>

- 試料量：固相カートリッジやフィルター等を用いる場合は破過がない量まで
- 濃縮率：濃縮による目的物質の損失がない場合は、100  $\mu\text{L}$  程度まで
- 注入量：装置に適した範囲内
- 分析カラム、昇温条件、グラディエント条件、
- $m/z$  等：変更後の感度、ピーク形状、直線性が適正である範囲内
- その他：事前に環境省への相談により MDL 試験の実施を要しない変更と認められたもの

### 3.3.3 MDL 及び MQL の測定及び算出方法

定量下限値付近の濃度を持つ試料（MDL 測定用試料）を用いて、「白本」又は変更した分析方法に従って、試料の前処理操作（捕集、抽出、クリーンアップ、濃縮等）、試験液の調製を行い、分析値を求める。この操作を 7 回程度繰り返し、得られた分析値を試料濃度に換算して標本標準偏差 ( $\sigma_{n-1, M}$ ) を求め、次式により MDL を算出する。また、 $\sigma_{n-1, M}$  を 10 倍して得られる数値を MQL とする。

$$\text{MDL} = t(n-1, 0.05) \times \sigma_{n-1, M} \times 2$$

$$\text{MQL} = 10 \times \sigma_{n-1, M}$$

<sup>注79</sup> 操作ブランクに関する精度管理については「4.3.2 操作ブランク試験」を参照する。

<sup>注80</sup> 試料量、濃縮率、注入量は感度不足に対する対応として許容される操作として記述したものである。

ここで、MDL : Method Detction Limit (分析方法の検出下限値)

MQL : Method Quantification Limit (分析方法の定量下限値)

$t(n-1, 0.05)$  : 危険率 5%、自由度  $n-1$  の  $t$  値 (片側)

$n = 7$  の場合は、1.9432

$\sigma_{n-1, M}$  : MDL 算出のための測定値の標準偏差

- 「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」の検出下限値 ( $\sigma_{n-1, I} \times 3$ ) と「手引き」における MDL の算出方法は異なるので注意する。
- MDL 測定用試料の選定や試料調製については、**第 4 章 5.1.3 MDL 算出用試料の選定及び調製方法**を参照のこと。

#### 3.3.4 初期環境調査及び詳細環境調査における MDL の取り扱い (図 3-5 参照)

- 初期環境調査及び詳細環境調査では、**3.3.2 MDL の測定及び算出を省略しても良い条件**を満足する場合は、MDL の測定及び算出を省略して「白本」の MDL を報告時の検出下限値としても良いこととなっている。
- 「白本」の MDL を検出下限値とすることができない場合、**3.3.3 MDL 及び MQL の測定及び算出方法**に基づき MDL を求め、検出下限値とする。
- 以上に係わらず、「手引き」に記載された方法により MDL を測定及び算出した場合は、その MDL を検出下限値とする。なお、測定及び算出された MDL が、「詳細要領」に記載された要求感度を満足しない場合、調査は実施することができない。

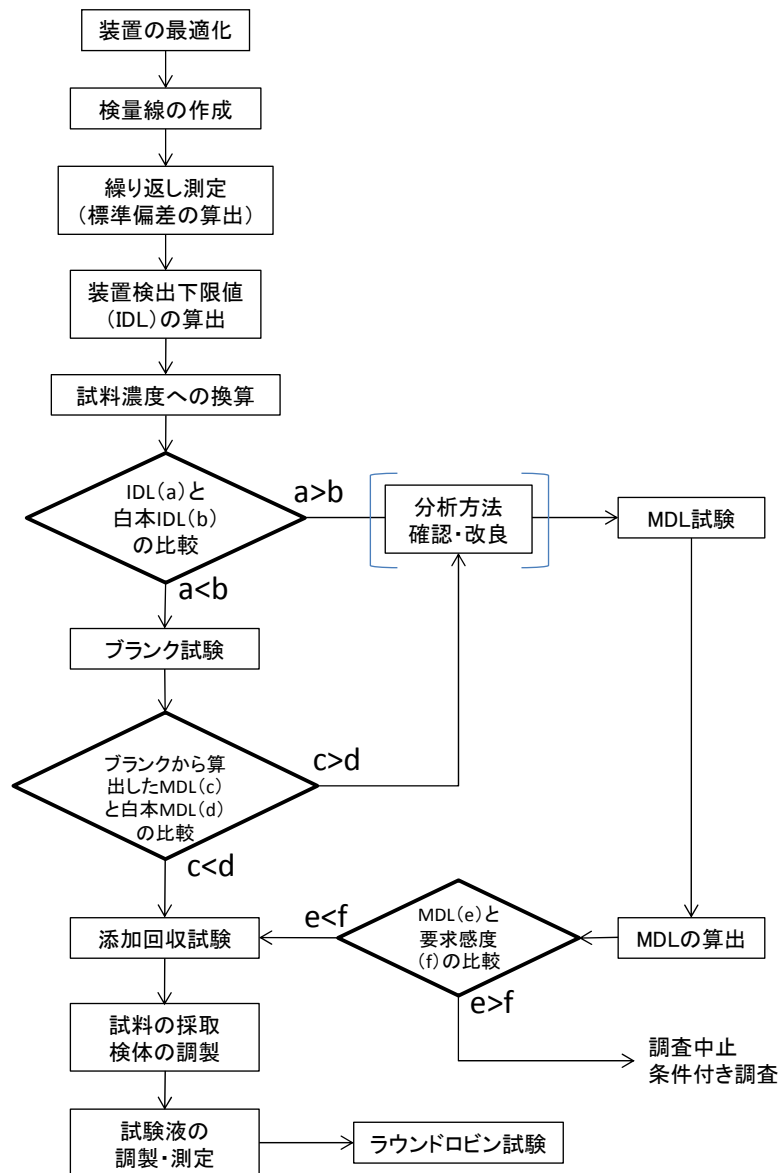


図 3-5 初期環境調査及び詳細環境調査における IDL 及び MDL の取り扱い

- 2 機関以上の分析機関から複数の検出下限値が報告された場合は、要求下限値を満たす範囲で統一の検出下限値<sup>注81</sup>を設定して、分析値を取りまとめることとなる。報告する検出下限値が、他機関の検出下限値より有意に高い場合、統一の検出下限値を設定することで、他機関で検出された結果が不検出扱いとなることがあり、調査結果の取りまとめに大きな影響をあたえる可能性があるので注意すること（図 3-6 参照）。

**注81** 通常は「白本」の MDL が統一検出下限値として使用されるが、分析担当機関から報告された MDL が統一検出下限値として採用される場合もある。例えば、分析担当機関が 3 機関の調査において、3 機関全てから「白本」の MDL を下回る MDL が報告され、かつ「白本」の MDL 未満の測定値の報告があった場合には、報告された MDL の中で最も大きい MDL が統一下限値として採用される等。

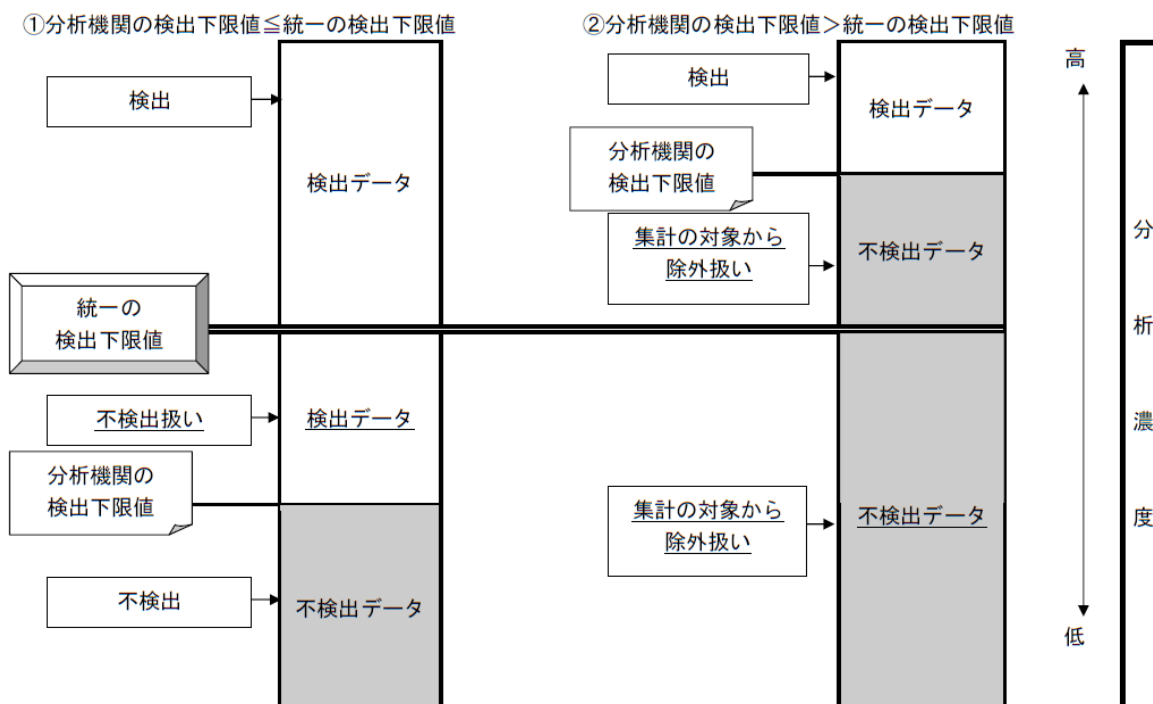


図 3-6 初期環境調査及び詳細環境調査における分析値を取りまとめる際の概念図<sup>注82</sup>

○ 底質試料の検出下限値は、底質を乾燥重量に換算して表記する。乾燥重量に換算する場合、一つの機関内においても含水率によって数値は変動するので、以下に記す方法により検出下限値及び検出値を報告する。

- ① 乾燥重量換算による検出下限値を求める。3.3.2 MDLの測定及び算出を省略しても良い条件を満足し、かつ添加回収試験の結果が70%以上120%以下の回収率である場合は、次式により検出下限値を算出する。

$$\text{検出下限値} = \frac{\text{「白本」のMDL} \times \text{「白本」で用いられた底質の乾燥重量に換算した試料量}}{\text{分析に供した底質の乾燥重量に換算した試料量}}$$

- ② 上記①で求めた検出下限値のうち値の最も大きいものがその調査地点の検出下限値とされる（1つの分析機関において、複数の調査地点の底質を分析する場合は、調査地点毎に検出下限値を算出する）。

【ある調査地点 X の検出下限値の決定例】

表 3-4 のような場合の調査地点の検出下限値は、精査の段階で、通常、最大値である 2.0 ng/g-dry に統一され、その結果、採取地点 B の値は、検出下限値未満として処理される。た

<sup>注82</sup> 操作ブランクの検出される分析法においては、統一の検出下限値の取り扱いは化学物質環境実態調査結果精査等検討会（以下「結果精査等検討会」という。）でその取り扱いを検討する。

だし、採取地点 B の値は、本来、検出下限値以上、定量下限値未満の値であることから、IDL が白本の 1/10 以下であり、S/N10 以上のピークが認められ、操作ブランクが無い場合には、報告書には tr 値として数値 (tr(1.6)) が記載される (表 3-5)。

表 3-4 ある調査地点 X の検出下限値

調査地点 X	含水率 (%)	検出下限値 (ng/g-dry)	定量下限値 (ng/g-dry)	検出値 (ng/g-dry)
採取地点 A	50	2.0	3.0	<2.0
採取地点 B	25	1.3	2.0	1.6
採取地点 C	30	1.4	2.1	3.2

表 3-5 報告すべき検出値、検出下限値及び検出数/検体数

調査地点 X	検出値 (ng/g-dry)	検出数/検体数
採取地点 A	<2.0	1/3
採取地点 B	tr(1.6)	
採取地点 C	3.2	

### 3.4 添加回収試験

添加回収試験は実施が困難な場合を除き、全ての媒体について以下に示す手順により必ず実施する。

#### 3.4.1 試験の目的

添加回収試験とは、試料に調査対象物質の標準物質を一定量加え、添加した量が正確に定量されているかどうかを検証する試験である。例えば、HCB (ヘキサクロロベンゼン) の濃度 (測定値) が、10 ng/g の底質に、20 ng/g の HCB を添加した試料を測定し、28 ng/g の結果が得られた場合の回収率は、90%になる。

$$\text{回収率 (\%)} = \left( \left( \text{「標準物質を添加した試料の濃度 (又は含有量)」} - \text{「試料の濃度 (又は含有量)」} \right) \div \left( \text{「添加した標準物質分の濃度 (又は標準物質の量)」} \right) \times 100、\right. \\ \left. \text{(算出例 : 回収率} = (28 \text{ (ng/g)} - 10 \text{ (ng/g)}) \div 20 \text{ (ng/g)} \times 100 = 90\%) \right)$$

#### 3.4.2 試験方法

- 回収率の測定は実試料の測定に先立って行う。また、用いる器具若しくは試薬類のメーカー又はロットを変更することにより、回収率が変化する可能性がある時は、変更する毎に添加回収試験を行い、回収率を確認する必要がある。
- 添加回収試験はその変動を確認するために 3 回以上行う。
- 標準物質を添加した MDL 試験を実施し、その添加量と測定結果から算出される回収率が許容範囲 (70%以上 120%以下) である場合は、添加回収試験を省略しても良い。



- 添加試料と同時に無添加試料（1 検体以上）も分析する。
- サロゲート内標準を使用する分析方法においては、調査対象物質の回収率（サロゲート回収率補正後）及びサロゲート内標準の回収率の両方を提示する。サロゲート内標準の回収率は、シリンジスパイク内標準を添加しない方法においては、検量線のサロゲート内標準のピーク強度に対する試料中のサロゲート内標準のピーク強度比から回収率を算出する。また、シリンジスパイク内標準を添加している場合には、サロゲート内標準とシリンジスパイク内標準の濃度（又は量）比（サロゲート内標準の濃度（又は量）／シリンジスパイク内標準の濃度（又は量））とピーク強度比（サロゲート内標準のピーク強度／シリンジスパイク内標準のピーク強度）との関係から、サロゲート内標準の分析値を求め、添加量との比較から回収率を算出する（計算式は、前述の「**3.1 検量線の作成**」>**3.1.3 サロゲート法** > **○サロゲート内標準の回収率の算出**」を参照）。
- 調査対象物質の回収率の許容範囲の目安は 70～120%である。これに加え、サロゲート法ではサロゲート内標準の回収率は 50～120%の範囲が目安である。

#### (1) 水質、底質及び生物における添加回収試験

- 水質については、添加回収用試験水として、分析する環境試料が河川水であれば河川水について、分析する環境試料が海水であれば海水について実施する。
- 底質については、分析する環境試料の泥分率及び強熱減量と同程度かそれより高い試料について実施することが望ましい。

##### 1) 試料中に調査対象物質が検出されない又は MDL 以下の場合

- 選定した試料に標準物質を MDL の 30 倍程度の濃度となるよう添加したもの（n=3 以上）と無添加のもの（n=1 以上）を用意し、サロゲート内標準を用いる分析ではこれを所定量添加して、各々の試料を十分に混合し均一化させ、「白本」に従って前処理、試験液の調製を行い、分析値を求める。

##### 2) 試料中に調査対象物質が MDL 以上検出される場合

- 試料から検出された濃度の 5～10 倍程度の濃度になるように標準物質を添加した試料（n=3 以上）と無添加試料（n=1 以上）との回収量の差を添加量で除算して回収率とする。

#### (2) 大気における添加回収試験

- 大気試料では、捕集材のロットが分析法開発時と異なったり、製造方法が変更されたために、調査対象物質の捕集状況が著しく変わった事例があった。このため、添加回収試験により回収率を確認する。
- 添加回収試験は、「白本」の方法に従って実施する。添加回収試験は、大気を通気して調査対象物質が気体又は粒子状で捕集材に到達するように行うことが望ましいが、物質の性状に応

じて試験の方法が異なるため、「白本」を良く確認して実施する。

- 添加回収試験に用いる空気は、原則として、一般環境大気とする。

### 1) 試料中に調査対象物質が検出されないか MDL 以下の場合

- カートリッジカラムや加熱脱着管、キャニスターを使用する場合は、添加回収用の捕集材や容器に MDL の 30 倍程度になるよう標準物質を添加したもの (n=3 以上) と無添加のもの (n=1 以上) を用意し、マニホールド等を使用して、「白本」の方法に従って試料採取を行い、測定する。

### 2) 試料中に調査対象物質が MDL 以上検出される場合

#### ① 環境大気を用いる方法

- カートリッジカラムや加熱脱着管、キャニスターを使用する場合は、添加回収用の捕集材や容器に予想される大気濃度の 5~10 倍程度になるように標準物質を添加したもの (n=3 以上) と無添加のもの (n=1 以上) を用意し、マニホールド等を使用して、「白本」の方法に従って所定量の大気を並行採取し、測定する。添加した試料の回収量と無添加試料の回収量との差を添加量で除算して回収率とする。
- 予想される大気濃度から添加する標準物質の濃度が MDL の 30 倍よりも著しく高くなる場合には、以下の方法を用いて試験を実施する。

#### ② 対象成分を除いた空気又は希釈大気を用いる方法

- 捕集材を 2 連にする等により、対象成分を除いた空気を用いる。連結した捕集材のポンプ側の捕集材に想定される MDL の 30 倍程度になるよう標準物質を添加したもの (n=3 以上) と無添加のもの (n=1 以上) を準備し、「白本」の方法に従って試料採取を行い、測定する。
- キャニスターについては、減圧方式の場合は MDL の 5 倍以内の濃度になるように採取大気量を縮小 (例えば 1/5~1/10 程度) し、試料採取後に MDL の 30 倍程度の濃度となるように標準物質を添加した試料 (n=3 以上) と無添加の試料 (1 検体以上) を準備し、各々を 200 kPa (約 1500 mmHg) 程度まで加湿ゼロガスで加圧後、分析に供する。添加した試料の回収量と無添加試料の回収量との差を添加量で除算して回収率とする。加圧方式の場合は減圧方式に準じて実施する。

調査対象物質を除いた空気を用いた試験の結果、調査対象物質と共に分析上の妨害成分も除去されるなど添加回収試験の妥当性が危ぶまれる調査対象物質については、前述した① **環境大気を用いる方法**の検討も考慮する。

## 3.5 操作ブランク試験

### 3.5.1 試験の目的

操作ブランク試験は、試験液の調製又は分析装置への導入操作等に起因する汚染を確認するも

ので、試料の分析に支障がない測定状態であることを確認し、分析値の信頼性を確保するために行う。

操作ブランク値が大きいと、検出下限値及び定量下限値が高くなるばかりでなく、原因不明な汚染による異常値が出現する可能性が高くなり、分析値の信頼性が低下する。したがって、操作ブランク値は分析値に影響を及ぼさないよう極力低減を図り、試料濃度への換算値が目標定量下限（要求感度等）値の10分の1以下になるよう管理する。<sup>注83</sup>

地方環境研究所等が「白本」の方法により分析を行うとき、①操作ブランクが検出されない若しくはS/N=5未満、又は、②「白本」の操作ブランク以下である場合、「白本」のMDLを報告時の検出下限値としても良いこととなっているが、「白本」の操作ブランク値を超える場合、MDL試験の実施（3.5.4）が必要となることに注意すること。

### 3.5.2 試験方法

○ 試料マトリクスのみがない状態で「白本」に記載された方法に従い、調製した試験液のブランク値を定量する。

#### (1) 水質

- 実試料と同量のブランク水（3.5.3 ブランク水参照）を用い、実試料と同じ方法で分析する。
- ブランク値の十分低いブランク水を得ることができない場合には、使用するブランク水の量をブランク値が分析に影響を及ぼさない量（例えば、実試料の1/10程度）に縮小し、実試料と同じ方法で分析する。

#### (2) 底質・生物

- 実試料が含有すると推定される量のブランク水を用いて実試料と同じ方法で分析する。

#### (3) 大気

- 環境大気を通じていない捕集材を実試料と同じ方法で分析する。
- キャニスターの場合、加湿ゼロガスを充填したものを実試料と同じ方法で分析する。

### 3.5.3 ブランク水

- 精製水とする。ただし、精製水中に調査対象物質が存在する場合は、精製水を溶媒で洗浄するか、固相吸着剤を通過させるなどの処理をして低減を図り、ブランク試験に使用する。
- 調査対象物質がVOCの場合は、煮沸又は清浄な窒素ガスによるバブリングにより、ブランクレベルを低減できる場合がある。また、調査対象物質の種類によっては、精製水よりも市販のミネラルウォーター等の方が含有量の少ない場合もあるので、必要に応じて、精製水以

---

<sup>注83</sup> 操作ブランクに関する精度管理については「4.3.2 操作ブランク試験」を参照する。

外をブランク水として使用することを検討する。

#### 3.5.4 ブランクが検出された場合の取り扱い

- 初期環境調査及び詳細環境調査では、実試料の分析を行う前に、前述したIDLの測定及び算出と共に操作ブランク試験（n=2以上）を実施し、その結果、ブランクが検出された場合には、操作ブランクの低減を図る。それとともに、ブランク試験値が「白本」以下である場合、これから予想されるMDLが「白本」のMDL以下であるか確認する。もし、「白本」のMDLを超える可能性がある場合は操作ブランク試験（n=7程度）を実施し、操作ブランクから算出した標準偏差と環境試料（標準物質添加又は無添加試料の繰り返し測定）から算出した標準偏差とを比較し、値が大きい方を用いMDLを算出する。
- 試料の分析値は、通常、ブランク値を差し引くことで分析値を補正することができるが、化学物質環境実態調査においては、ブランク値を差し引いた分析値とともに、ブランク値を差し引かない実測値（ブランク値も含む）と操作ブランク値をすべて報告することとなっている点に注意すること。

#### 3.5.5 ブランクの汚染源と低減方法等

##### (1) 装置ブランク

- フタル酸エステル類及び酸化防止剤等は、GCのセプタム、オートサンプラーのバイアル、ゴム又は合成樹脂製の器具等が汚染源となることがある。
- 調査対象物質がGC/MSから検出される場合は、GC/MSのエージングや高品質のバイアルセプタムを使用することで、ある程度ブランク値を低減化することが可能である。
- GC/MSのエージング等を行ってもブランクの濃度レベルが下がらない場合は、装置から検出される調査対象物質の濃度レベルを測定し、装置ブランク値が環境試料の分析に支障がないことを確認する。
- LC/MSでは、オートサンプラーに起因するブランクが生じた場合には、オートサンプラーの操作条件を変更することで低減化できる場合がある。また、ジョイント等にデッドボリュームがある場合は、ゴーストピークの原因となるので、配管をチェックする。
- LC/MSで試料を注入しないでグラジエント分析を開始した場合でもゴーストピークが検出される場合は、LCカラムへの先端吸着が原因となっていることから、アイソクラティック分析に変更したり、有機溶媒で十分洗浄してから次の測定に入ることでゴーストピークを低減化できる場合がある。

##### (2) 試薬等のブランク

###### 1) 溶媒

- 分析に使用する溶媒量と等量の溶媒を、実際の分析と同様に濃縮し、ブランク値を測定する

ことにより、溶媒に汚染がないかをチェックする。

- 溶媒が汚染されている場合は、試薬メーカーや溶媒のグレードを変えるか蒸留等により精製する。

## 2) 固相吸着剤

- 抽出や捕集に用いる固相吸着剤には、LAS やフタル酸エステル類等を含んでいるものがある。
- 固相吸着剤から調査対象物質が検出される場合は、できるだけ多種類の固相吸着剤を検討し、その中からブランク値が低くロット間でばらつきの小さいものを選択する。
- 「白本」に記載されたコンディショニングを実施してもブランク値が検出され、ブランク値の低い適切な固相吸着剤が見つからない場合は、対処法を該当の分析方法の開発者又は環境省に問い合わせる。

## 3) クリーンアップ用吸着剤

- シリカゲル等のカートリッジタイプの吸着剤は、使用する溶媒量も少量で済むが、ブランク値がメーカーやロットにより変動することがあるので注意する。
- オープンカラムに用いるシリカゲルやフロリジル等の吸着剤からブランクや妨害物質が検出される場合は、ソックスレー抽出器を用いて、メタノール等の親水性溶媒、次にヘキサン等の疎水性溶媒で吸着剤を洗浄する。ソックスレー抽出器は、不純物の少ない蒸留溶媒で繰り返し洗浄するため洗浄効果が高い。一方、デカンテーションは、吸着剤が溶媒中の不純物を吸着し、汚染を増加させる場合があるので注意する。洗浄した吸着剤は、減圧下で溶媒を完全に除去してから活性化を行う。

## (3) 器具ブランク

- ガラス器具の洗浄は、水道水→洗剤→水道水→アセトン等の親水性溶媒→抽出溶媒→乾燥（乾燥による汚染が懸念される場合は行わない）、の順で行い、使用前に再度溶媒で洗浄する。
- ガラス器具が汚染されやすい場合は、ガラス器具を溶媒槽に浸しておき、分析に使用する直前に溶媒層から取り出し、活性炭等で浄化した窒素ガスを吹き付け乾燥させてから使用する。

## 4 検体の分析

### 4.1 分析方法

- 「白本」に記載された方法に従って、IDL の確認、試料捕集及び試験液の調製（抽出、クリーンアップ、濃縮等）を伴う操作ブランク試験及び添加回収試験（必要に応じて MDL 試験を追加）を行った後、検体分析を行う。
- 分析精度に問題が認められた場合は、環境試料の分析を実施することに関して環境省と協議する。
- 検体については、「白本」に記載されている分解性や試料保存性が保証されている期間内で試

料採取から定量までを終了する。

- 試料中の調査対象物質の濃度は、「白本」に記載されている方法に従い算出する。

## 4.2 同定及び定量

### 4.2.1 ピークの検出

#### 1) ピークの検出

クロマトグラム上において、 $S/N=3$  以上となるピークについて、次の同定及び定量の操作を行う<sup>注84</sup>。なお、得られたクロマトグラムのベースラインは、必ず装置のゼロ点よりも高くならなければノイズを計測することはできないので、測定に先立ってベースラインを確認し、必要に応じてオフセット等を適切に調節しなければならない。

#### 2) ピーク強度の算出

1) で検出されたピークについて、そのピーク面積等、ピーク強度を求める。内標準法の場合は、シリンジスパイク内標準のピーク強度が標準溶液におけるシリンジスパイク内標準のピーク面積の70%以上であることを確認する。この範囲から外れた場合には、原因を調査し、その原因を取り除いて再度試験液を測定する。(場合によっては前処理操作から再分析する)。

### 4.2.2 調査対象物質の同定

- 1) 調査対象物質の測定イオンと1つ以上の確認イオンのクロマトグラム上のピーク面積比が標準物質のものとはほぼ同じ(±20%以下を目安とする)であることを確認する。
- 2) クロマト上のピークの保持時間が標準物質とはほぼ同じ(±5秒以内)であることを確認し、内標準法の場合には、対応する内標準物質との相対保持時間が標準物質と一致することで同定する。
- 3) 塩素原子等、天然同位体が存在する元素を含む化合物については、同位体存在比から推定されるイオン強度比(理論比)に対して、ピーク面積比の変動が±15%以内(下限値濃度では±25%以内)を目安として同定する。

### 4.2.3 調査対象物質の定量

検量線から試料の検出量を求め(3.1 検量線の作成の項を参照)、分析した試料量から試料中の濃度を計算する。計算方法については「白本」に従うこと。ブランク値(操作ブランク、トラベルブランク)は差し引くが、MDL以下のブランク値は差し引かない。ブランク値がMDLの5倍以上検出される場合は異常値として扱う。

---

**注84** ノイズ幅(N)及びピーク高さ(S)は、一般に次のようにして求める。まず、ピーク近傍(ピーク半値幅の10倍程度の範囲)のノイズを計測し、その標準偏差の2倍をノイズ幅(N)とするか、経験的にノイズの最大値と最小値との幅はおおよそ標準偏差の5倍となるため、その幅の2/5をノイズ幅(N)とする。一方、ノイズの中央値をベースラインとし、ベースラインのノイズを基にピークトップを決めてこの幅をピーク高さ(S)とする。

### 4.3 精度管理

初期環境調査及び詳細環境調査における精度管理の概要について図 3-7 に示す。

#### 4.3.1 装置の安定性

1 日に 1 回以上、定期的に検量線の間程度濃度の標準溶液を測定して、調査対象物質及び内標準物質（シリンジスパイク内標準、サロゲート内標準）の感度が検量線作成時に比べ大きく変動していないことを下記の項目について確認する。調査対象物質と内標準物質との強度比である相対感度係数（RRF）が検量線作成時に比較して±20%の範囲を超えて変動する場合には、その原因を取り除き、それ以前の試験液を再測定する（場合によっては前処理操作から再分析する）。

（以下の全ての範囲内であることを原則とする）

- ① 一連の測定における感度変動が検量線作成時の相対感度に対して、±20%以内であること
- ② 一日の保存時間の変動が±5%未満、内標準物質との相対保持比が±2%未満であること
- ③ 対象物質の測定イオンおよび確認イオンのピーク面積比（I/Q 比）が標準物質のものと同様であること（±20%以下を目安とする）。

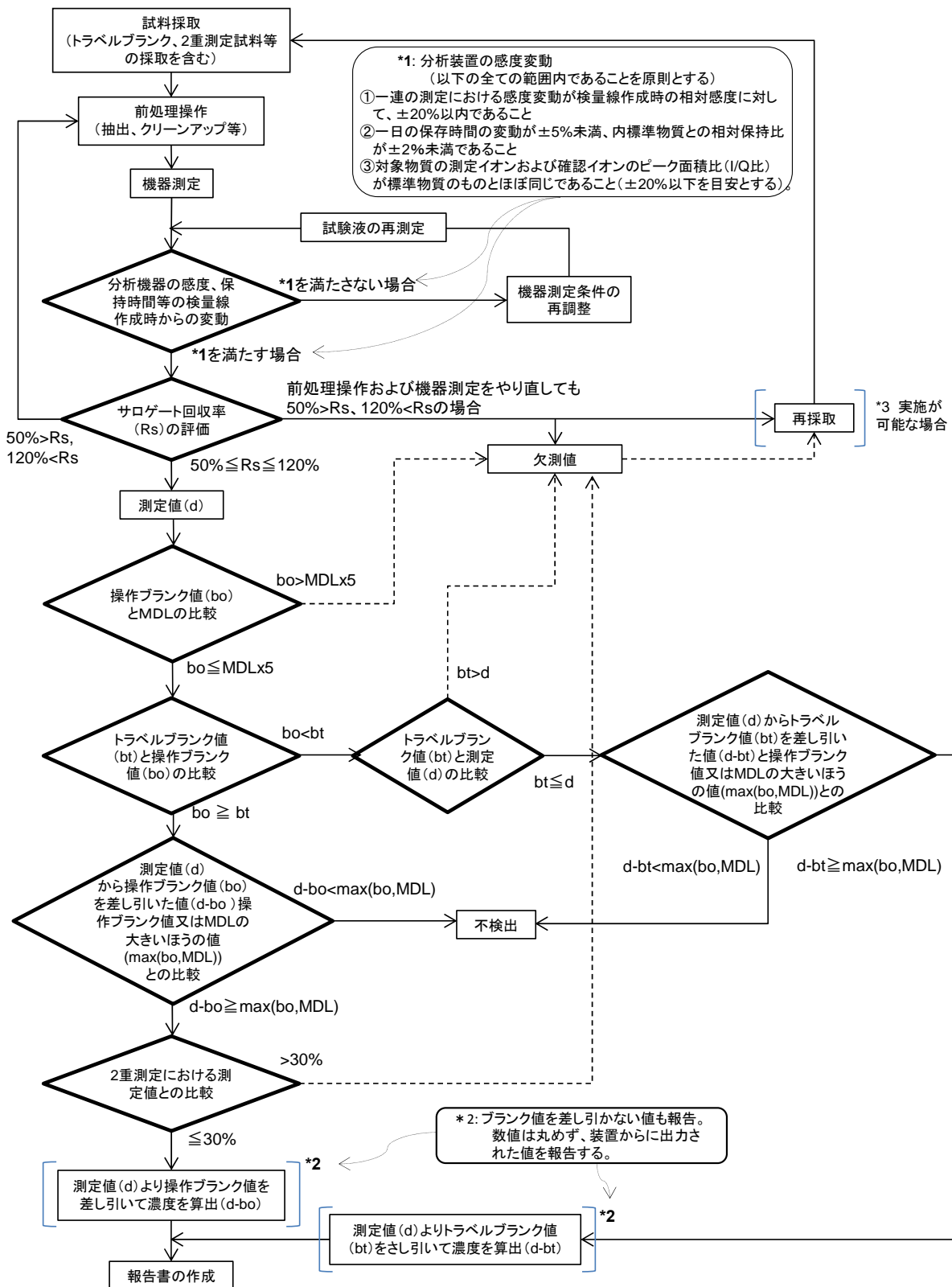


図 3-7 初期環境調査及び詳細環境調査における精度管理の概要



#### 4.3.2 操作ブランク試験

- 分析精度の管理上、操作ブランク試験は、10 試料毎に 1 回又は 1 日に 1 回（測定試料が 10 試料／日以下の場合）の試験頻度を目安に実施する（n=2 以上）。MDL 以上の操作ブランクが見られ、測定値の変動幅が 30%を超えるような場合は、追加測定を行うなどにより変動の確認が必要である。
- 操作ブランク値が MDL の 5 倍以上検出された場合には、ブランクが検出される原因を究明し、同時に処理及び分析を行った一連の試料を前処理操作から再分析する。
- 操作ブランクは、分析操作が適切に行われているならば、一定のゲタをはいた測定値（相加誤差）となる場合が多い。この相加誤差は、標準添加法によって補正することはできないため、操作ブランク試験の繰り返し試験を実施し、ブランク値が安定していることを確認できた場合にのみ、ブランク値を差し引くことで分析値を補正することが可能である。ただし、化学物質環境実態調査においては、ブランク値を差し引いた分析値とともに、ブランク値を差し引かない実測値（ブランク値も含む）と操作ブランク値を個別に報告することとなっていることに注意する。
- 共存成分が目的成分である調査対象物質と分析操作において同一の挙動をとることで、調査対象物質の測定に妨害が生ずるときは、共存成分の濃度に応じた正又は負の誤差を与え、妨害の程度によりその誤差の大きさが異なる。このような場合には、一般的な解決方法はなく、どのような試料であっても正確な値が得られるような特異性の高い分析方法を、新たに開発する必要が生じる。

#### 4.3.3 トラベルブランク試験

##### (1) 試験の目的

トラベルブランク試験は、試料採取準備時から試料測定時までの汚染の有無を確認するためのものであり、採取操作以外は試料と全く同様に扱い持ち運んだものを測定し、トラベルブランク値とする。

化学物質環境実態調査における水質試料及び大気試料の採取に対しては、調査対象物質によってトラベルブランク試験の実施が求められる場合がある。

##### (2) 試験の方法

- 水質試料の場合には試料採取用と全く同じ方法で洗浄、保管を行った試料容器を準備し、ブランク水を入れた試料容器又は空の試料容器を、また大気試料の場合には捕集材を、実験室から採取地点、採取地点から実験室まで採取操作以外は試料と全く同様に扱い、移送、保管する。水質の試料容器については、試料採取時に短時間だけ蓋の開閉を行う。また、密閉保管されている大気の捕集材等も試料採取時に一度開封後、再度密閉する。しかし、著しい二

次汚染が生じる可能性がある場合には、開閉作業を行わない場合もあるので、試験方法については、「白本」や「詳細要領」に記載がある場合にはその方法に従い、記載されていない場合には環境省の指示に従う。

- サロゲート内標準や酸化防止剤等を添加する採取方法の場合は、トラベルブランク試験においても試料と同じ方法で添加する。
- 調査地点が広範囲にわたる場合は、トラベルブランクの採取地点は、東西又は南北における遠隔地と都市部の採取地点を組み合わせるなど、調査を実施する全地点を代表できるよう、可能な限り広範囲にカバーすることが望まれる。
- 試料採取機関と分析担当機関が異なる場合には、トラベルブランク試験は、一連の試料採取において試料数の 10%程度の頻度を目安とし、少なくとも 3 試料以上行う。ただし、「白本」、「詳細要領」又は環境省の指示がある場合はそれに従う。
- 試料採取機関と分析担当機関が同一の場合は、「白本」、「詳細要領」又は環境省の指示に従って実施する。
- トラベルブランクが検出された場合は、その値が MDL の 5 倍を超え、試料濃度よりも高い場合には、異常値と判定される。トラベルブランク値 (bt) が MDL の 5 倍を超える場合でも、試料濃度が bt よりも高く、かつ操作ブランク値又は MDL の大きいほうの値よりも、試料濃度から bt を差し引いた値が大きい場合には、試料濃度から bt を差し引いた値を定量値とできる (図 3-7 参照)。

#### 4.3.4 二重測定

##### (1) 測定の目的

試料採取、前処理操作及び装置分析における総合的な信頼性を確保することが目的である。

##### (2) 測定の方法

- 大気試料に関しては、同一条件で採取した 2 検体について同様に分析し<sup>注85</sup>、水質、底質及び生物試料については、同一検体を用い、抽出操作から 2 回分析を行う。
- 二重測定の頻度は、年度内の調査で 10 試料毎に 1 回を目安に実施する。年度内の調査が 10 試料以内の場合も 1 回は必ず実施 (1 試料の場合も実施) し、MQL 以上の測定値について平均値を求め、各々の測定値の差が平均値の 30%以下であることを確認する。
- 測定値の差が平均値の 30%よりも大きい場合は、その原因を精査して取り除き、(場合によ

---

**注85** 複数のエアサンプラーを設置する場合、十分な間隔を設け、各サンプラー自体からの排気を互いに再度吸引しないように注意する必要がある。特に、HV エアサンプラー又は MV エアサンプラーで二重測定する場合は、注意する必要がある。「マニュアルに関する Q&A 集 (平成 18 年 2 月までに公開された「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」及び「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」に対する質問及び回答)」では、ハイボリュームエアサンプラー等による二重測定のサンプリング位置として、具体的な吸引量と距離との関係を示すデータはないが、平均的な風向きに対して並列に設置し、2 m 程度の間隔を置き、排気の再吸い込みに対して特に注意するとされている。

っては試料採取から)再分析する。

- 測定値の差の原因が採取時汚染などによると予測される場合は、報告書にその旨を記載し、一連の試料の測定値は欠測とする。

#### 4.3.5 サロゲート回収率

- サロゲート法では、サロゲート内標準の回収率が 50~120%の範囲内にあるか確認し、この範囲を超える場合は、(場合によっては試料前処理から)再分析する。改善が見られない場合は、分析方法の変更(クリーンアップの追加等)や測定条件の変更を検討した上で、再分析を行う。

### 4.4 ラウンドロビン試験

#### 4.4.1 試験の目的

一般的に、ラウンドロビン試験は各分析機関それぞれにおいて測定された調査結果が、他の機関で測定された結果に対して、どれぐらいの差異があり、その差異の原因を究明するために行われている。

初期環境調査及び詳細環境調査においては、提示された共通の分析法によって、異なる機関が測定を実施することになる。そのため、機関間の差異及びばらつきを把握することにより、測定結果に対する見直しを促すと共に、当該環境調査の集約された結果に対する信頼性を付与することを目的として実施されるものである。

#### 4.4.2 試験方法

- ラウンドロビン試験は、調査年度の初期環境調査及び詳細環境調査の測定対象となっている化学物質及び媒体について、標準物質を添加した抽出液や捕集材等を分析機関に配布し、分析機関から報告された分析結果を集計し、評価する。
- ラウンドロビンの測定結果は以下の手順に従って初期環境調査及び詳細環境調査結果に対する信頼性の評価を行う。
  - ① 定量結果算出に至る過程でのパラメータの誤記載の確認  
測定機関に連絡し、誤記の確認と修正を求める。
  - ② ロバスト法により  $z$  スコアを算出し、ISO/IEC 17043:2010 (JIS Q 17043:2011)<sup>注86</sup>の評価基準に従い  $z$  スコアが 2 を超える機関に対して、その状況を連絡する。
- 以上の評価過程を経た後、各調査対象物質の室間精度を求め、初期環境調査及び詳細環境調査結果に対する信頼性データとする。
- $z$  スコアの計算方法は以下のとおり。

**注86** ISO/IEC 17043:2010 (対応 JIS : JIS Q 17043:2011) Conformity assessment-General requirements for proficiency testing 「適合性評価—技能試験に対する一般要求事項」

$$z = (x - X) / \text{NIQR}$$

x : 分析機関の報告値

X : 参加分析機関全報告値の中央値

NIQR : Normalized Interquartile Range (正規四分位範囲)

$$\text{NIQR} = \text{IQR (四分位範囲)} \times 0.7413$$

IQR : Inter Quartile Range (四分位範囲)

$$\text{IQR} = \text{第3四分位点} - \text{第1四分位点}$$

○ ISO/IEC Guide43-1 に従った評価は以下のとおり。

$|z| \leq 2$  : 満足

$2 < |z| < 3$  : 疑わしい

$|z| \geq 3$  : 不満足

## 5 データの評価

操作ブランク値が大きい、二重測定の結果が大きく異なる、トラベルブランク値が大きいなど、精度管理上の基準を満たさない場合は、測定値の信頼性に問題があると考えられるため、欠測扱いとして（場合によっては試料採取から）再分析する。<sup>注87</sup>。また異常値や欠測値が出現した経緯を十分に検討し、記録に残して、以後の再発防止に役立てることが重要である<sup>注88</sup>。

### 異常値、欠測値と扱われる基準

- ① ブランク値：（操作ブランク、トラベルブランク）MDLの5倍以上検出される場合
- ② 二重測定：2つの測定値の差が平均値の30%以上
- ③ 回収率：70%未満 120%以上  
（サロゲート内標準の回収率では50%未満 120%以上）
- ④ 保存期間：白本の保存性試験結果から残存率が50%未満となることが懸念される日数を超えて保存し、測定した場合（その期間において試料保存性が保証される場合を除く）

なお、データを評価する際に、上記に該当しない事例に疑義が生じた場合は結果精査等検討会でその取り扱いを検討する。

---

**注87** 試料採取から再度実施するのは、多大な労力、時間、コストがかかるだけでなく、試料の採取時期が異なることから解析上の支障も生じ、調査全体の評価に影響することになる。したがって、事前のチェックを十分に行い、異常値や欠測値を出さないように注意する。

**注88** 大気採取機材の部品が製造過程で汚染され、その部品が汚染源となって、特定の時期に製造された機材のみ、調査対象物質が高濃度に検出された事例等もあるので異常値には注意を払う必要がある。

## 6 データの管理

試料採取及び運搬から試料調製、抽出、測定に至る過程の操作に関し、以下のデータを整理し、記録する。

初期環境調査及び詳細環境調査では、これらの記録について2年間は保管しておくことが義務付けられている。

### (1) 試料採取、保管、運搬の方法

- 装置や器具の特定（器具ロット番号など）、調整及び操作の状況
- 採取対象の条件及び状況（採取方法、採取地点、採取地点の緯度及び経度、採取日時等）
- 気象条件
- 容器等の取扱い及び保管の状況
- 試料の保存方法
- 運搬の方法

### (2) 試料に関する付加情報

- 水質：天候、色相、濁度、臭気、pH、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、懸濁物質(SS)、溶存酸素(DO)、塩化物イオン又は導電率(EC)、透視度(cm)（湖沼及び海域の場合は透明度(m)）、潮汐の状態（感潮域に限る）
- 底質：天候、気温(°C)、採取地点に係る表層の水温(°C)、透視度(cm)（湖沼及び海域の場合は透明度(m)）、色相、底質温度(泥温、°C)、採泥水深(m)、試料の一般的状況（外観、色相、臭気、夾雑物）、水分含量(必須)、強熱減量(必須)、泥分率
- 生物：
  - (1) 魚類及び貝類  
標準和名、採取日時、採取地域の名称と正確な位置（図面を添える）、天候等気象条件、体重、体長、年齢、性、水分含量、脂質重量、その他（地域区分、潮汐の状態、周辺環境、水深(m)、汚染の状況）
  - (2) 鳥類  
標準和名、採取日時、採取地域の名称と位置、天候等気象条件、体重、体長、年齢、性、水分含量、脂質重量
- 大気：天候、気温(°C)、湿度(%)、気圧(kPa)、風向、風速(m/s)、採取流量(L/min)、採取流量又は採取空気量の補正方法、採取空気量並びに周辺の地形・道路等の状況（例：主要な道路からのおおよその距離(m)及び交通量等）

### (3) 検体の調製の条件と方法

- 水質：ろ過の有無及びその方法等
- 底質：間隙水除去の有無及びその方法並びに乾燥の有無及びその方法等
- 生物：試料を採取した部位及びその方法等、ホモジナイザー機種等

#### (4) 検体の前処理法（抽出、クリーンアップ、濃縮操作等）

- 変更、改良、改善点及びその検証結果
- 抽出操作日、分析日等、前処理及びその測定記録
- 粗抽出液及び試験液の保存方法
- その他特記事項

#### (5) 前処理・分析装置の操作条件及び校正記録

- 製造メーカー、製品番号及び動作状況等
- 維持管理記録

#### (6) 測定値を得るまでの各種の数値

- 分析試料量、抽出液量及び濃縮率等
- 各装置の設定条件等

## 7 報告書の作成

- 「詳細要領」に従い、記載漏れがないように、報告書を作成する。図 3-8 に報告結果を精査するために整理されたワークシートの例を示す。
- 報告結果が精査する際の確認手順を《参考資料》として図 3-9 から図 3-12 に示す。
- 化学物質環境実態調査の分析結果については、デジタル報告では数値は丸めずに報告し、印刷物は有効数字二桁に丸めて報告する注89。
- 操作ブランクが検出されている場合には、ブランク値を差し引いた分析値とともに、ブランク値を差し引かない実測値（ブランク値も含む）と操作ブランク値をすべて報告することとなっているので注意すること。
- 平均値を算出する場合に、MDL 未満の値を含む場合は、MDL 未満の試料の値を MDL の 1/2 として算出し、MDL 以上 MDL 未満の値を含む場合は、そのままの値を用いて平均値を算出する。
- 書面の報告書に添付する標準試料のクロマトグラムは代表例で良いが、デジタル報告では精度管理時、実試料測定時の標準試料の検量線ブランク溶液及び検量線最低濃度溶液のクロマトグラムを必ず掲載すること（当該測定での保持時間、最低濃度におけるピーク形状及び S/N

**注89** これは、精査の過程において、専門家からの指摘に基づき 数値の見直しが行われることがあり、この見直しにおいて丸めの誤差を防ぐことが目的である。

を確認するため。実試料測定が複数バッチとなる場合は、すべてのバッチについて提出する)。

- 同一の調査地点<sup>注90</sup>より採取された試料から調製された検体の測定値に大きな差が見られるときは、発生源の影響、汚染/交叉汚染等、可能性のある原因について考察する。
- 分析機関においては、「手引き」に記載されている分析精度を維持・管理し、自機関内で運用されている品質管理手順書等に従い、結果報告書についても品質の確保に努める。

---

**注90** 調査地点の考え方、調製する検体数は「詳細要領」を参照する。

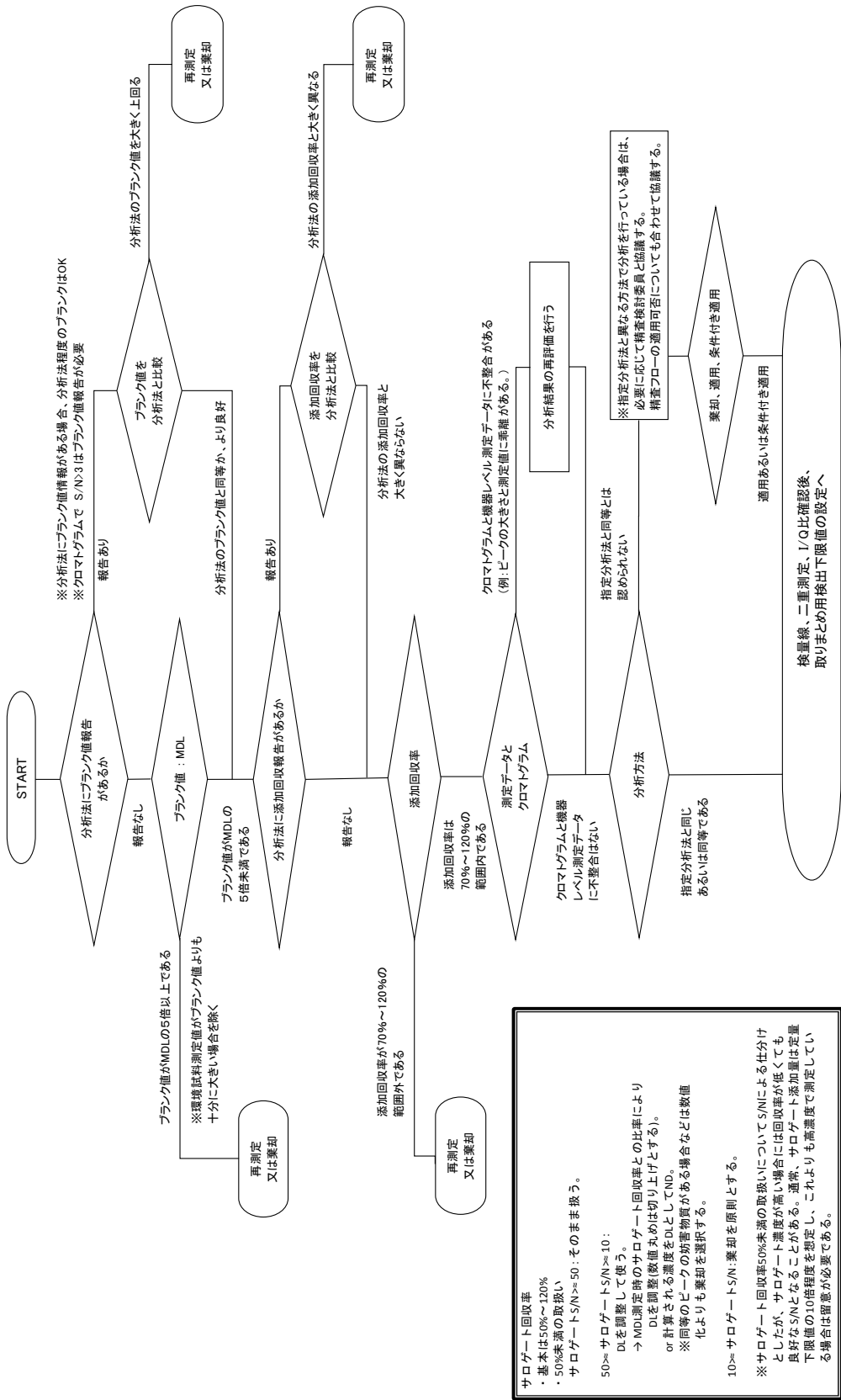
【C08水質】ニトリロ三酢酸						〇〇研究所													
基本情報	調査名	2 詳細環境調査			要求感度	1,800 ng/L	捕集・採取量 100mL												
	物質	C08	ニトリロ三酢酸		IDL	3.1 ng/mL	粗抽出												
	媒体	1	水質		IDL-C	31 ng/L	抽出 固相抽出 (Sep-Pak Plus PS-2を1本とSep-Pak AC-2を2本計3本連結)、 ろ液/精製水(1:1)溶出												
	分析機関	〇〇研究所			MDL	31 ng/L	クリーンアップ等 メチルエステル誘導体化(三フッ化ホウ素メタノール/固体メタノール溶液)、ジクロロメタン溶出												
	指定分析法	28年度	205	ページ	MQL	81 ng/L	前処理 サロゲート、内標準添加												
	開発自治体等	新潟県					測定機器 GC/MS-SIM												
分析情報	項目	内容		単位	分析基準	評価	備考	分析法値											
	分析方法	28年度					採取から抽出まで最大7日、抽出から分析まで最大7日、(白本保存性試験)試料7日後残存率河川水103%、海水90%、標準液で30日まで減少なし。	*全般/添加回収試験 添加回収試験を省略した。 *全般/その他(分析法以外) 報告値は全てNTAの濃度に換算した値です。											
	変更点	なし																	
	試料量	100	mL	100															
	最終液量	1	mL	1															
	換算倍率	100	倍																
	注入量	1	μL	1															
	測定機器	GC/MS-SIM			GC/MS-SIM														
	抽出日付	2017/10/10		~	2017/12/19														
	分析日付	2017/10/17		~	2017/12/19														
検査線	濃度点数	7	点	5点以上	○	ニトリロ三酢酸三ナトリウム標準液30~500 ng/mLで検査線を作成しているが、ニトリロ三酢酸に換算して22~372 ng/mLとなる。													
	濃度範囲	22 - 372	ng/mL	最低濃度≧IDL×5			1点目	2点目	3点目	4点目	5点目	6点目	7点目	8点目					
	クロマト有無	3点					濃度	0	22	45	74	111	149	223	372				
	S/N(最低濃度)	16		Std 0 を除く			報告ありに○	○	○				○						
	適用試験						試験名	実試料時	実試料時	実試料時	IDL	実試料時	実試料時	MDL					
	直線性 (R2)	0.9989 - 0.9999		>0.99	○		R2	0.9999	0.9992	0.9996	0.9998	0.9998	0.9996	0.9989					
	傾き	1.031 - 1.125			○		傾き	1.125	1.086	1.031	1.032	1.073	1.073	1.100					
	傾き	-0.006 - 0.006		限りなく0に近い	○		切片	-0.005	-0.002	0.006	-0.005	-0.002	0.002	-0.006					
	最低濃度のAs/Ais	0.051 - 0.058		*切片との比較用	○		最低濃度のAs/Ais等	0.0551	0.0563	0.0546	0.0534	0.0536	0.0579	0.0512					
	傾きの変動範囲	5%		20%以内	○		傾き	平均	0.798	最小	0.766	4.1%	最大	0.836	4.7%				
切片 vs As/Ais	-12% - 10%		10%未満	△	切片割合	-8.9%	-3.1%	10.4%	-10.1%	-3.3%	4.0%	-11.6%							
操作ブランク	測定数	14回		2回以上	○	操作ブランクは実試料の抽出日ごと(各2回、計16回)実施、MDL測定時に2回実施し、クロマトはすべて添付あり。	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目					
	検出状況	0.00 - 0.00	ng/L	MQL以下	○		測定結果	0	0	0	0	0	0	0	0				
	クロマト有無	16点			○		報告ありに○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	適用試験				○		試験名	実試料時	実試料時	実試料時	実試料時	実試料時	実試料時	実試料時					
	S/N	0 - 0			○		S/N	0	0	0	0	0	0	0	0				
	サロゲート回収率	55% - 93%、平均76%		50 - 120%	○		サロゲート回収率	55%	58%	84%	84%	57%	60%	83%	88%				
添加回収	測定数	7回	回	3回以上	○	MDL測定時の回収率を採用。	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目					
	添加濃度	208	ng/L	MDLの30倍程度			測定結果	196	190	208	193	196	204	184					
	クロマト有無	1点					報告ありに○	○											
	S/N	13			○		測定値平均	196.012	標準偏差	8.093									
	RSD	4.1%			○		個別の回収率	94%	91%	100%	93%	94%	98%	88%					
	回収率	88% - 100%、平均94%		70 - 120%	○		個別結果	102%	102%	84%	97%	101%	93%	101%					
IDL測定	サロゲート回収率	84% - 102%、平均97%		50 - 120%	○	操作BL測定値	0	0											
	操作ブランク	0.0 - 0.0 平均0.0	ng/L	BL<0時、1回以上	○	無添加測定値	0	0											
	無添加試料	0.0 - 0.0 平均0.0	ng/L	添加試料が環境試料である場合、1回以上	○	測定結果	21.39	21.93	21.50	23.56	21.91	21.25	21.44						
	試料種類	河川水			○	報告ありに○	○												
	コメント	MDL測定の際の回収率が許容範囲内(平均94.2%)であったため、添加回収試験を省略した。						測定値平均	21.85	標準偏差	0.79								
	注入濃度	22.3	ng/mL	IDLの5倍程度	○	クロマトグラム一点	0.1	L	最終液量	1	mL								
MDL測定	クロマト有無	1点			○	単位換算係数	1	倍											
	S/N	16		10程度	○	測定結果	196	190	208	193	196	204	184						
	RSD	3.6%			○	報告ありに○	○												
	IDL	3.1	ng/mL	5.2	○	測定値平均	196.0	標準偏差	8.1										
	IDL試料換算値	31	ng/L	52	○	サロゲート回収率	102%	102%	84%	97%	101%	93%	101%						
	コメント	注入濃度はIDLの7倍程度であるがS/Nは適正と判断される。31 < 5.2 ng/mL(分析法)						BL測定結果	0.000	0.000									
環境試料	検体数	30	自治体	地点		調査日	抽出日	分析日	試料番号	測定値	検出下限値	クロマト有無	S/N	サロゲート回収率	操作ブランク	評価			
	検出検体数	27	北海道	石狩川	石狩河口橋	H29.11.10	H29.11.13	H29.11.20	dW1	336	31	有(1点)	>10	92%	0	① 採取から抽出まで最大7日、抽出から分析まで最大7日まで問題なし。 ② トラブルブランク、操作ブランクともにピークは認められない。			
	地点数	25	岩手県	豊沢川(花巻市)	H29.10.4	H29.10.10	H29.10.17	dW6	130	31	有(1点)	>10	59%	0					
	検出地点数	25	仙台市	広瀬川広瀬大橋	H29.11.14	H29.11.20	H29.11.20	dW9	107	31	有(1点)	>10	93%	0					
	最小値 ng/L	50	秋田県	秋田運河(秋田市)	H29.10.11	H29.10.17	H29.10.17	dW10	1,032	31	有(1点)	>10	73%	0					
	最大値 ng/L	4,500		秋田運河(秋田市)トラブルブランク	H29.10.11	H29.10.17	H29.10.17	dW	0	31	有(1点)	>10	93%	0					
			茨城県	利根川河口かもめ大橋(神栖市)	H29.11.17	H29.11.20	H29.11.20	dW45	339	31	有(1点)	>10	82%	0					

図 3-8 初期環境調査及び詳細環境調査における報告結果精査シート (例)



# 化学物質環境実態調査結果の精査における確認手順について

・IDL、MDLは「化学物質環境実態調査実施の手引(平成27年度版)」に示された方法で算出する。



**サロゲート回収率**  
 ・基本は50%~120%  
 ・50%未満の取扱い  
 サロゲートS/N>=50:そのまま扱う。  
 50≧サロゲートS/N>=10:  
 DLを調整して扱う。  
 → MD測定時のサロゲート回収率との比率により  
 DLを調整(数値丸めは切り上げとする)。  
 or 計算される濃度をDLとしてND。  
 ※同等のピークの妨害物質がある場合などは数値化よりも棄却を選択する。  
 10≧サロゲートS/N:棄却を原則とする。  
 ※サロゲート回収率50%未満の取扱いについてS/Nによる仕分けとしたが、サロゲート濃度が薄い場合には回収率が低くても良好なS/Nとなることがある。通常、サロゲート添加量は定量下限値の10倍程度を想定し、これよりも高濃度で測定している場合は留意が必要である。

図 3-9 化学物質環境実態調査の精査における確認手順について

取りまとめ用検出下限値の設定フロー

分析法の同等性とIDL測定	MDL測定	操作ブランク値	クロマトグラムの妥当性 (形状, 妨害, RT, 回収率)	取りまとめ用検出下限値	取りまとめタイプ	備考
分析法と同等及びIDL試料換算値を満足する  実施  実施して信頼性が不足	未実施	操作BL < 分析法MDL	クロマトグラムの妥当性 (形状, 妨害, RT, 回収率)  結果精査等検討会でその取扱いを総合的に検討する	分析法MDL	1	留意事項等の「クロマトグラムの妥当性に問題がある場合の検出下限値の取り扱い」参照  分析法MDLの適用が適当でないと思われる場合は、他機関の測定MDLを用いることも可とする。 例1) 淡水と海水でMDLに顕著な差が認められるが、分析法では淡水のみ試験している場合。 例2) 分析法MDL未満たが明瞭なピークが認められ、信頼性のある高感度の測定MDLが他機関であり、当該機関のIDLが測定MDL更し実施機関と同等か、より良好である場合。
		操作BL > 分析法MDL		BL値(算出MDL)又は分析法MDLの高い方の値	2	
	操作BL < 測定MDL	測定MDL		3		
	操作BL > 測定MDL	BL値(算出MDL)又は測定MDLの高い方の値		4		
	操作BL < 分析法MDL	分析法MDL		1		
	操作BL > 分析法MDL	BL値(算出MDL)又は分析法MDLの高い方の値		2		
	操作BL < 測定MDL	測定MDL		3		
	操作BL > 測定MDL	BL値(算出MDL)又は測定MDLの高い方の値		4		
	検量線最低濃度未滿	検量線最低濃度		5		
	検量線最低濃度以上	検量線最低濃度の高い方の値		6		
1. 分析法と同等及びIDL試料換算値を満足しない 2. 分析法と同等とは認められない 1. 実施して信頼性が不足 2. 未実施	信頼性がある  信頼性が不足	操作BL < 測定MDL  操作BL > 測定MDL  検量線最低濃度未滿  検量線最低濃度以上	問題なし  問題あり	MDL測定値の信頼性の判定基準は次のとおりとする。 i) 回数 繰り返し試験回数が7回以上であること。 ii) 変動係数 (GC, LC) 5~15%、(ICP) 1%程度。GC, LCでは極端に低い場合(2%程度以下)はMDLの取り扱いに留意する。 iii) クロマトグラム形状 妨害が無く、S/N 10~20程度までを適当とする。 S/Nが大きい場合、要求感度 > MDL測定結果である場合は、その値の採用も可能とする。 iv) 回収率 70~120%の範囲内であること。		
1. 分析法と同等及びIDL試料換算値を満足しない 2. 分析法と同等とは認められない 1. 実施して信頼性が不足 2. 未実施	実施して信頼性がある	操作BL < 測定MDL  操作BL > 測定MDL  検量線最低濃度未滿  検量線最低濃度以上	問題なし  問題あり	分析法の同等性の判定基準は次のとおりとする。 i) 分析フロー 前処理のフローに変更の無いこと。ただし、感度向上に資するための試料量、濃縮率の変更等、手引きで許容する範囲の変更は「フローの変更」には該当しないものとする。 ii) GC, LC共通事項 i) GC, LC共通事項 保持時間が日本10分に比し3~4分。カラム、昇温条件、グラディエント条件は、検出器でのピーク形状が良好であれば、特に問わない。 iii) MS事項 感度の違いは使用機種に依存しているため、特に問わない。		

\* BL測定値が7以上で管理されている場合は算出MDLを用いる(変動20%以内の場合。変動20%以上ではBL値を用いる。)  
 ※ 算出MDLとはS/N>10(定量レベル)のBL又は無添加試料の測定値が7以上ある場合、そのBL又は無添加試料から求めたMDLをいう。  
 ※ 「IDL試料換算値比較が満足しない」とは、概ね20%以上高い場合とする。

図 3-10 化学物質環境実態調査の精査における取りまとめ用検出下限値の設定フロー

取りまとめ用検出下限値別の分析法・IDL測定・MDL測定・ブランク・クロマトグラム妥当性一覧

取りまとめ タイプ	取りまとめ用検出下限値	分析法		IDL測定		MDL測定			ブランク		
		指定分析法と同等の分析を 実施しているか	IDL計測換算値が分析法値と 同等あるいは良好か	実施しているか	測定値の信頼性は どうか	結果は指定分析法と 比べてどうか	設定予定の検出下限値と 比べてどうか				
1	分析法MDL	同等	良好	未実施	---	---	---	---	分析法MDL未満		
										実施	不足
2	BL値(算出MDL)又は分析法MDLの高い方の値。	同等	良好	未実施	---	---	---	---	分析法MDL以上		
										実施	不足
3	測定MDL	同等	良好	実施	あり	測定MDL < 分析法MDL	---	---	測定MDL未満		
										分析法値よりも悪い	---
										---	
										---	
4	BL値(算出MDL)又は測定MDLの高い方の値。	同等	良好	実施	あり	測定MDL < 分析法MDL	---	---	測定MDL以上		
										分析法値よりも悪い	
										---	
										---	
5	検量線最低濃度値	同等	分析法値よりも悪い	未実施	---	---	---	---	検量線最低濃度未満		
										実施	不足
										未実施	---
										実施	不足
6	BL値(算出MDL)又は検量線最低濃度の高い方の値	同等	分析法値よりも悪い	未実施	---	---	---	---	検量線最低濃度以上		
										実施	不足
										未実施	---
										実施	不足

図 3-11 化学物質環境実態調査の精査における取りまとめ用検出下限値別の分析法・IDL測定・MDL測定・ブランク・クロマトグラム妥当性一覧



## 【参考文献】

L.A. Currie (1997), Detection: International update, and some emerging di-lemmas involving calibration, the blank, and multiple detection decisions. *Chemometrics and Intelligent Laboratory Systems*, 37: 151-181 ([http://www.chemometry.com/Index/Links and downloads/Papers/Currie, chemolab, 37 \(1997\) 151.pdf](http://www.chemometry.com/Index/Links%20and%20downloads/Papers/Currie,%20chemolab,%2037%20(1997)%20151.pdf))

Report of the Federal Advisory Committee on Detection and Quantitation Approaches and Uses in Clean Water Act Programs (<http://water.epa.gov/scitech/methods/cwa/det/upload/final-report-200712.pdf>)

ISO/IEC 17043:2010 (対応 JIS : JIS Q 17043:2011) Conformity assessment-General requirements for proficiency testing 「適合性評価－技能試験に対する一般要求事項」 ([http://www.jtcm.or.jp/library/new/7\\_kikaku/publication/1203/1203\\_kikakukijyun.pdf](http://www.jtcm.or.jp/library/new/7_kikaku/publication/1203/1203_kikakukijyun.pdf))



# 第4章 分析法開発

## 目次

第4章 分析法開発 .....	117
1 調査計画 .....	117
1.1 調査対象物質及び調査対象媒体 .....	117
1.2 情報収集 .....	117
1.3 開発計画 .....	120
2 採取機材、試料容器、試薬等の準備 .....	121
2.1 採取に用いる機材等 .....	121
2.2 採取機材、試料容器、捕集材等の洗浄・保管 .....	121
2.3 試薬類の準備 .....	121
2.3.1 標準物質（溶液） .....	121
2.3.2 その他の試薬類 .....	122
3 測定機器条件の最適化 .....	123
3.1 機器の調整 .....	123
3.2 検量線の作成 .....	123
3.2.1 絶対検量線法 .....	124
3.2.2 内標準法 .....	124
3.2.3 サロゲート法 .....	126
3.2.4 相対感度係数法（RRF法） .....	128
3.2.5 標準添加法 .....	129
3.3 検出機器の性能確認（IDL及びIQLの測定及び算出） .....	130
3.3.1 IDL及びIQLの測定及び算出の目的 .....	130
3.3.2 IDL及びIQLの算出試験 .....	131
3.3.3 水質、底質及び生物の測定におけるIDLの算出事例 .....	132
3.3.4 大気系におけるIDL試料換算値の算出方法 .....	134
3.3.5 IDLの確認試験 .....	135
4 分析方法の検討 .....	135
5 分析方法の確認 .....	135
5.1 MDL及びMQLの測定及び算出 .....	135
5.1.1 MDL及びMQLの測定及び算出の目的 .....	135
5.1.2 MDL及びMQLの測定及び算出方法 .....	136
5.1.3 MDL算出用試料の選定及び調製方法 .....	136
5.2 添加回収試験 .....	138
5.2.1 試験の目的 .....	138
5.2.2 試験方法 .....	138
5.3 操作ブランク試験 .....	141
5.3.1 試験の目的 .....	141
5.3.2 試験方法 .....	142
5.3.3 ブランク水 .....	142

5.3.4	ブランクの汚染源と低減方法等	142
5.3.5	トラベルブランク	144
5.3.6	MDLを超えるブランクが検出される場合の定量方法	144
5.4	分解性スクリーニング試験（簡便法）	145
5.4.1	試験の目的	145
5.4.2	試験方法	145
5.5	試料保存性試験	147
5.5.1	試験の目的	147
5.5.2	試験方法	147
5.6	再現性の確認方法	149
6	報告書の作成	149



## 第4章 分析法開発

第4章では、分析法開発担当者を対象に、分析法開発の計画から報告書作成までの手順及び注意点についてまとめている。

化学物質環境実態調査における分析法開発の流れは図4-1に示したとおりである。

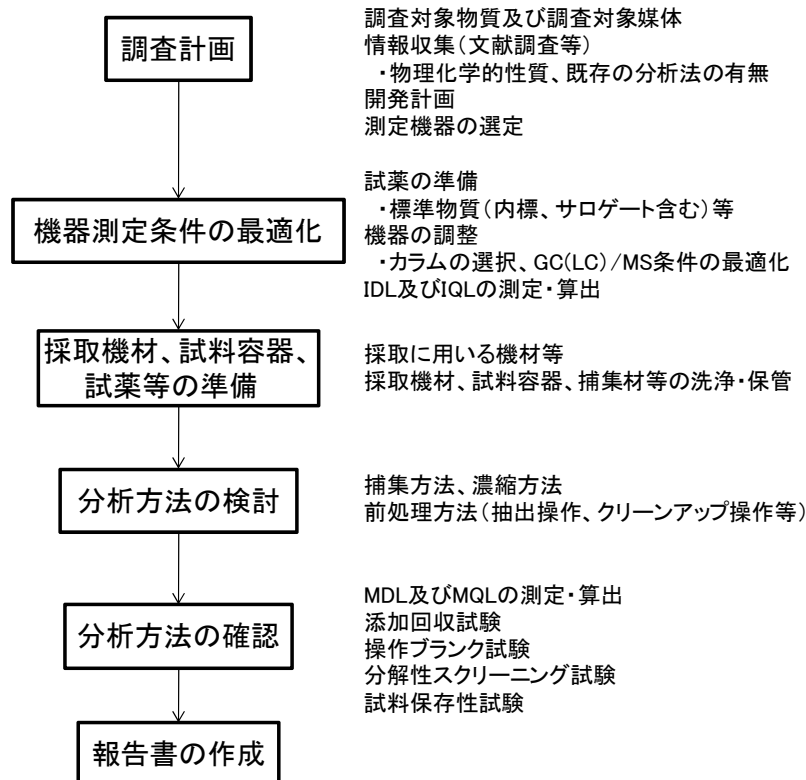


図4-1 化学物質環境実態調査に係る分析法開発の流れ

### 1 調査計画

#### 1.1 調査対象物質及び調査対象媒体

調査対象物質及び調査媒体は、「詳細要領」に基づくものとする。

#### 1.2 情報収集

- 調査対象物質の既存の分析方法、物理化学的性質、用途、毒性情報等について、「分析法開発対象物質に係る各種参考情報」を参考しつつ、必要に応じ最新の文献情報等を調査、収集する。
- 本調査で開発された分析法、及び、調査の実施後結果精査等検討会に指摘された事項は、下記サイトに収録されている。また、本調査の過年度の結果の概要、PRTR 排出データ、農

薬の出荷量、物理化学的性質や毒性情報等が収録されている。

- ◇ 化学物質データベース (Webkis-plus) : 国立研究開発法人 国立環境研究所 (NIES)  
(<https://www.nies.go.jp/kisplus/>)
- US EPA により開発された汚染物質の濃度を測定するための承認された方法が分類、整理されている。例えば、水質浄化法第 304 条 (h) に基づいて公布された分析法として、廃水、環境水、堆積物、下水汚泥などの媒体中の化学的および生物学的汚染物質の測定法が整理されている。
- ◇ Environmental Measurements and Modeling - Collection of Methods : US EPA  
(<https://www.epa.gov/measurements-modeling/collection-methods>)
- ◇ Clean Water Act Analytical Methods : US EPA  
(<https://www.epa.gov/cwa-methods/approved-cwa-chemical-test-methods>)
- 対象物質あるいは類似物質に農薬としての用途がある場合には、農薬の分析方法が参考になる。
- ◇ (参考) 旧作物残留に係る登録保留基準試験法 : 環境省  
([http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/law\\_data/e348kk0046.htm](http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/law_data/e348kk0046.htm))
- ◇ 食品に残留する農薬等の試験法 : 厚生労働省  
([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/zanryu/zanryu3/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/zanryu/zanryu3/index.html))
- ◇ GC/MS による農薬等の一斉試験法 (農産物) : 厚生労働省  
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000075497.html>)
- ◇ 水質管理目標設定項目の検査方法 : 厚生労働省  
(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000102486.pdf>)
- 各法規制等の概要や関連リンク等については、下記のサイトが有用である。また、各種の試験結果・試験報告書が公開されており、試験条件下での化学物質の分析方法が参考になることがある。
- ◇ 化学物質総合情報提供システム (CHRIP) : 独立行政法人 製品評価技術基盤機構 (NITE)  
(<http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html>)
- ◇ 化審法データベース (J-CHECK) : 厚生労働省・経済産業省・環境省、独立行政法人 製品評価技術基盤機構 (NITE)  
([http://www.safe.nite.go.jp/jcheck/top.action?request\\_locale=ja](http://www.safe.nite.go.jp/jcheck/top.action?request_locale=ja))
- 化学物質情報の専門ポータルサイトで、国公立研究機関、情報機関が保有する化学物質にたいするリンク機能がある。化学物質の構造情報、類似物質検索、関連文献情報は下記のサイトが有用である。J-GROBAL では、構造式の完全一致、部分一致からの検索ができる。OECD eChemPortal では、CESAR, Chemicals Dashboard, ChemInfo, Combined Exposures,

ECHA C&L inventory, ECHA CHEM, ECHA REACH, EFSA Open Food Tox, EnviChem, EPA HHBP, EPA OPPALB, ETOX, GDL, GHS-J, HPVIS, HSDB, HSNO CCID, IGS, INCHEM, INERIS-PSC, IPCHEM, J-CHECK, JECDB, NICNAS IMAP, NICNAS Other, NICNAS PEC, OECD HPV, OECD SIDS IUCLID, SPIN, U.S. EPA ECOTOX, UK CCRMP Outputs, US EPA IRIS, US EPA SRS へのリンク情報が提供されている。ケミココにはモニタリング情報も収録されている。

- ◇ J-GROBAL : 国立研究開発法人 科学技術振興機構 (JST) (<https://jglobal.jst.go.jp/> 化学物質の検索は <https://jglobal.jst.go.jp/#%7B%22category%22%3A%227%22%7D>)
- ◇ ケミココ : 環境省 (<http://www.chemicoco.env.go.jp/>)
- ◇ 化学物質リンクセンター : 国立研究開発法人科学技術振興機構(<http://chemlink.jp/>)
- ◇ eChemPortal : OECD (<https://www.echemportal.org/echemportal/substance-search>)
- 物理化学的情報や毒性情報について、化学構造から予測を無料で行えるソフトウェアが利用できる。
  - ◇ EPI Suite :US EPA  
(<https://www.epa.gov/tsca-screening-tools/epi-suitetm-estimation-program-interface>)  
\* logKow、水溶解度、ヘンリー定数、生分解性、大気中での反応速度、環境運命モデル、生態毒性などの推定プログラム (KOWWIN™、AOPWIN™、HENRYWIN™、MPBPWIN™、BIOWIN™、BioHCwin、KOCWIN™、WSKOWWIN™、WATERNT™、BCFBAF™、HYDROWIN™、KOAWIN、AEROWIN™、WVOLWIN™、STPWIN™、LEV3EPI™、ECOSAR™) を実行できる。
  - ◇ ACD/ChemSketch:ACD/Labs.com  
(<http://www.acdlabs.com/resources/freeware/chemsketch/>)  
\* 学術、個人的使用に限り無料で利用できる機能制限されたバージョンがある。機能制限のないデモバージョンの提供がある。構造式の描画、IUPAC 名への変換、物理化学的性状、logP, logD, pKa の予測等の機能がある。
  - ◇ KATE 生態毒性予測システム:環境省 (<https://kate.nies.go.jp/index.html>)  
\* 藻類、ミジンコ、魚類への毒性を予測する。
- 安全性データシート
  - ◇ International Chemical Safety Cards (ICSC : 国際化学物質安全性カード : 国際労働機関 (ILO) と世界保健機関 (WHO))  
([https://www.ilo.org/safework/info/publications/WCMS\\_113134/lang--en/index.htm](https://www.ilo.org/safework/info/publications/WCMS_113134/lang--en/index.htm))  
\* 化学物質に関する基本的な安全性と健康情報を明確かつ簡潔な方法で提供することを目的としたデータシート。職場での化学物質の安全な使用を促進を目的にしている。対象物質や分析に使用する試薬の物性値、性情、取り扱い等についての情報が入手できる。
- 化学物質の化学物質の構造式、スペクトル情報等

- ◇ IUPAC-NIST Solubility Database : International Union of Pure and Applied Chemistry (IUPAC) ・ National Institute of Standards and Technology (NIST) (<http://srdata.nist.gov/solubility/>)
  - DSSTox database: US EPA (<https://comptox.epa.gov/dashboard>)
- ◇ NIST Chemistry WebBook : National Institute of Standards and Technology (NIST) (<http://webbook.nist.gov/chemistry/>)
- ◇ NIST Polycyclic Aromatic Hydrocarbon Structure Index Database : NIST (<https://pah.nist.gov/>)
- ◇ 有機化合物のスペクトルデータベース (SDBS) : 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 (AIST) ([http://sdb.sdb.aist.go.jp/sdb/cgi-bin/cre\\_index.cgi](http://sdb.sdb.aist.go.jp/sdb/cgi-bin/cre_index.cgi))
- その他
  - ◇ 既存化学物質毒性データベース (JECDB : Japan Existing Chemical Data Base) : 国立医薬品食品衛生研究所 (NIHS) ([http://dra4.nihs.go.jp/mhlw\\_data/jsp/SearchPage.jsp](http://dra4.nihs.go.jp/mhlw_data/jsp/SearchPage.jsp))
  - ◇ 高分子データベース (PoLyInfo) : 国立研究開発法人物質・材料研究機構 (NIMS) (<http://polymer.nims.go.jp/>)
- PubChem: NIH National Library of Medicine (<https://pubchem.ncbi.nlm.nih.gov/>)
  - \*主に低分子を対象としているが、ヌクレオチド、炭水化物、脂質、ペプチド、化学修飾された高分子なども含まれている。化学構造、識別子、化学的および物理的特性、生物活性、特許、健康、安全性、毒性データ、その他多くの情報が収集されている。
- 化学構造式を smiles 形式に自動変換してくれるサイト
  - ◇ Online SMILES Translator and Structure File Generator:NIH National cancer Institute (<https://cactus.nci.nih.gov/translate/>)
    - \*構造式を入力し SMILES を取得できる。上記の KATE の構造式の入力にも利用されている。

### 1.3 開発計画

- 新規開発される分析法は調査を実施する地方自治体の分析機関等で幅広く実施できる方法で高感度であることが望ましい。
- 調査目的によって調査対象物質の分析方法に要求される感度は異なり、初期環境調査及び詳細環境調査では調査対象物質の MDL、モニタリング調査では MQL が、環境省から要望された検出感度（要求感度）を満たさなければならない。ただし、調査対象物質が環境中に十分検出できる濃度で存在し、定量可能である場合は、MDL、MQL が要求感度を満たさなくても良いが、測定値からブランク値を引いた値は、MQL を超える必要がある。このような場合は、その根拠とデータを添付して報告する。
- 分析に供する試料量の目安は、水質：100 mL～1000 mL、底質：5～10 g（乾燥重量）、大

気：144 L～1440 L（採取流量：0.1 L/min～1 L/min、24 時間採取）、生物：5～20 g（湿重量）とし、妥当でないと考えられる場合は、調査対象物質の物性や要求感度、試料の状況、分析方法の制約などを勘案して採取量を決定する。

- 異性体が存在する場合は、調査対象物質と分離可能なことを確認するとともに、可能な限り同時に分析法の検討を行うのが望ましい。
- 複数の調査対象物質が分析法開発の対象となる場合については、同時に分析が可能な一斉分析法の検討を可能な限り行う。
- 開発対象物質によっては（物理化学的性質から、分析法開発が困難であることが予想される物質等）多くの時間と労力が必要となる場合があるため、開発を効率的に実施できるよう開発計画を立てる。
- 分析法開発対象には、分解性や反応性の高い物質もあり、分解性スクリーニング試験や保存性試験結果から分析法開発が困難と判断される場合もある。分析法開発が困難と判断される要件は以下のとおりであり、開発中止の最終判断は分析法開発検討会議で決定する。
  - ◇ 分解性が高く、試料採取から分析までの時間内で分解する物質で、酸化防止剤等の安定化剤による分解防止効果も認められない物質
  - ◇ 抽出（底質）・捕集（大気）が困難な物質
  - ◇ ブランク試料から高濃度に検出され、低減化の効果が得られず、予想される環境濃度がブランク値と同等か低いレベルである物質（妨害物質との分離が困難な場合を含む）

## 2 採取機材、試料容器、試薬等の準備

### 2.1 採取に用いる機材等

分析法開発段階でも検討に使用する環境試料の採取や大気試料の添加回収試験、MDL 試験の実施に用いる機材の準備が必要となる。環境試料採取用機材、試料容器等については**第 2 章 1.2、2.2、3.2 採取機材、試料容器、試薬等の準備**を参照の上準備すること。

### 2.2 採取機材、試料容器、捕集材等の洗浄・保管

試薬ブランク、装置ブランク、器具ブランク等（**5.3 操作ブランク試験**参照）の汚染低減の方法を確立することが必要な場合を考慮し、生じるかも知れない汚染について、機材・器具の洗浄、保管方法などを分析法開発時に考慮しておく。

### 2.3 試薬類の準備

#### 2.3.1 標準物質（溶液）

- 標準物質、標準溶液は可能な限り純度の高い標準物質を用い、製造機関、ロット、供給元、調製方法及び日時などの記録を適切に行い、調製した標準溶液の有効期限を明確にしておく。

長期に保管している場合は使用前に濃度を確認する。

- 内標準物質の選定に当たっての条件は以下のとおり。
  - ① 調査対象物質と区別できること
  - ② 試料マトリクス中に存在しないこと
  - ③ マトリクスによる感度変動を受けにくいこと
  - ④ 分析対象成分の定量性に影響を及ぼさないこと
  - ⑤ 検出感度が高いこと
  - ⑥ 分析される量（濃度）付近で相対感度係数（RRF）が一定であることまた、サロゲートとして用いる場合は、さらに以下の条件が求められる。
  - ⑦ 分析操作の全過程で調査対象物質と同じ挙動をとること
- GC/MS の場合は、 $^2\text{H}$  又は  $^{13}\text{C}$  をラベルした安定同位体標識物質の利用が多いが、不純物となる非標識体の存在は避けられないので、可能な限り純度の高い標準物質を使用し、また測定値に影響しない濃度を添加する。
- LC/MS 法はソフトなイオン化であるため、共存物質のイオン抑制効果により目的物質のイオン化率が変動し、定量精度が極端に悪化する場合があるので、内標準法を採用する場合は可能な限りサロゲート内標準を使用することが望ましい。
- サロゲート内標準は、調査対象物質の安定同位体標識物質を使用する（調査対象物質と異なる化学組成、化学構造の物質はサロゲート内標準として使用しない）。
- 内標準物質を使用する場合は、常に絶対検量線法を用いて定量して調査対象物質や内標準物質の挙動を監視し、内標準法やサロゲート法として使用できるかどうかを判定する。

### 2.3.2 その他の試薬類

- 調査対象物質が測定の支障となるレベルで存在する場合には、ブランクレベルの低いメーカー試薬を探索する、又は蒸留や吸着剤などで精製する。
- 試薬やクリーンアップに使用するシリカゲルなどの充填剤、捕集剤などは、ロットにより不純物濃度や性質が異なる場合もあるので、調査に必要とする十分量を同じロットで揃えることが望ましい。
- 化審法や国際法に抵触する試薬類は、購入手続きに数ヶ月を要する場合もある。分析法開発を受託する場合には注意が必要である。

### 3 測定機器条件の最適化

#### 3.1 機器の調整

調査対象物質の物理化学的性質、既存の測定条件等を参考にしながら、以下の図4-2のとおり、測定機器の最適化を行う。

#### 3.2 検量線の作成

##### 【共通】

- 分析法開発においては、ダイナミックレンジを確認するための検量線と低濃度試料の定量（IDLの10倍程度<sup>注91</sup>）のための検量線の2通りの検量線を作成する。
- S/N=10程度（IDLの5倍程度）の濃度を検量線の最低濃度の目安とする。
- 環境試料濃度が検量線最低濃度以上の場合、直線性が成立する濃度範囲（ $R^2$ で判定）において5段階以上の濃度の標準液を調製し、検量線データから最小二乗法により一次回帰直線を求め、切片は限りなく0（ゼロ）に近づける（ブランクが検出される場合と標準添加法を除く）。5段階の濃度間隔は、なるべく等間隔となるように設定する。
- 環境試料濃度が検量線最低濃度付近の場合は、検出濃度付近の検量線を追加し、直線性のある範囲で定量を行う。ただし、一次回帰直線よりも二次回帰曲線の切片の絶対値が小さく、回帰が良好な場合（ $R^2$ で判定）は二次曲線も使用できる。
- 検量線の $R^2$ は0.990以上（0.995以上が望ましい）であることを確認する。
- 検量線作成用標準試料の測定時には、原則として、調査対象物質を添加していない溶液（検量線ブランク溶液）についても測定を実施する。ただし、この測定は測定装置状況の確認が目的であり、検量線ブランク溶液に目的物質が検出される場合を除き、測定値は検量線作成及び最小二乗法による回帰式の算出に使用しないこと<sup>注92</sup>。
- 検量線ブランク溶液から測定対象物質が検出される場合は「白本」を参考にブランク値の取

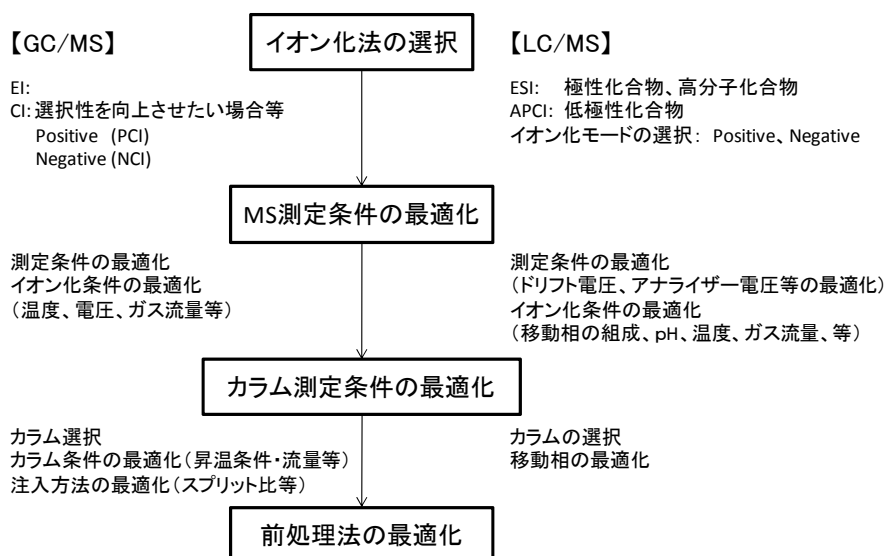


図4-2 GC/MS及びLC/MSの測定条件の検討フロー

**注91** 最小二乗法で求めた広範囲の検量線を適用した場合、低濃度側の測定に誤差が生じやすい可能性があり、想定される試料中濃度に対応させた等濃度間隔の検量線を作成する必要がある。そのため、分析法開発においても、ダイナミックレンジの確認と共にIDLの10倍程度を目安とした低濃度領域の検量線を作成することとする。重みづけ最小二乗法で求めた回帰式の利用も一法であるが、必ずしも根拠が明解でないため化学物質環境実態調査では当面これを採用しない。

**注92** 検量線ブランク溶液の測定結果は、検量線作成に使用しない場合も、測定装置状況を確認するためのデータとして報告すること。

り扱い方法や汚染防止に留意してブランク値の低減を図る。特に、ページ・トラップ法やヘッドスペース法では、希釈に使用する水にも注意が必要である。

- 複数の異性体が存在し、全ての異性体の標準物質が入手できない場合には、異性体の感度は変わらないものとして、標準物質のある異性体とその他の異性体のピーク面積比から、各々の異性体の換算濃度を算出する。この点については分析法開発検討会議で決定する。
- 異性体が多種ある物質について、入手できる異性体の標準物質が限られている場合には、標準物質がない異性体の定量は、各々の保持時間に近い標準物質など、感度に差違が少ないと思われる標準物質を極力用いて定量する。また総濃度の MDL を求めることは難しいため、異性体の中で最も大きな値を示した異性体の MDL 値で代用し、結果の分かりやすい部分に明記することとするが、この点については分析法開発検討会議で決定する。

### 3.2.1 絶対検量線法

- 5 段階以上の濃度の標準液を分析装置に同一量注入、測定し、調査対象物質の濃度（又は量、x 軸）と得られたピーク強度（y 軸）の関係から検量線を作成する。
- 実試料を分析する場合は、標準溶液を一連の試料分析に対して開始、中間及び終了時の 3 回程度（連続測定数が多い場合には 5 試料に 1 回程度）分析し、調査対象物質のピーク強度の変動が 20%以内であることを確認する。
- 試料中の調査対象物質の濃度（又は量）は以下の計算式で算出する。

$$C_s = (A_s - b) / a$$

ここで、 $C_s$ ：試料中の調査対象物質の濃度（又は量）

$A_s$ ：試料のピーク強度

$a$ ：検量線の一次回帰式の傾き

$b$ ：検量線の一次回帰式の y 切片

### 3.2.2 内標準法

「手引き」では、分析装置の感度変動や注入誤差を補正する目的で、最終試験液に内標準物質（シリンジスパイク内標準<sup>注93</sup>）を添加して検量線を作成し定量する方法を内標準法とし、後述するサロゲート法と区別する。サロゲート法であっても、精度管理上、添加したサロゲート内標準物の回収率を算出する必要があり、この算出は最終試験液にシリンジスパイク内標準を添加して内標準法で検量線を作成し定量することが多い。

- 調査対象物質の量を 5 段階以上用意し、その中に一定量のシリンジスパイク内標準を加え

**注93** 試料中に存在せず、分析機器で吸着や分解がなく安定して測定でき、対象物質と保持時間が可能な限り近接し、対象物質の測定を妨害しない物質の中から選定する。<sup>2</sup>H や <sup>13</sup>C などラベルされた安定同位体が適しているが、サロゲート法で使用する場合には、サロゲート内標準と区別できる物質でなければならない。



て、標準液を調製する。それらを測定し、調査対象物質とシリンジスパイク内標準の濃度（又は量）の比（調査対象物質の濃度（又は量）／シリンジスパイク内標準の濃度（又は量））と得られたピーク強度比（調査対象物質のピーク強度／シリンジスパイク内標準のピーク強度）との関係から検量線を作成する（表 4-1、図 4-3）。検量線には、内標準法の場合も、検量線の横軸（x 軸）に濃度比と共に、使用した内標準濃度に対応する標準物質の濃度を明記する。

- 内標準法においては、一般的に内標準と調査対象物質の保持時間が離れるに従って相対標準偏差が大きくなる。そのため、内標準は調査対象物質の保持時間に近い物質を使用すべきであり、保持時間が大きく異なる多数の物質を同時に測定する場合は、複数の内標準を使用することが望ましい。
- 試料中の調査対象物質の濃度（又は量）は以下の計算式で算出する。

$$C_s = C_{rs} \times (A_s / A_{rs} - b) / a$$

ここで、 $C_s$ ：試料中の調査対象物質の濃度（又は量）

$C_{rs}$ ：シリンジスパイク内標準の濃度（又は量）

$A_s$ ：試料のピーク強度

$A_{rs}$ ：シリンジスパイク内標準のピーク強度

$a$ ：検量線の一次回帰式の傾き

$b$ ：検量線の一次回帰式の y 切片

表 4-1 検量線作成用データ一覧 (例)

標準試料濃度 (単位: ng/mL) (Cs)	応答値		応答比 (As/Ars)
	調査物質 (As) 【名称】 (m/z ###)	内標準物質 (Ars) 【名称】 (m/z ###)	
50	0.75	17.02	0.044
100	1.34	16.73	0.080
300	3.84	16.23	0.237
600	7.76	16.03	0.484
1000	13.0	16.26	0.797

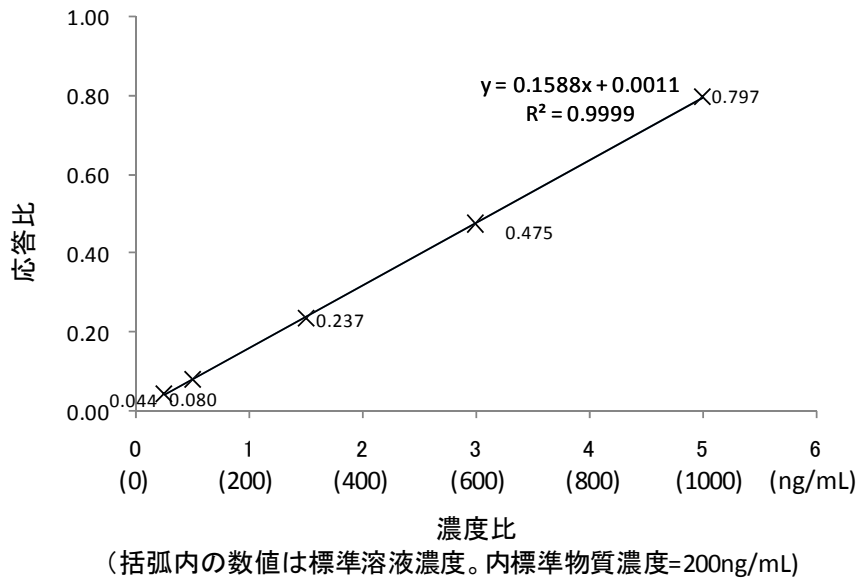


図 4-3 内標準法の検量線 (例)

### 3.2.3 サロゲート法

サロゲート法は、抽出から測定に至る分析操作全般の変動を補正する目的で、試料に既知量の標準物質（調査対象物質の安定同位体標識物質）を添加して分析し、調査対象物質の回収率を補正できる注94。「手引き」ではこの目的で用いる標準物質をサロゲート内標準注95という。ここで、調査対象物質の安定同位体標識物質を用いたとしても、試料ではなくシリンジスパイク内標準として最終試験液に添加して分析した場合は、定量は内標準法に拠るところとなりサロゲート法には含まない。

○ 5段階以上の濃度の標準液を調製し、それぞれにサロゲート内標準を一定量添加する。これ

注94 POPsのように安定な物質で分解や破過のないことが確認されている場合は、試料採取前にサロゲート内標準を添加することで捕集効率も含めた回収率の補正が可能である。

注95 抽出から測定に至る全分析操作過程の変動を補正する目的で使用する標準物質であり、その選定にあつては内標準物質の選定条件に加えて、分析操作過程の挙動が対象物質と同一であることが必要不可欠となる。従って、対象物質の異性体も選定対象となるが、一般には対象物質を<sup>2</sup>H又は<sup>13</sup>Cの安定同位体で標識した標準物質を用いることが多い。

を検量線作成用の標準系列とし、各濃度の標準溶液を測定する。サロゲート内標準に対する調査対象物質の濃度（又は量）の比（調査対象物質濃度（又は量）／サロゲート内標準濃度（又は量））と得られたピーク強度比（調査対象物質のピーク強度／サロゲート内標準のピーク強度）との関係から検量線を作成し、以下の計算式により試料中の調査対象物質の濃度（又は量）を算出する。

$$C_s = C_{ss} \times (A_s / A_{ss} - b) / a$$

ここで、 $C_s$ ：試料中の調査対象物質の濃度（又は量）

$C_{ss}$ ：サロゲート内標準の濃度（又は量）

$A_s$ ：試料のピーク強度

$A_{ss}$ ：サロゲート内標準のピーク強度

$a$ ：検量線の一次回帰式の傾き

$b$ ：検量線の一次回帰式の  $y$  切片

- サロゲート内標準の回収率の算出は、シリンジスパイク内標準を添加しない方法においては、「検量線のサロゲート内標準のピーク強度」に対する「試料中のサロゲート内標準のピーク強度」の比から回収率を算出する。また、別のシリンジスパイク内標準を添加している場合は、「標準試料中のシリンジスパイク内標準濃度（又は量）」に対する「サロゲート内標準に対する濃度（又は量）」の比と得られたピーク強度比を用いて相対感度係数（RRF<sub>ss</sub>）を算出し、この RRF<sub>ss</sub> と「試料中のシリンジスパイク内標準のピーク強度」と「サロゲート内標準のピーク強度」の比を用いて以下の計算式によりサロゲート内標準の回収率を求める。サロゲート内標準の回収率は、50~120%以内の範囲内にある必要がある。

$$R_{ss} (\%) = (A_{ss} / A_{rs}) \times (Q_{rs} / RRF_{ss}) \times (100 / Q_{ss})$$

ここで、 $R_{ss}$ ：サロゲート内標準の回収率

$A_{ss}$ ：試料中のサロゲート内標準のピーク強度

$A_{rs}$ ：試料中のシリンジスパイク内標準のピーク強度

$Q_{rs}$ ：シリンジスパイク内標準の試料への添加量

$Q_{ss}$ ：サロゲート内標準の試料への添加量

RRF<sub>ss</sub>：シリンジスパイク内標準に対するサロゲート内標準の相対感度係数

$$RRF_{ss} = (C_i(rs) / C_i(ss)) \times (A_i(ss) / A_i(rs))$$

$C_i(rs)$ ：標準溶液中のシリンジスパイク内標準の濃度（又は量）

$C_i(ss)$ ：標準溶液中のサロゲート内標準の濃度（又は量）

$A_i(ss)$ ：標準溶液中のサロゲート内標準のピーク強度

$A_i(rs)$ ：標準溶液中のシリンジスパイク内標準のピーク強度

### 3.2.4 相対感度係数法（RRF 法）

内標準法及びサロゲート法において、物質数が多いなど、検量線を毎測定時に作成することが実質的には困難な場合等に、相対感度係数（RRF：Relative Response Factor）を算出し、その係数から試料中の濃度（又は量）を算出する方法である。算出条件及び算出方法は以下のとおりである。

- 個々の標準液を 3 回以上繰り返し分析して RRF を求める<sup>注96</sup>。RRF は調査対象物質及び内標準物質（サロゲート内標準を含む）の濃度とピーク強度比から、次式により算出し、各濃度ごとに求めた RRF を平均し、その平均値を定量に用いる（表 4-2）。また、内標準法やサロゲート法で作成した検量線において、最小二乗法で求めた一次回帰直線の y 切片がほぼ 0（ゼロ）であれば、RRF の算出例にある平均値（表 4-2）と回帰直線の傾きがほぼ一致することになり、検量線の回帰直線の傾きをそのまま RRF とみなすことができる。
- RRF は以下の計算式で算出する。

$$RRF_{is} = ( C_{i(is)} / C_{i(s)} ) \times ( A_{i(s)} / A_{i(is)} )$$

ここで、RRF<sub>is</sub>：調査対象物質と内標準との相対感度係数

C<sub>i(is)</sub>：標準溶液中の内標準の濃度（又は量）

C<sub>i(s)</sub>：標準溶液中の調査対象物質の濃度（又は量）

A<sub>i(s)</sub>：標準溶液中の調査対象物質のピーク強度

A<sub>i(is)</sub>：標準溶液中の内標準のピーク強度

- 試料中の調査対象物質の濃度（又は量）は以下の計算式で算出する。

$$C(s) = ( A(s) / A(is) ) \times ( C(is) / RRF_{is} )$$

ここで、C(s)：試料溶液中の調査対象物質の濃度（又は量）

A(s)：試料溶液中の調査対象物質のピーク強度

A(is)：試料溶液中の内標準のピーク強度

C(is)：試料溶液中の内標準の濃度（又は量）

RRF<sub>is</sub>：調査対象物質と内標準との相対感度係数の平均値

- 求めた 15 点の RRF の相対標準偏差が 10%以内であることを確認する。
- RRF は日常的には検量線の直線範囲の中央付近の濃度の標準液を分析し、得られた RRF の値の変動が 20%以内であることを確認する。この範囲を超える場合は、検量線を再度作成

**注96** 検量線用標準溶液の各濃度段階における RRF の変動がないことを確認するため、3 回以上の繰り返し分析が必要である。

する。

- サロゲート内標準の回収率を **3.2.3 サロゲート法**の項に記載した方法で算出し、回収率が50～120%以内の範囲内にあるか確認する。もし、範囲を超えている場合には、再度試料を前処理し、測定する。

**表 4-2 相対感度係数の算出（例）**

標準試料濃度 (単位:ng/mL) (Ci(s))	応答値		応答比 (Ai(s)/Ai(is))	相対感度係数 (RRF) (Ci(is) / Ci(s)) × (Ai(s) / Ai(is))
	調査物質 (Ai(s)) 【名称】 (m/z ###)	内標準物質(Ai(is)) 【名称】 (m/z ###)※		
50	752	25431	0.030	0.12
50	745	25019	0.030	0.12
50	760	25306	0.030	0.12
100	1341	25518	0.053	0.11
100	1333	25896	0.051	0.10
100	1325	25178	0.053	0.11
300	3845	25632	0.150	0.10
300	3862	25703	0.150	0.10
300	3881	25801	0.150	0.10
600	7760	25164	0.308	0.10
600	7801	25334	0.308	0.10
600	7853	25099	0.313	0.10
1000	13101	25247	0.519	0.10
1000	13055	25301	0.516	0.10
1000	13209	25001	0.528	0.11
相対感度係数の平均値				0.11
相対感度係数の相対標準偏差(%)				6.5

※ 内標準物質濃度:200ng/mL(Ci(is))

### 3.2.5 標準添加法

ヘッドスペース法や重金属測定に利用され、試料中のマトリクスの影響により検量線の傾きが試料と標準試料で異なる場合に有効な方法である。一定量の未知試料に段階的に異なる濃度（又は量）の標準物質を添加した検量線用の試料を作成し、添加した標準物質濃度（又は量）とピーク強度との関係から調査対象物質の定量を行う。

- **図 4-4** は、試料溶液に 0（無添加試料）、10、20、30、40 及び 50 ng/mL 添加した試料を使用した検量線の例である。この検量線上でピーク強度が 0 になる濃度の絶対値 (10 ng/mL) が試料溶液中の調査対象物質の濃度となる。
- 試料中の調査対象物質の濃度（又は量）は以下の計算式で算出する。

$$C_s = |b| / a$$

ここで、Cs：試料中の調査対象物質の濃度（又は量）

a：標準添加検量線の一次回帰式の傾き

b：標準添加検量線の一次回帰式の y 切片

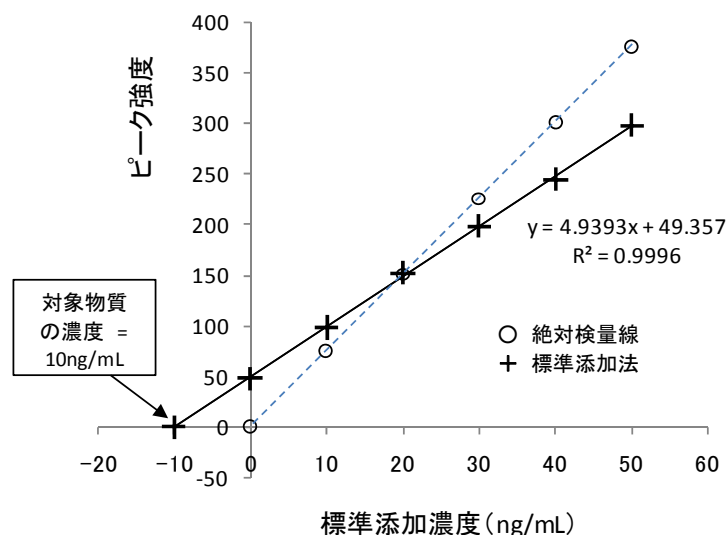


図 4-4 標準添加法の検量線 (例)

### 3.3 検出機器の性能確認 (IDL 及び IQL の測定及び算出)

#### 3.3.1 IDL 及び IQL の測定及び算出の目的

分析法開発においては提示された要求検出感度を満足するかどうかを見極めるためのパラメータとして IDL を使用している。

化学物質環境実態調査の IDL は Currie (1997) の定義を採用し、危険率 5% (片側) を適用している (図 4-5) 注97。

#### 【Currie の定義に基づく IDL 算出の前提条件】

- Currie の定義は、ブランク信号と検出信号はともに正規分布し、等しい標準偏差をもつと仮定している。
- ブランク信号の平均値と標準偏差を求めて、この分布と有意に異なる検出信号の分布を推定し、その平均値を IDL としている。しかし、ブランク信号は装置からランダムに発生する信号であり、直接的には把握できないので、低濃度の検量線作成用標準液を繰り返し測定することによって間接的に推定する。

注97 低濃度又はブランク試験液の繰り返し測定で得られる分析値の標準偏差に基づいて検出下限値を求める際の考え方に、検出下限値にバラツキを考慮しない Kaiser と考慮する Currie の定義がある。化学物質環境実態調査では、過去 (平成 16 年度版白本以前) に Kaiser の定義で危険率 1% (片側) を適用して IDL を算出していたこともあった。その後、検出下限値には IDL だけでなく、分析方法や試料測定時の検出下限値もあるため、これらも含めて検出下限値をある程度統一性のある考え方でまとめるべきとの指摘があった。これを受けて、実際には検出下限値は誤差を含む数値であり、Currie の定義で危険率 5% (片側) を適用する方向で検出下限値をまとめることが適当との判断から、本調査においても、IDL の算出方法を上記に変更した。

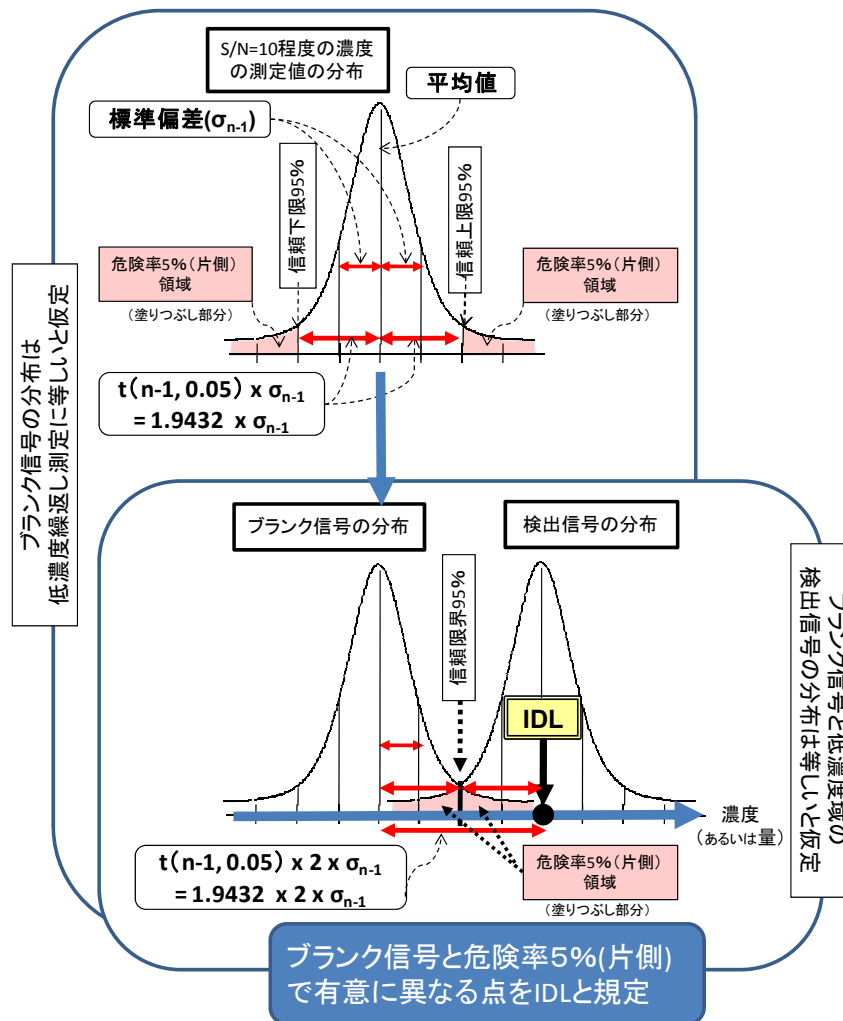


図 4-5 Currie の方法による IDL の概念図

### 3.3.2 IDL 及び IQL の算出試験

IDL 及び IQL は、検量線に用いる最低濃度の標準液を繰り返し分析し、得られた測定値の標準偏差を用いて算出する。

#### (1) IDL 及び IQL の算出方法

- IDL 及び IQL の算出には、検量線作成用の最低濃度（S/N=10 程度<sup>注98</sup>）の標準溶液を用いる。
- この標準溶液を繰り返し（7 回以上）分析機器に導入して分析し、一連の分析値の標準偏差を求める。
- キャニスター法（又は固相捕集-加熱脱着法）のように、標準ガスを試料容器（又は捕集管）に添加して分析機器に導入し分析する方法では、同様の操作で繰り返し測定した値を用いて標準偏差を算出する。

**注98** 従来（平成 17 年以前）S/N=5~15 の標準溶液を用いることとしていたが、S/N=5 は系統誤差の影響を受けやすいこと、S/N=15 はブランク信号レベルの濃度とのかい離が大きいことを理由として見直しを行い、平成 17 年度版から S/N=10 の標準溶液に修正した。

- ブランクが検出される場合（目安として  $S/N > 5$ ）は、検量線ブランク溶液を繰り返し（7回以上）分析し、得られた測定値の標準偏差を求める。標準溶液の最低濃度から求めた標準偏差と比較して、大きい標準偏差を IDL 及び IQL の算出に用いる。
- 得られた標準偏差はブランク信号の分布を示す値であり、これを用いて次式により IDL 及び IQL を決定する。すなわち、ブランクと検出信号の分布は等しいと仮定したことにより標準偏差を 2 倍とし、有意水準とした 95%信頼上限（片側）の値を乗じて IDL を求める。また、IQL は標準偏差の 10 倍値と規定する。

$$IDL = t(n-1, 0.05) \times \sigma_{n-1, I} \times 2$$

$$IQL = 10 \times \sigma_{n-1, I}$$

ここで、IDL : Instrument Detection Limit (装置検出下限値)

IQL : Instrument Quantification Limit (装置定量下限値)

$t(n-1, 0.05)$  : 危険率 5%、自由度  $n-1$  の  $t$  値（片側）

$n = 7$  の場合は 1.9432

$\sigma_{n-1, I}$  : IDL 算出のための測定値の標本標準偏差

なお、危険率 5%の  $t$  値は表 4-3 のとおりである。

表 4-3 Student の  $t$  分布で危険率 5%での各自由度における  $t$  値

繰り返し回数(n)	自由度(n-1)	$t(n-1, 0.05)$ 、片側
5 回	4	2.1318
6 回	5	2.0150
7 回	6	1.9432
8 回	7	1.8946
9 回	8	1.8595
10 回	9	1.8331

## (2) 試料濃度への換算

試料量、最終液量、装置注入量などを勘案し、IDL を試料濃度に換算した値（試料換算値）を求める。

### 【水質試料の場合の例】

$$\text{試料換算値 (ng/L)} = \text{IDL (pg)} \times \text{最終液量 (mL)} / \text{装置注入量 (μL)} / \text{試料量 (L)}$$

## 3.3.3 水質、底質及び生物の測定における IDL の算出事例

### (1) 装置の最適化

- 装置（分析システム）を調査対象物質の分析に最も適した条件に設定及び調整する。



- カラム等の GC、LC 条件、MS のチューニング等。

## (2) 検量線の作成

検量線作成手順の例を以下に示す。

- ① 調査対象物質の感度によるが、多くの場合 0.1 µg/mL 程度の標準溶液を作成し、内標準添加 → 測定 → ピーク検出 → 5~10 倍に標準溶液を希釈 → 内標準添加 → 測定 → …の順に操作を繰り返し、ピークが観察できなくなるか (S/N<5)、調査対象物質の検量線ブランク溶液と強度 (内標準を用いる場合にはピーク強度比) が等しくなった時点で操作を終了する。装置に注入する液量は、全ての測定において一定量とする。
- ② 測定したクロマトグラム (定量イオン) を参考に、S/N=10 程度となる標準溶液の濃度を決定する。
- ③ S/N=10 程度の標準溶液を最低濃度とする 5 段階以上の検量線用標準溶液を作成する (3.1 検量線の作成を参照)。

## (3) 標準偏差 ( $\sigma_{n-1}$ ) の算出

- (2) で作成した最低濃度の検量線用標準溶液を 7 回程度繰り返し測定し、得られた分析値の標本標準偏差 ( $\sigma_{s, n-1}$ ) を計算する。
- 検量線ブランク溶液に調査対象物質のピークが観察されない場合は、前述の  $\sigma_{s, n-1}$  を繰り返し試験の標準偏差 ( $\sigma_{n-1}$ ) とする。
- 検量線ブランク溶液に明瞭な (S/N>5) 調査対象物質のピークが観察された場合は、検量線ブランク溶液を 7 回以上繰り返し測定し、得られた分析値の標準偏差 ( $\sigma_{b, n-1}$ ) を計算する。この場合、 $\sigma_{s, n-1}$  と  $\sigma_{b, n-1}$  を比べ大きい方を  $\sigma_{n-1}$  とする。

## (4) 装置検出下限値 (IDL) の算出

n 回繰り返し試験を行った時の IDL (pg 又は pg/µL) は、次式により算出する。

$$IDL = t(n-1, \alpha) \times \sigma_{n-1} \times 2$$

ここで、 $\alpha$  : 危険率 5% (片側)

$t(n-1, \alpha)$  : 自由度 n-1、 $\alpha=0.05$  における t 値 (表 4-3 の t 分布表参照)

$\sigma_{n-1}$  : (3) で計算した繰り返し試験の標準偏差

**【IDL 算出例】** 例えば、7 回の繰り返し試験で標準偏差が 2.2 pg の場合では、n=7、自由度=6、 $t(6,0.05) = 1.9432$  となるため、IDL は  $1.9432 \times 2.2 \times 2 = 8.6\text{pg}$  となる。

### 3.3.4 大気系におけるIDL 試料換算値の算出方法

IDL の算出は、3.3.3 で前述した水質、底質のIDL の算出手順に準じる。

#### (1) 固相捕集／溶媒脱離法、ろ紙捕集／溶媒脱離法などの場合

- ① IDL の単位が質量 (pg) の場合の計算式

$$\text{IDL 試料換算値 (ng/m}^3\text{)} = \text{IDL} \times V_l / V_i \times 1 / V_g$$

- ② IDL の単位が濃度 (pg/μL) の場合の計算式

$$\text{IDL 試料換算値 (ng/m}^3\text{)} = \text{IDL} \times V_l \times 1 / V_g$$

ここで、 $V_l$  : 最終液量 (mL)

$V_i$  : 装置注入量 (μL)

$V_g$  : 20 °C、101.3 kPa に換算した採取試料量 (m<sup>3</sup>)

#### (2) 固相捕集／加熱脱着法（標準ガスによる検量線作成）の場合

- ① IDL の単位が質量 (pg) の場合の計算式

$$\text{IDL 試料換算値 (ng/m}^3\text{)} = \text{IDL} / 1000 \times 1 / V_g$$

- ② IDL の単位が濃度 (pg/mL) の場合の計算式

$$\text{IDL 試料換算値 (ng/m}^3\text{)} = \text{IDL} \times V_a \times 1 / 1000 \times 1 / V_g$$

ここで、 $V_g$  : 20 °C、101.3 kPa に換算した採取試料量 (m<sup>3</sup>)

$V_a$  : 捕集管に吸着させた容量 (mL)

#### (3) 固相捕集／加熱脱着法（標準溶液による検量線作成）の場合

- ① IDL の単位が質量 (pg) の場合における計算式

$$\text{IDL 試料換算値 (ng/m}^3\text{)} = \text{IDL} \times 1000 / V_g$$

- ② IDL の単位が濃度 (pg/μL) の場合の計算式

$$\text{IDL 試料換算値 (ng/m}^3\text{)} = \text{IDL} \times V_i \times 1000 / V_g$$

ここで、 $V_i$  : 装置注入量 (μL)

$V_g$  : 20 °C、101.3 kPa に換算した採取試料量 (m<sup>3</sup>)

#### (4) 容器捕集法の場合

- ① IDL の単位が質量 (pg) の場合における計算式

$$\text{IDL 試料換算値 (ng/m}^3\text{)} = \text{IDL} / 1000 \times 1 / V_a$$

ここで、 $V_a$ : 20 °C、101.3 kPa に換算した試料導入装置（濃縮装置）への導入容量 (m<sup>3</sup>)

② IDL の単位が濃度 (pg/L) の場合における計算式

$$\text{IDL 試料換算値 (ng/m}^3\text{)} = \text{IDL}$$

ここで、標準ガスの濃度は 20 °C、101.3 kPa における値に換算する

### 3.3.5 IDL の確認試験

算出された IDL の濃度の標準溶液を作成し、ピークが検出できるか確認すること。ピークが確認できない場合は、dwell time（特定イオンの検出時間）やスムージング処理条件等に問題がないか再確認した後、**3.3.2 IDL 及び IQL の算出試験**について再度行う。

## 4 分析方法の検討

- 調査媒体が異なる、又は要求感度を満たしていない既存の方法があり、それらを改良できると思われる場合には、使用されている前処理方法について検討し、分析法の問題点、改善点等を抽出し、その改良を行う。
- 既存の方法はないが、物理化学的性状が似ている物質の方法がある場合には、その方法で用いられている前処理方法等について検討する。
- 上記のいずれの分析法もない場合には、調査対象物質の物理化学的性質から、**図 4-1** の開発フローに従い、分析法の開発を行う。
- 捕集、抽出、クリーンアップ、濃縮操作等の基礎情報については、分析法開発検討会議で配布される参考資料等を参照すること。
- 分解性が疑われる調査対象物質については、分析法がある程度決まった時点で、試料マトリクスがない状態で標準物質の分解性スクリーニング試験や添加回収試験を実施し、その結果について分析法開発検討会議で協議する。

## 5 分析方法の確認

### 5.1 MDL 及び MQL の測定及び算出

#### 5.1.1 MDL 及び MQL の測定及び算出の目的

MDL は、各分析方法で調査対象物質を安定した精度で検出できる最小濃度（又は量）を、MQL は安定した精度で定量できる濃度（又は量）を言う。MDL は試料採取時の捕集効率や抽出効率、マトリクスによる影響等による変動も含む値である。

開発する分析方法の MDL（モニタリング調査対象物質では MQL）が、「詳細要領」に指定されている要求感度を満たさなければならない。ただし、調査対象物質が環境中に十分検出できる

濃度で存在し、定量可能である場合は、MDL、MQL が要求感度を満たさなくても良いが、測定値からブランク値を引いた値は、MQL を超える必要がある。このような場合は、その根拠とデータを添付して報告する。

### 5.1.2 MDL 及び MQL の測定及び算出方法

定量下限値付近の濃度を持つ試料（MDL 測定用試料）を用いて、「白本」に従って、試料の前処理操作（捕集、抽出、クリーンアップ、濃縮等）、試験液の調製を行い、分析値を求める。この操作を 7 回以上繰り返し、得られた分析値を試料濃度に換算し、得られた標本標準偏差 ( $\sigma_{n-1, M}$ ) から次式により MDL を求める。また、 $\sigma_{n-1, M}$  を 10 倍して得られる数値を MQL とする。

$$\text{MDL} = t(n-1, 0.05) \times \sigma_{n-1, M} \times 2$$

$$\text{MQL} = 10 \times \sigma_{n-1, M}$$

ここで、MDL : Method Detection Limit (分析法の検出下限値)

MQL : Method Quantification Limit (分析法の定量下限値)

$t(n-1, 0.05)$  : 危険率 5%、自由度  $n-1$  の  $t$  値 (片側)

$n=7$  の場合は 1.9432

$\sigma_{n-1, M}$  : MDL 算出のための測定値の標準偏差

- 操作ブランク試験 ( $n=2$  以上) を実施し、その結果、ブランクが検出された場合には、操作ブランクの低減を図るとともに、操作ブランク試験 ( $n=7$  以上) を実施し、操作ブランクから計算した標準偏差と環境試料から算出した標準偏差を比較し、大きい方の値を用いて MDL を算出する。
- 標準物質を添加した場合の MDL 試験は、低濃度の添加回収試験でもあることから、試験の結果、回収率が悪い場合には、調査対象物質の分解性が高い可能性等が疑われるため、分析法開発検討会議で、その後の検討方針について十分協議すること。
- MDL を測定する際に、試料中の含有濃度が高すぎたり、低すぎたりする場合は適切な MDL が算出できないので、試料の選定や試料調製は次項に従う。
- 算出した MDL が IDL 試料換算値を下回る場合がある。これは、MDL を求めるための添加回収試験のバラツキが IDL 算出時のバラツキよりも小さいことから生じる問題であり、このような場合は算出した MDL が実際に検出できるかどうかを検証するなど、その妥当性を確認する。

### 5.1.3 MDL 算出用試料の選定及び調製方法

- MDL の算出に用いる試料は原則として一般環境試料（河川水、海水、海底泥、魚介類、大気）

を用いる。

- 水質であれば環境基準 B 又は C ランクの環境水、底質は泥分率が高く有機物に富む底質を用い、生物は脂肪含量が高い（通常 5%以上）魚種を用いることが望ましい。
- 調査対象物質の含有量が不明の場合は、分析に供する実試料と同量の試料を供試して、開発した分析法に従い、前処理、試験液の調製を行い、実測で確認する。
- MDL の算出は 7 回以上繰り返し分析の結果が根拠となるので、調製試料の均一性が重要となり、一連の繰り返し分析に供試出来る十分な量を一時期に調製することが望ましい。
- 標準物質を添加して試験を実施する場合は、操作ブランク試料と共に無添加試料（1 検体以上）も同時に分析する。
- 操作ブランク値も含め、一般環境試料中の調査対象物質の含有濃度が IDL 試料換算値の 5 倍以内であれば、その試料を MDL 測定及び算出に用いることができる。

## (1) MDL 算出用試料の分析の結果、調査対象物質が検出されない (IDL 試料換算値以下) の場合

### 1) 水質、底質及び生物

- 選定した試料に調査対象物質を IDL 試料換算値の 5 倍程度の濃度となるよう添加し、必要に応じて所定量のサロゲート内標準を添加して、十分に混合し均一化させ、所定の前処理、試験液の調製を行い、分析値を求める。
- 底質については、標準溶液を添加して十分に混合し、原則として室温で一晩放置後、前処理操作を行う（サロゲート内標準の添加も同様）。

### 2) 大気

- 添加回収用の捕集材や容器に IDL 試料換算値の 5 倍になるように標準物質を添加したもの（n=7 以上）と無添加（n=1 以上）のものを用意し、マニホールド等を使用して、分析法に採用した採取流量で所定量の大気を並行採取し、測定に供する。
- 添加回収試験は、大気を通気して調査対象物質が気体又は粒子状で捕集材に到達するように行うことが望ましいが、物質の性状に応じて試験の方法が異なる。捕集材に標準溶液を添加する場合には、可能であれば、捕集材への直接添加は行わず、捕集管入口に入れた石英ウール等に添加した後、大気を通気し、捕集材と共に標準添加に用いた石英ウール等を入れた状態<sup>注99</sup>で抽出（又は溶出）、分析する。ただし、物質の性状に応じて標準溶液の添加位置は異なる。クリーンアップ内標準の添加は、抽出（又は溶出）の直前に捕集材に添加する。

## (2) 試料中に IDL 試料換算値の 5 倍以上の調査対象物質が検出される場合

### 1) 水質試料

---

**注99** 標準物質が揮発しないので残存している場合があるため。

- 一般環境水をブランク水 (**5.3.3 ブランク水**の項を参照) で IDL 試料換算値の 5 倍以内の濃度に希釈して用いる。

## 2) 底質試料

- 環境汚染の影響を受けていないと考えられる地域の海域、河川等の底質又は土壌を用いる。
- 代用試料においても IDL 試料換算値の 5 倍以上の調査対象物質が検出される場合には、分析に供する試料量を減じて、IDL の 5 倍以内の濃度になるよう調製する。

## 3) 生物試料

- 市販の外洋魚などを用いる。ただし、外洋魚で濃度が高い物質もあるので、食性や生息域等から適当な魚種を選定する。
- 代用試料においても IDL 試料換算値の 5 倍以上の調査対象物質が検出される場合には、分析に供する試料量を減じて、IDL の 5 倍以内の濃度になるよう調製する。

## 4) 大気試料

- 捕集材を 2 連にする等して、対象成分を除いた空気を用いる。連結した捕集材のポンプ側の捕集材に想定される IDL 試料換算値の 5 倍程度になるよう標準物質を添加したもの (n=7 以上) と無添加のもの (n=1 以上) を準備し、試料採取を行い、測定する。
- ディスクフィルターに直接添加する場合は、フィルターを 3 枚重ね、ポンプ側に最も近い最後段のフィルターに IDL 試料換算値の 5 倍程度になるよう標準物質を添加した試料 (n=7 以上) と無添加試料 (n=1 以上) を準備し、所定時間の試料採取を行い、吸引口に最も近い (最前段) のフィルターを除く、2 枚のフィルターを分析に供する **注100**。
- キャニスターの場合は、IDL 試料換算値の 5 倍以内の濃度になるよう、採取する大気量を所定の量より縮小 (例えば 1/5~1/10 程度) し、200 kPa (約 1500 mmHg) 程度まで高純度窒素ガスなど加湿ゼロガスで加圧後、分析に供する。

## 5.2 添加回収試験

### 5.2.1 試験の目的

添加回収試験とは、検体に調査対象物質を一定量加え、開発した方法により添加した量が正確に定量されるかどうかを検証する方法である。

### 5.2.2 試験方法

- 添加回収試験はその変動を確認するために 5 回以上行う。
- 添加試料 (n=5 以上) と同時に無添加試料 (n=1 以上) も同時に分析する。
- 回収率の許容範囲の目安は 70~120% であり、サロゲート法ではサロゲート内標準の回収率は 50~120% の範囲を目標とする。

---

**注100** 3 段目のディスクフィルターに直接添加するのは、添加したフィルターと接している上流のフィルターに添加標準液が付着することを懸念したものである。

- サロゲート内標準を使用する分析法においては、調査対象物質の回収率（サロゲート回収率補正前及び補正後）及びサロゲート内標準の回収率を各々提示する。絶対回収率は、シリンジスパイク内標準を添加しない方法におけるサロゲート内標準の回収率は、検量線のサロゲート内標準のピーク強度比に対する試料中のサロゲート内標準のピーク強度比から算出する。またシリンジスパイク内標準を添加している場合には、回収率を算出したい物質（調査対象物質又はサロゲート内標準）とシリンジスパイク内標準の濃度比（調査対象物質（又はサロゲート内標準濃度）／シリンジスパイク内標準濃度）とピーク強度比（調査対象物質（又はサロゲート内標準）のピーク強度／シリンジスパイク内標準のピーク強度）との関係から調査対象物質及びサロゲート内標準の回収量を算出し、添加量との比較から回収率を求める（計算式は、**3.2 検量線の作成**を参照）。
- 標準物質を添加した MDL 試験において良好な回収率が得られた場合は、MDL 試験の回収率を記載しても良い（下記**(1)**に記すように、回収率は河川水、海水の両方で求めることに注意）
- 添加回収試験の結果、回収率が悪い場合には、調査対象物質の分解性が高い可能性等が疑われるため、その後の検討方針等を分析法開発検討会議で協議する。

添加回収試験は実施が困難な場合を除き、適用可能な媒体すべてについて以下に示す手順により行う。

#### **(1) 水質、底質及び生物における添加回収試験**

- 水質については、添加回収用試験水として、河川水及び海水の両方の環境水について、検討する。例えば、河川水に標準物質を添加して MDL 試験を実施し、良好な回収率が得られている場合には、海水を用いて、MDL の 30 倍程度の濃度で回収試験を実施する。
- 底質については、泥分率及び強熱減量が高い試料について検討することが望ましい。特に、砂質の底質試料に標準物質を添加して MDL 試験を実施した場合には、泥分率及び強熱減量の高い試料について、MDL の 30 倍程度の濃度で回収試験を実施する。
- 標準物質を添加して十分に攪拌混合し、容器を密栓した状態で一定時間静置した後、前処理操作を行う。静置時間は、原則として水質については室温で 1 時間以上、底質と生物については冷暗所で 12 時間以上（概ね一晩）とする。サロゲート法におけるサロゲート内標準添加後の操作も同様とする。
- 試験の結果、調査対象物質の回収率が 70%(サロゲート内標準は 50%)を下回る場合には、抽出法や試料中での保存性について検討する必要がある。

##### **1) 試料中に調査対象物質が検出されないか MDL 以下の場合**

- 選定した試料に標準物質を MDL の 30 倍程度の濃度となるよう添加したものと (n=5 以上) と無添加のもの (n=1 以上) を用意し、必要に応じて所定量のサロゲート内標準を添加して、

各々の試料を十分に混合し均一化させ、前処理、試験液の調製を行い、分析値を求める。

## 2) 試料中に調査対象物質が MDL 以上検出される場合

- 試料から検出された濃度の 5～10 倍程度の濃度になるように標準物質を添加した試料 (n=5 以上) と無添加試料 (n=2 以上) との回収量の差を添加量で除算して回収率とする。

### (2) 大気における添加回収試験

- MDL と同様な操作で実施する。
- 添加回収試験に用いる空気は、一定温度で実施しなければならない試験など特別な事情がなければ、一般環境大気を使用する。

#### 1) 試料中に調査対象物質が検出されないか MDL 以下の場合

- カートリッジカラムや加熱脱着管、キャニスターを使用する場合には、添加回収用の捕集材や容器に MDL の 30 倍程度になるよう標準物質を添加した試料 (n=5 以上) と無添加試料 (n=1 以上) を用意し、マニホールド等を使用して、分析法に採用した採取時間、採取流量で試料採取を行い、測定に供する。

#### 2) 試料中に調査対象物質が MDL 以上検出される場合

##### ① 環境大気を用いる方法

- カートリッジカラムや加熱脱着管、キャニスターを使用する場合には、添加回収用の捕集材や容器に予想される大気濃度の 5～10 倍程度になるように標準物質を添加した試料 (n=5 以上) と無添加試料 (n=2 以上) を用意し、マニホールド等を使用して、分析法に採用した採取流量で所定量の大気を並行採取し、測定に供する。無添加試料との分析値の差を添加量で除算して回収率とする。
- 予想される大気濃度から添加する標準物質の濃度が MDL の 30 倍よりも著しく高くなる場合には、以下の方法を用いて試験を実施する。

##### ② 対象成分を除いた空気又は希釈大気を用いる方法

- カートリッジカラムや加熱脱着管を使用する場合には、捕集材を 2 連にする等して、対象成分を除いた空気を用いる。連結した捕集材のポンプ側の捕集材に想定される MDL の 30 倍程度になるよう標準物質を添加したもの (n=5 以上) と無添加のもの (n=1 以上) を準備し、所定時間の試料採取を行い、測定に供する。
- ディスクフィルターについては、フィルターを 3 枚重ね、ポンプ側に最も近い最後段のフィルターに MDL の 30 倍程度の標準物質を添加した試料 (n=5 以上) と無添加試料 (n=1 以上) を準備し、所定時間の試料採取を行い、吸引口に最も近い (最前段) のフィルターを除く、2 枚のフィルターを分析に供する<sup>注101</sup>。

**注101** 3段目のディスクフィルターに直接添加するのは、添加したフィルターと接している上流のフィルター



- キャニスターについては、MDLの5倍以内の濃度になるように採取大気量を縮小（例えば1/5～1/10程度）し、試料採取後にMDLの30倍程度の濃度となるように標準物質を添加した試料(n=5以上)と無添加の試料(1検体以上)を準備し、各々を200 kPa(約1500 mmHg)程度まで高純度窒素ガスなどの加湿ゼロガスで加圧後、分析に供する。添加した試料の回収量と無添加試料の回収量との差を添加量で除算して回収率とする。
- 調査対象物質を除いた空気を用いた試験の結果、調査対象物質と共に分析上の妨害成分も除去されるなど添加回収試験の妥当性が危ぶまれる調査対象物質については、前述した①**環境大気を用いる方法**の検討も考慮する。

### 3) 高温高湿時に対応した添加回収試験

低温低湿時（例えば、冬季）に行った添加回収試験結果が良好でも、気温、湿度が高い時期には、破過や分解などにより良好な回収率が得られない場合があり、気温と破過容量の関係（捕集可能な通気量の対数は絶対温度の逆数に比例）や分解性などの基礎的なデータを測定する必要がある。そのため、前述した**1)**又は**2)**の添加回収試験と併せて、以下の条件の添加回収試験も実施することが望ましい。試験に用いる試料濃度や試験方法は、前述した**1)**又は**2)**の添加回収試験に準じる。

- 可能な限り、気温35～40℃程度、湿度70%以上の条件下における添加回収試験も併せて実施する（n=3以上）。
- 気温35～40℃程度、湿度70%以上の条件下の実験が困難な場合は、夏季の高温高湿時の添加回収試験<sup>注102</sup>の結果を添付する。

## 5.3 操作ブランク試験

### 5.3.1 試験の目的

- 操作ブランク試験は、試験液の調製又は分析装置への導入操作等に起因する汚染を確認し、試料の分析に支障がない測定環境に設定し、分析値の信頼性を確保するために行う。
- 操作ブランク値が大きいと検出下限値及び定量下限値が高くなるばかりでなく、人為的な原因による異常値が出現する可能性が高くなり、分析値の信頼性が低下する。したがって、操作ブランク値は分析値に影響がないよう極力低減を図り、試料濃度への換算値が目標定量下限（要求感度等）値の10分の1以下になるよう管理する必要がある。
- 試薬ブランク、装置ブランク、器具ブランク等の汚染低減の方法を確立することが分析法開発の重要な検討課題である場合も多いので、汚染低減のために実施した検討結果についても

---

に添加標準液が付着することを懸念したものである。

**注102** 分析法開発における大気汚染物質の添加回収試験は、通常、開発依頼者や開発担当者の都合により、その試験検討時期は異なる。しかし、気温や湿度が汚染物質の捕集率や捕集時の分解率に影響を及ぼすため、例えば、冬季に検討された試験結果が梅雨の時期では再現できない可能性がある。本来、開発される分析法は高温高湿の厳しい条件にも耐え得る方法が理想であり、また近年、越境移動など地球規模での評価が必要とされる物質もあり、熱帯、亜熱帯域など高温高湿の地域でも適用可能な捕集方法であることが望まれる。

報告書に詳細に記載する。

### 5.3.2 試験方法

- 試料マトリクスのみがない状態で調製した試験液の測定値を定量する。
- IDL の測定・算出と共に以下に述べる方法で操作ブランク試験 (n=2 以上) を実施し、その結果、ブランクが検出された場合には、操作ブランクの低減を図るとともに、ブランク試験値から予想できる MDL が環境試料から算出した MDL 以下であることを確認する。もし、環境試料から算出した MDL を超える可能性がある場合は操作ブランク試験 (n=7 以上) を実施し、操作ブランクから算出した標準偏差と環境試料から算出した標準偏差とを比較し、値が大きい方を用い MDL を算出する。

#### (1) 水質

- 実試料と同量のブランク水 (5.3.3 ブランク水の項を参照) を用い、実試料と同じ方法で分析する。
- ブランク値の十分低いブランク水を得ることができない場合には、使用するブランク水の量をブランク値が分析に影響を及ぼさない量 (例えば、実試料の 1/10 程度) に縮小し、実試料と同じ方法で分析する。

#### (2) 底質・生物

- 実試料が含有すると推定される量のブランク水を用いて実試料と同じ方法で分析する。

#### (3) 大気

- 環境大気を通じていない捕集材を実試料と同じ方法で分析する。
- キャニスターの場合、加湿ゼロガスを充填したものを実試料と同じ方法で分析する。

### 5.3.3 ブランク水

- 精製水とする。ただし、精製水中に調査対象物質が存在する場合は、精製水を溶媒で洗浄するか、固相吸着剤を通過させるなどの処理をして低減を図り、ブランク試験に使用する。
- 調査対象物質が VOC の場合は、煮沸や清浄な窒素ガスでバブリングすることでブランクレベルを低減できる場合がある。また調査対象物質の種類によっては、精製水よりも市販のミネラルウォーターの方が含有量の少ないものもあるのでブランク水としての使用を検討する。

### 5.3.4 ブランクの汚染源と低減方法等

ブランクが検出される場合には、以下の内容を参考に汚染源の究明と低減対策について検討を

行い、その検討結果について報告書に記載する。

### (1) 装置ブランク

- フタル酸エステル類や酸化防止剤などは、GC のセプタム、オートサンプラーのバイアル、ゴムや合成樹脂製の器具などが汚染源となることがある。
- 調査対象物質が GC/MS から検出される場合は、GC/MS のエージングや高品質のバイアルセプタムを使用することで、ある程度ブランク値を低減化することが可能である。
- GC/MS のエージング等を行ってもブランクの濃度レベルが下がらない場合は、装置から検出される調査対象物質の濃度レベルを測定し、装置ブランク値が分析に支障がないことを確認する。
- LC/MS では、オートサンプラーに起因するブランクが生じた場合には、オートサンプラーの操作条件を変更することで低減化できる場合がある。また、ジョイント等にデッドボリュームがある場合は、ゴーストピークの原因となるので、配管をチェックする。
- LC/MS で試料を注入しないでグラジエント分析を開始した場合でもゴーストピークが検出される場合は、LC カラムへの先端吸着が原因となっていることから、アイソクラティック分析に変更したり、有機溶媒で十分洗浄してから次の測定に入ることによってゴーストピークを低減化できる場合がある。

### (2) 試薬等のブランク

#### 1) 溶媒

- 分析に使用する溶媒量と等量の溶媒を実際の分析と同様に濃縮し、ブランクをチェックする。
- 溶媒が汚染されている場合は、試薬メーカーや溶媒のグレードを変えるか蒸留等により精製する。

#### 2) 固相吸着剤

- 抽出や捕集に用いる固相吸着剤には、LAS やフタル酸エステル類などを含んでいるものがある。
- 固相吸着剤から調査対象物質が検出される場合は、できるだけ多種類の固相吸着剤を検討し、その中からブランク値が低くロット間でばらつきの小さいものを選択する。

#### 3) クリーンアップ用吸着剤

- シリカゲルなどカートリッジタイプの吸着剤は、使用する溶媒量も少量で済むが、ブランク値がメーカーやロットにより変動するので注意する。
- オープンカラムの吸着剤からブランクや妨害物質が検出される場合は、ソックスレー抽出器を用いて、メタノール等の親水性溶媒、次にヘキサン等の疎水性溶媒で吸着剤を洗浄する。ソックスレー抽出器は、不純物の少ない蒸留溶媒で繰り返し洗浄するため洗浄効果が高い。一方、デカンテーションは、吸着剤が溶媒中の不純物を吸着し、汚染を増加させる場合があ

るので注意する。洗浄した吸着剤は、減圧下で溶媒を完全に除去してから活性化を行う。

### (3) 器具ブランク

- ガラス器具の洗浄は、水道水→洗剤→水道水→アセトン等の親水性溶媒→抽出溶媒→乾燥（乾燥による汚染が懸念される場合は行わない）、の順で行い、必要であれば使用前に再度溶媒で洗浄する。
- ガラス器具が汚染されやすい場合は、ガラス器具を溶媒槽に浸しておき、分析に使用する直前に溶媒層から取り出し、活性炭等で浄化した窒素ガスを吹き付け乾燥させてから使用する。

### (4) 室内空気ブランク

- VOC などでは室内空気が汚染源となる場合があるので、室内空気のブランク値をチェックする。
- 室内空気からブランクが検出される場合は、①窓を開放して外気を入れ替える等により室内空気中の対象物質濃度を下げる対策、②対象物質をろ過により除去した室内での前処理や高气密性容器での試料保存など実験系に汚染空気の浸入を抑える対策を行うことで低減化することが可能である。

#### 5.3.5 トラベルブランク

輸送中の汚染が予想される場合には、その対処法とトラベルブランク試験の実施方法等についても報告書に記載すること。

#### 5.3.6 MDL を超えるブランクが検出される場合の定量方法

操作ブランクについて、低減対策を講じた後もなお MDL を超える操作ブランクが検出される分析法の場合は、以下に示す事項を検討し、定量上の留意点を報告書に記載する。

以下、MDL 等を算出するための操作ブランク試験（7 回以上）を「分析法操作ブランク」、実試料と同時に処理・分析した操作ブランクを「確認操作ブランク」とする。

##### (1) 確認操作ブランク値が MDL の 5 倍以内である場合

###### 1) 確認操作ブランクが分析法操作ブランクの変動内であった場合

- 確認操作ブランク（2 検体以上）の値が、分析法操作ブランクの変動（最小値～最大値）の範囲内である場合で、試料測定値が MQL 値と分析法操作ブランクの平均値との合計値よりも高い場合には、試料測定値から分析法操作ブランクの平均値を差し引いた値を定量値とする。トラベルブランク試験を実施する調査対象物質の場合も、トラベルブランクの値が分析法操作ブランクの変動内であれば同様。
- 以下、定量値の算出例

① 実試料の測定値 $\geq$ (MDL+分析法操作ブランク平均値)の場合

定量値( $\geq$ MDL)= 測定値-分析法操作ブランク平均値

② (MDL+分析法操作ブランク平均値) $\leq$ 実試料の測定値 $<$ (MDL+操作ブランク試験平均値)の場合

参考値(MDL $\leq$  x  $<$ MDL)=測定値-分析法操作ブランクの平均値

③ 実試料の測定値 $<$ (MDL+分析法操作ブランクの平均値の場合)

不検出(ND)= 測定値-分析法操作ブランクの平均値

2) 確認操作ブランクが分析法操作ブランクの最大値よりも大きい場合

- 確認操作ブランク (2 検体以上) の値が、分析法操作ブランクの最大値よりも大きい場合で、試料濃度が MDL 値と確認操作ブランクの平均値 (又は最大値) との合計値よりも試料測定値が高い場合には、その試料測定値から確認操作ブランクの平均値 (又は最大値) を差し引いた値を定量値とする。トラベルブランク試験を実施する調査対象物質の場合は、確認操作ブランク、分析法操作ブランクよりもトラベルブランク値が大きい場合には、トラベルブランクの平均値 (又は最大値) を差し引いた値を定量値とする。

(2) 確認操作ブランク値が MDL の 5 倍を超える場合

分析法操作ブランク値が MDL の 5 倍を超える場合は、分析系の何処かに原因があると判断し、原因の解明を図り、同時に分析した一連の試料について (場合によっては試料採取から) 再分析を実施する。原因の解明には、分析の下流の操作から、操作毎のブランクを確認するのが有効である。

5.4 分解性スクリーニング試験 (簡便法)

5.4.1 試験の目的

化学物質は各種環境条件下において分解するものがある。水中における分解では、微生物分解を除けば、水中の pH 又は光によるものが大きな要因と考えられることから、これらの要因を同時に設定して、スクリーニング試験を行う。この試験で調査対象物質が速やかに分解してしまう場合には、水中に存在しない可能性が高いことから、開発を中止する、又は予想される分解物の毒性や環境中での残留性が高い場合には、分解物の分析法開発に変更する等の判断材料とする。

5.4.2 試験方法

水質試料を対象として、環境水中における pH 又は光分解によるスクリーニング試験を行う (表 4-4)。

## (1) 準備

- 揮発性有機化合物（VOC）以外については、分液ロートやあらかじめガラス製攪拌子（マグネティック・スターラー用）を入れたバイアルに pH を 5、7 及び 9 に調整した各々の蒸留水を試験に必要とされる量を加え、ついでこれらの容器中へアセトンなどの親水性溶媒に溶解した標準品（ $\mu\text{g}/\text{mL}$  オーダー程度の濃度が望ましい）をマイクロシリンジ等により溶解度以下の濃度（MDL の 10～100 倍程度が望ましい）とするように加え、密栓後、10 分間振とう、又は攪拌する。
- ヘッドスペース法やパージ&トラップ法で分析を行う VOC については、あらかじめガラス製攪拌子を入れたバイアルを用い、上述した手順で試験溶液を調製後、試験必要数の分析用バイアルに分注後、密栓し、保存する。

## (2) 実験

- 1) 調製 1 時間後にそれぞれの pH 値の検液を保存容器から取り出し（VOC については直接）直ちに分析する。
- 2) さらに暗所にて 7 日間放置後、同様に分析する。
- 3) 光による分解の有無をみるため、pH7 の検液については、明所<sup>注103</sup>に 7 日間放置したものも分析する。

以上の実験は  $20\pm 5$  °C の温度条件下で行う。なお、抽出率が pH により変動する物質の場合は、抽出時の pH を適切に調整して分析する必要がある。

## (3) 結果

それぞれの pH について調製濃度に対する残存率(%)を算出し、分解性を検討する。  
実験の組み合わせは以下のとおりである。

表 4-4 分解性スクリーニング試験実施条件

pH	試験数(n)	調製濃度 ( $\mu\text{g}/\text{L}$ )	1 時間放置後 の濃度( $\mu\text{g}/\text{L}$ ) (残存率(%))	7 日間放置後の濃度( $\mu\text{g}/\text{L}$ ) (残存率(%))	
				暗所	明所
5	2	○	○	○	—
7	2	○	○	○	○
9	2	○	○	○	—

※残存率：調製濃度に対する残存率

**注103** 例えば、室内の窓際等に放置する。ただし、検液の温度が  $20\pm 5$  °C の範囲を超えないように、直射日光が入らない北側の窓際や冷却水循環装置で一定温度に保った水に検液を入れた容器を浸けた状態で窓際に置くなど検液の温度変動に留意する。また恒温室等で自然光が照射できない場合は、蛍光灯スタンド等の人工照明を用いても良い。

## 5.5 試料保存性試験

### 5.5.1 試験の目的

初期環境調査及び詳細環境調査については、原則として、地方公共団体において試料採取から分析まで一貫して行うこととしているが、試料採取のみの受託も可能である。従って、試料採取から分析（前処理を含め）までには日数を必要とする<sup>注104</sup>。そのため、試料採取から抽出操作等、前処理操作を実施するまでに調査対象物質が分解する可能性について事前に評価することにより、分解が確認された物質については、分解の影響が無視できる期間内で前処理操作を実施する等の対策を講じる必要がある。

### 5.5.2 試験方法

以下の表 4-5 に示すとおり、水質試料については、河川水、海水での保存性試験、大気試料においては、キャニスター捕集試料及びカートリッジ、フィルター等捕集材のまま輸送・保管する物質については、試料採取後のキャニスター及び捕集材を用いた保存性試験を行う。

- 環境水及び捕集材は冷暗所（4℃）で、またキャニスターは室温で最低7日間保存する。
- 環境水及び捕集材の保存性試験の結果、保存性が悪い（残存率70%以下）と判定された調査対象物質については、粗抽出液を用いた保存性試験（原則14日間）も実施する。
- 底質及び生物試料については、分析法開発検討会議で保存性が悪いと判断された調査対象物質については、粗抽出液について保存性試験（原則14日間）を実施する。
- 試験用の試料は、採取後、又は調製後可能な限り短い時間で抽出した後（2時間以内が望ましい）、調製濃度（試料から検出される場合は調製当日の検出値）を100%とし、保存後の残存率（%）で評価する。

表 4-5 試料保存性試験実施条件

媒体名	保管時の状態 (冷暗所保管)	試験数 (n)	調製濃度 (又は量)	検出濃度 (残存率(%))			
				当日	7日間	14日間	1ヶ月間
水質	新鮮環境水	2	○	○	○	-	-
大気	キャニスター、捕集材	2	○	○	○	-	-
全媒体	粗抽出液	2	○	○	△*	○*	△*
標準溶液	検量線用標準溶液	2	○	○	△*	△*	○*

\*：保存期間については、調査対象物質の保存性に応じて変更してもよい。

#### (1) 試料

**注104** 例えば、北海道で採取した試料を東京にある分析機関が分析する場合、水曜日に試料を採取し、その日に宅配便で試料を発送（陸送）した場合、分析機関への試料の到着は金曜日となる。到着時刻が遅くなった場合には、その日の前処理が実施できず、月曜日に処理を行うことも想定される。そのような場合には、試料採取から抽出操作までには5日間が経過することになる。

### 1) 水質試料

- 必ず新鮮な環境水（河川水等淡水及び海水）を用い、MDL の 10 倍程度（試料濃度が低い場合には、標準溶液を添加してもよい）を目安とし、試料と同じ状態（通常満水）で冷暗所に 7 日間保存する。
- 塩分の存在、塩基性での分解が予想される場合は、新鮮海水を用いた保存性試験を実施することが望ましい。

### 2) キャニスター

- 試験濃度は MDL の 10 倍程度（試料濃度が低い場合には、標準溶液を添加してもよい）を目安とし、試料と同じ状態（加湿ゼロガスで 2 気圧に加圧した状態等）で室温に 7 日間保存する。

### 3) 捕集材

- 試験濃度は MDL の 10 倍程度（試料濃度が低い場合には、標準溶液を添加してもよい）を目安とし、試料と同じ保管方法で冷暗所に 7 日間保存する。

## (2) 粗抽出液

- 粗抽出液については、試料の濃縮倍率（分析量／最終試験溶液量）と同等か、その 1/10 程度の倍率で濃縮したものを保存試料とする。試験濃度は、MDL の 10 倍程度（試料濃度が低い場合には、標準溶液を添加してもよい）を目安とし、冷暗所でまず 14 日間保存し、残存率について確認する。この時点で 70%以下の調査対象物質については、抽出後も速やかに測定を行う必要がある物質と判断される。なお、残存率が 70%以下の場合には保存期間 7 日間又はそれ以下に短縮した試験を実施し、その残存率を確認する。図 4-6 に 1 日当たりの分解率が一定であると仮定した場合の保存日数と残存率（%）の関係について例示する。

## (3) 標準溶液

- 検量線作成時の検量線用標準溶液を暗所に冷蔵、又は冷凍保存し、保存してから 1 ヶ月間以上経過してから、別の検討試験（例えば、MDL 試験や添加回収試験など）の測定の際に、再調製した検量線標準溶液や試験溶液と共に再測定し、分析値を比較する。再測定する検量線溶液は、MDL の 10 倍付近及び最高濃度の検量線用標準溶液が望ましい。
- 粗抽出液と同様に、1 ヶ月後の残存率によって、14 日間、又はそれ以下に短縮した試験を実施し、その残存率を確認する。



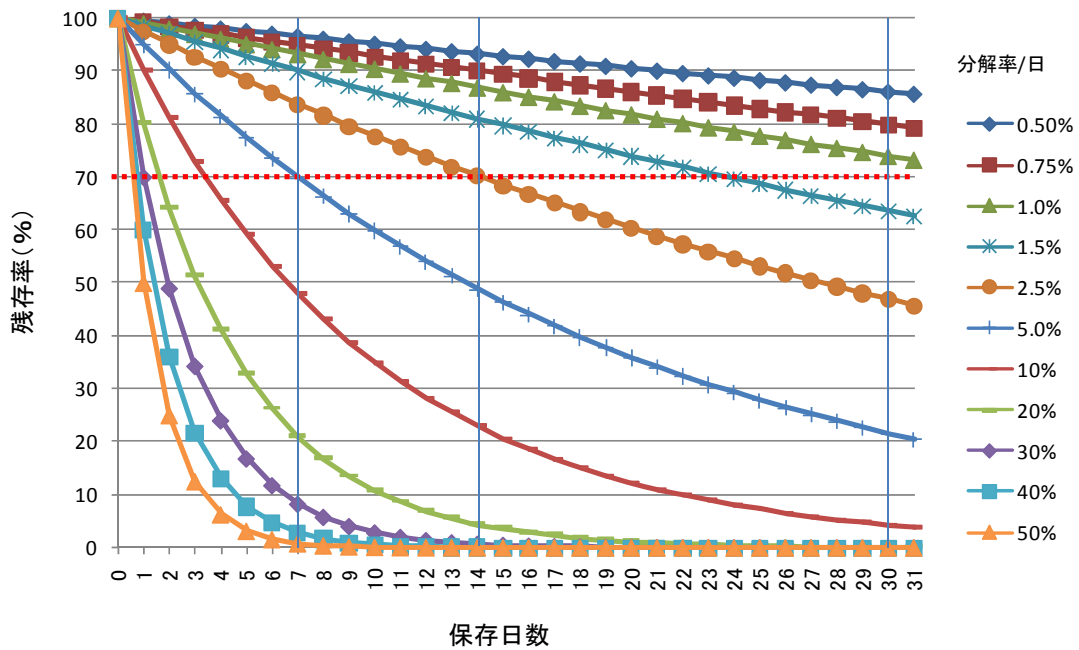


図 4-6 1 日当たりの分解率が一定であると仮定した場合の保存日数と残存率 (%) の関係

### 5.6 再現性の確認方法

- 再現性の確認は、MDL を測定する際に行われた 7 回の繰り返し測定の結果を用いて、平均値及び標本標準偏差を求める。
- さらに標本標準偏差を平均値で除したものを変動係数として併せて求めておく。

### 6 報告書の作成

- 「白本」は、分析法開発検討会議での検討結果をふまえて作成し報告する。

## 【索引】

一般環境	2, 8
検体	22, 42, 43
検量線	77, 123
サロゲート回収率	81, 105, 127
サロゲート内標準	80, 126
サロゲート法	80, 126
湿泥試料	23
詳細環境調査	1, 2, 8
詳細要領	7
初期環境調査	1, 2, 8
試料保存性試験	147
シリンジスパイク内標準	79, 124
白本	7
絶対検量線法	78, 124
操作ブランク試験	96, 103, 141
相対感度係数法	82, 128
装置検出下限値 (IDL)	84, 130
装置定量下限値 (IQL)	84, 130
手引き	7
添加回収試験	94, 138
トラベルブランク試験	25, 103, 144
内標準法	79, 124
二重測定	104
標準添加法	83, 129
ブランク水	97, 142
分解性スクリーニング試験	145
分析法定量下限値 (MQL)	89, 135
分析方法検出下限値 (MDL)	89, 135
モニタリング調査	2, 3, 8
ラウンドロビン試験	105

# 化学物質環境実態調査実施の手引き（令和2年度版）

## Q & A 集

### 第2章 試料の採取及び検体の調製等 (調査地点及び採取点等)

Q.1 複数の調査対象物質の分析にあたり、分析装置の使用予定等を踏まえ、例えば、同一媒体・同一地点であっても調査対象物質ごとに試料採取日が異なることについて特段の問題はないか。

A.1 「化学物質環境実態調査委託業務詳細要領」に基づく採取時期に合致していれば、同一媒体・同一地点であっても、試料採取日が異なることについては差し支えない。なお、試料採取及び分析にあたっては、「化学物質分析法開発調査報告書」に記載されている保存性試験の結果を考慮して調査の計画を定めること。

### (調査地点及び採取点等)

Q.2 モニタリング調査において、やむを得ず調査地点の変更を行う場合としてはどのような場合か。

A.2 経年的な環境残留実態の推移を把握することが目的であることから、既往の調査地点及び試料採取地点において調査を実施することが原則となる。但し、以下に掲げる事例をはじめとして、調査の継続が困難な場合には、可能な限り、以後も継続して調査の実施が期待できる調査地点候補を検討した上で、事前に環境省環境安全課に相談すること。また、調査地点を変更した場合には、当該年度の委託業務完了報告書に、その経緯を記録すること。

- ・離島等のため、安定した交通手段の確保が著しく困難な場合。
- ・周辺環境の変化等により、例年採取していた生物種の試料の確保が難しい場合。
- ・河川で工事があってしばらくの期間採取できない場合。
- ・直近で特定の発生源があって異常値となる測定パターンが現れた場合。

### (調査地点及び採取点等)

Q.3 水質・底質の調査において、手配した船舶に GPS が備え付けられていない場合、位置情報はどのように特定すべきか。

A.3 携帯型の GPS 装置等を活用し、位置情報を記載すること。なお、携帯型の GPS 装置は電波の受信状況によっては位置情報に誤差を生じる可能性があることから、地図、位置情報アプリ等を適宜活用し、誤差の縮小に努めること。

### (1.1.3 水質・底質 採取時期)

Q.4 河口部の調査における適切な試料採取のタイミングについて、どのように考えるべきか。

A.4 調査地点における海水の流入が少ない干潮時の試料採取が望ましい。干潮の時刻については、気象庁ホームページ「潮汐・海面水位に関する診断表、データ」等を活用すること。

### (2.1.3 生物 採取時期)

Q.5 生物媒体の調査において、試料採取後に性の判別をしたところ、全ての個体がメスであった。検体としてはオスが望ましいとされていることから、再度試料採取を行う必要があるか。

A.5 生物の調査においては、オスの個体を検体とすることが望ましいが、試料採取の結果、全ての検体がメスであることを理由に再度の試料採取を行う必要はない。

### (2.1.3 生物 採取時期)

Q.6 モニタリング調査の生物試料について、気象条件や環境の変化等により、例年と同一地点における試料採取が全く望めない状況になっている。近傍の地点で試料採取ができる場合は、当該地点への振替は可能か。

A.6 調査の継続性を重視するため、やむを得ない場合の地点の振替は原則として差し支えないが、あらかじめ環境省環境安全課に相談すること。なお、調査地点を振り替えた状況・理由等について委託業務完了報告書に記録すること。

### (3.3.1 大気 採取方法)

Q.7 ハイボリュームエアサンプラーにてモニタリング調査の試料採取を行っている際に（24 時間/検体×3 検体）、ポンプが停止していた。既に試料採取を行った検体がある場合も、再度、初めから試料採取を実施する必要があるか。

A.7 既に適切な捕集方法にて試料採取を行っている検体がある場合には、当該検体を活用して差し支えない（連続 3 日間の採取を求めるものではない）。但し、試料採取期間が延長となる場合には、検体の保存は安定性試験の結果等に基づき適切に行うとともに、委託業務完了報告書の備考欄に状況を記録すること。

## 第 3 章 分析

### (3.5.5 ブランクの汚染源と低減方法等)

Q.8 実験室内の空気が汚染源として分析対象物質が揮発性有機化合物である場合や、可塑剤として様々な製品に使用されている場合等、分析操作において汚染が懸念される場合の対処法としてはどのようなものがあるか。

A.8 例えば、検量線ブランクが検出されなくても、通気あるいは通水することにより、操作ブランク（カートリッジブランク）から検出される場合には、電源を確保できれば屋外で固相抽出を行うことにより低減できることがある。

### (5 データの評価)

Q.9 サロゲート法を用いた添加回収試験において、検体の濃度が高く添加回収試験のための試料調製濃度が検量線の直線範囲を超過した。対処方法として考えられる方法を教えてほしい。

A.9 例えば、複数の検体のうち、MDL の 30 倍を添加しても検量線の濃度範囲を超過しないものを使用することが考えられる。

## 第4章分析法開発

### (1 調査計画)

Q.10 分析法開発を実施する過程において、市販の標準物質が存在しないことが判明した場合には、どのように対応すべきか。

A.10 まず、海外の試薬メーカーに取り扱いがある可能性があるため、分析法開発対象物質のCAS番号等を活用して取扱状況を確認し、その国内代理店に問合せを行うことが推奨される。次に、国内において分析法開発対象物質を工業的に製造・輸入している企業を特定し、当該企業から濃度既知の少量の分与を受けることが考えられる。その上で、標準物質の入手が困難な場合には、環境省環境安全課に相談すること。

### (5.2 添加回収試験)

Q.11 大気分析法開発の添加回収試験において、回収率の低下を防ぐために留意すべき事項を挙げてほしい。

A.11 添加回収試験には、濃度が高いものを少量(10 µL程度。多い場合でも50 µL。)、吸引しながら添加することを推奨する。添加量が多い場合は、捕集管に届くまでに溶媒が揮発せず、トラップされない可能性がある。また、吸引は揮発性の高い物質の回収率の低下を避けるのに有効である。なお、添加の際には石英ウール等を詰めたテフロンチューブを接続して添加することが推奨される。